

ハトオシヘユ (鳩教へ湯) 上野吾妻郡坂上村本宿に鳩の湯がある。昔一羽の鳩此湯に浴して治癒せる奇蹟を見て此名ありと(同郡案内)。

ハトカヘマツリ (鳩換祭) 豊前宇佐町の宇佐神宮の鳩換祭は一年二度で、三月十八日と八月一日である。前日に町で鳩を買つて當夜各人持参の上、神社境内に集つて交換する。籤に當つた者に神官より金鳩と銀鳩を授ける(民俗藝術二ノ八)。

ハトヲクハヌ (鳩を食はぬ) 武州岩淵町の八幡社の氏子は鳩を禁食し、八雲神社の氏子は胡瓜を、柏木神社の氏子は柏餅を禁食してゐる(岩淵町郷土誌)。

ハナオリサカ (花折坂) 紀伊那智山より妙法寺に至る道に花折坂あり。詣人花を折て佛に供する故に此名がある(西國名所圖繪卷三)。按に、花折坂、花立山、又は柴折坂などは各地にあるが、其起原は沖繩のハヂオソヒビラ(耻覆坂)の習俗からではあるまいか。袖モギ坂も之と一脈の交渉があるやうに思ふ。耻覆坂参照。
ハナトリヂザウ (鼻取地藏) 武蔵橋本郡向丘村上作延の延命寺の本尊地藏尊は、昔此村の里長悪馬飼つてゐたが、田植の時此地蔵小僧となつて悪馬の口を取り田

植をしたので鼻取地藏と云ふ(新編武蔵風土記卷四)。
ハナトリツカ (鼻取塚) 甲斐東八代郡竹野原村竹居の東方に花取塚がある。昔穴山伊豫と南部某と戦ひし時敵の耳鼻を切り埋めた所故に鼻取山と云ひしが、後に今の名に改めた(甲州案内)。

ハニトリ (埴取) 春の祈年祭と冬の新嘗祭の兩度祭日前に、橋津住吉社の神官大和の畝火に到り、口に榊葉を含み身を清めて三握半の土を取り、此山の神に土をそへて持ち歸る。翌日其土で平瓮を作り神饌の供とす之神武帝天香具山の埴を取り八十平瓮を作りし故事によると(住吉名勝記)。

ハバキヌキイハヒ (脛布脱祝) 陸中東磐井郡地方にては、長途の旅を終へて無事に歸る時は、脛布脱祝として酒餅を親族近隣交友に饗する風習がある(同郡誌)。
ババヤキマツリ (婆々燒祭) 但馬城崎郡五莊村高屋御所谷に、雅成親王の陵墓がある。承久年中親王此地に遷されて薨す。親王の寵姫萩の局後を慕ひ松岡に來り高屋の道程を一考婆に聞きしに、老婆は「九日通る九日市、十日通る豊岡、人捕る一日市越えて」と答へしより、局は長途を案じ悶死した。後悪靈祟るので松岡

に局の祠堂を建て若宮神社と祀り、毎年五月十五日には薬で老婆を作り焼く今に其遺風がある(豊岡案内)。

ハヒウラ (灰占) 丹後中郡地方の農家にては、節分の夜撒き残りの豆十二を火の上に並べ焼き、黑白の灰にて白は晴、黒は降りと占ふ(丹後中郡風俗答状)。

ハヒフリマツリ (灰振祭) 肥前松浦郡湊村湊の八坂神社。舊正月十五日の祭典には神輿渡御の前に、氏子の者共老若男女の別なく木灰を打ち振る儀あり、故に灰ふり祭とも云ふ。これ神后の灰を振り祭りし古儀に倣ふと(同郡史)。

ハヒボトケ (灰佛) 駿州吉原町西雲寺の辨天堂の尊像は、弘法大師護摩修法あつた時、其灰を以て造つたといふ(駿河志料卷五一)。因に、灰佛は諸國にある。

ハフキニヨラヒ (齒吹如来) 上總長生郡千田村稱念寺に齒吹の阿彌陀如来がある。木像で口唇を開き白齒を露す故に此名がある。俚俗齒を病む者が祈り給を禁食すれば治すと(上總町村誌卷五)。

ハマ 土佐の國畑は山中であるが、此地の子供は正月にハマ弓を射る。薬繩で圓座の如きものを作り、之をハマと云ふ。大和吉野郡上市村でもハマを射る事之と同

じである(四季草)。按に、破魔弓の原義は之である。蚩尤の眼を射る説は附會採るに足らぬ。

【参考文獻】
濱 弓 考 (柳田 國男) 郷土研究卷四連載

ハマオキ (濱置) 駿州沼津邊では死者の四十九日經つと、新佛の位牌を濱邊波打際へ砂石を積み其上へ据え菓子など供へ親族一同其前で酒食をなし、精進落しをして歸宅す。之を濱置と云ふ(土俗談話)。按に、伊豆伊東の濱オリと同じ習俗である。

ハマグリ (蛤) 武蔵橋本郡細山村の神明神社へ、腫物に苦しむ者が祈れば験あるが、其報賽に蛤を奉納する(生田村郷土のしらべ)。

ハモマツリ (鱧祭) 丹波篠山町の鱧祭は、舊九月八日に行はれる。祭場の役員には鱧切役一人、人身御供の子供に擬し十歳位の男兒、踊子十二人其他大勢であるが、式が進むと、鱧切役が俎板にのつた鱧を一刀に切断し、之を蒸して神酒一獻を廻して式を終る。此祭の由来は、當地を開墾した神人を祭つて八幡神社とし、之に人身御供として村童一人を犠牲にしたのを、又神人が現はれ一匹の大蛇を退治して難を救つたので、喜

びの餘り人々は神人の蛇退治を眞似て鱧祭をすると傳ふ(民俗藝術一ノ一〇)。

ハラボテマツリ〔腹孕祭〕山梨縣南都留郡中野村の宮の祭(九月四日)は、神輿渡御の後に従ひ近郷近在より妊婦集まり跣足で供奉し、御旅所前で大白のまほりを廻る(民俗藝術三ノ一二)。

ハリクヤウ〔針供養〕甲府附近では舊十二月八日より針供養とて針仕事をなす。婦女子は必ず菟藟と風呂吹大根とに味噌をつけて食ふ(人類學雜誌二〇九)。明治前は全國に在つた行事である。

ハリスリデンセツ〔針磨傳説〕菅公天判山にて罪なき事を天に訴へて後針磨(御笠郡紫村)を通行せしに、老翁斧を石にあて磨きけるを見給へ、何にするかと問へしに針にするかと答へしより、公は精動を感じて山に上り神に祀りしと云ふ。此石近世通路の側の林中にあり、長さ七尺餘横五尺餘あると(筑前國續風土記卷九)。近江にも針磨峠がある。

ハリマブネライム〔播磨船を忌む〕羽後能代町の沖に寛文の頃播磨船の者女を連來り沈めしと云ふ。其怨靈の爲か播磨船入れば、水戸淺くなり、或は日和狂ひて

他の船迄害を被るとて忌む(代邑見聞録)。

パンチパンザブラウ〔盤次盤三郎〕陸前名取郡秋保村馬場に盤神山あり山上に住む。兄を盤次郎弟を盤三郎と云ひ、容貌魁偉にして常に田獵を好んだ。後世の人之を山神に祀つた(封内風土記卷五)。

【參考文獻】

盤次盤三郎 (柳田 國男) 郷土研究二ノ一
パンヤク〔番役〕薩摩では明治前眞宗を嚴禁し、耶蘇教同様に取扱つたが、其際よく眞宗の法脈を傳へた者は番役である。萬一發覺せる場合は死刑に處せられる規程なるも父子代々身命を堵し死守した(日本週遊奇談)。

ヒ

ヒアラタメ〔火改〕大和宇陀郡御杖村菅野に元旦火の行事がある。大晦日の夜氏は皆氏神に集り、徹夜で大火を焚いて餅を焼て食ひ來年の健康を祈る。夜半を過ぎて元旦の一二時頃になると、其火を燈火に移し歸宅し神棚に供へ雜煮の炊つけにする(大和の傳説)。

ヒイミ〔火忌〕嚴嶋元神地では總て火の淨穢を論じ、

例へば人來り飲食を俱にし歸後其人喪忌に係ると聞けば、既に同火の穢と等しく其喪の輕重に隨ひ、重きは火打の器又土釜茶杓等をも海に捨て新物と改め火を清め、輕きは竈を清め鍋釜を磨き淨めて火を改める(醫藩通志卷一七)。往古は全國的に行はれた習俗である。

ヒウチアハセ〔火打合〕磐城双葉郡大堀、熊町、久之濱等の一部では、盂蘭盆會に火打合の行事がある。又山上に松明を點じて種々の形を現はす事が同郡大堀村の末森及び酒井に行はれる(同郡誌)。

ヒウチガミ〔燧神〕出雲大原郡大崎村の王子權現社は神體三寸四方の燧を祀る故に、郷中打火をせず割火を用ゐる(雲陽誌卷下)。

ヒウラ〔火占〕岩代飯坂町では正月十四日夜半、炭火十二を選び之を各十二ヶ月に配當し、一月より順次に灰の上に並べて灰となるを待ち、其灰色で二月雨、三月日和など占ひ、一々曆の上に記入する、之を火占ひと云ふ(風俗畫報二二四號)。各地に多い行事である。

ヒガシマド〔東窓〕河内中河内郡中高安村では家の東側に窓を造らぬ。之は伊勢物語の故事からだ云ふ

(郷土研究一ノ四)。

ヒガンコジキ〔彼岸乞食〕播州社町山國部落の村内、十三歳以下の男子十數人一組となり、彼岸中日に未明より各戸に就き、金錢米穀を買ひ受け最後に加役飯を炊き、十四歳の男子(去年迄彼岸乞食に廻つた者)を招待し會食する(加東郡誌)。

ヒキマヒ〔蟾舞〕兵範記保元三年六月二十八日條に、主上出御になつて相撲技を御覽になつた。次で呪師、蟾舞、荒輪鼓、弄環、高足、終て主上が還御遊ばされたと載せてある。

ビクニガシラ〔比丘尼頭〕比丘尼の惣頭は江州水口町大峰の大先達飯導寺(朱印二百石)である。故に文臺と云ふものに元は牛王を入れたと云ふ(一話一言卷四八)。按に、熊野比丘尼頭の事である。

ヒゲナデマツリ〔鬚撫祭〕下總香取郡大倉山の側高明神は香取第一の攝社である。毎年鬚撫祭を行ふ。酒席を設け濁酒を酌み交はし、口邊の鬚撫てた者は強くて三杯飲ませる習慣がある(利根川圖志卷六)。

ヒザ 奄美大嶋にはヒザと云ふ奴隷があつた。ヒザとは雇人が主人の家で生んだ子で、彼等は一生涯主人の家に

使役され、殆ど主人の私有財産であつた。明治四年ヒザの解放令下り、男女とも三十歳以上は身代砂糖千五百斤で身請された。大嶋には男三四七人、女二七五人あり、身請したものの男八一人、女五五人あつた(奄美大嶋史)。内地の庭子と同じである。

ヒジモント (秘事門徒) 佐賀三養基郡の一隅に、眞宗の所謂秘事門徒の結社がある。其社中の者は秘密に深谷又は幽洞の中に集り合掌し「助け給へや南無阿彌陀佛」を繰り返して、唱へ人をして催眠状態に入らしめる。其時に佛の光を又は聲を見聞すると云ふ。今尙其結社は中々強固である(日本週遊奇談)。按に、御蔵門徒と同じである。

ヒシヤマツリ (備謝祭) 野州今市町琵琶ヶ窪の龍尾神社。毎年正月十四五兩日に大祭がある。郷内戸敷を十四に分け講中と稱し、村の富豪を大宿と云ひ、當番の家々では老若を擇ばず各大宿に會して饗を受け終れば皆揃て社殿に參籠する。之を備謝祭と云ふ(明治神社志料卷上)。歩射祭の轉訛である。

ヒジリムラ (聖村) 紀伊那賀郡原村は古く聖村と云ふ即ち畑坊村で、今は畑坊を職とする者は、村中で家を

別にして其餘は皆農民であるが、尙他村とは結婚せぬ(紀伊續風土記卷二八)。

ヒタキジン (火燒神) 隠岐知夫郡黒木村の燒火神社。海邊往來の船が闇夜の折に自由を失ひし時、此神を祈念すれば忽然と火起りて安定を得ると云ふ(諸社一覽)按に、航路の目標として山上に燒火したので負ふた社名で、聖エルナ系の事實から龍燈松傳説への發達中間の信仰である。

ヒタテジヨ (火立所) 伊豆の海岸各地に火立所があるこゝで火を焚き晝は煙を立て夜は火光を以て、出漁中の船を呼び返すのである。一大事の出来た時以外この地で火を燃す事は許されぬ(伊豆傳説集)。

ヒツジノニヘ (羊の性) 對馬國府八幡神社。古は此宮に告朔の禮があり、之を朔幣と云ふ。源親光國守の比は犠牲に羊を用ゐたが後に猪に代へた(津嶋紀事二)。

ヒデン (悲田) 京都の乞食は非田兒と云ひ非田院村に住み、エタは天部と云ひ上下天部村に住む。鴨川北岸に非田兒院村あり、此村に溜の牢を置かれるので非田兒聚落してゐる。大阪の非人をカイト(垣外)と云ひ四箇所の長吏の支配である(譚海一四)。

ヒトイチ

(入市) 羽後横手町名物若衆市場は、毎秋大町通と四日町通と交互に開かれ、市場に二百人からの筋骨たくましい若衆が出品され、買手は近在の六百姓で一々品定めをし、舊十二月廿五日迄幾何と契約を結ぶのである(週刊朝日八ノ一八)。

ヒトカゲシミツ (人影清水) 能州和川北郡笹波村拾五社権現境内に人影の清水がある。人の立寄る時は水湧き人の立去る時は止む故に此名がある(能州名跡志卷一)。此種の清水各地にあり、瓦斯の作用と云ふ。人聲の清水、驚きの井、皆同じである。

ヒトカヒガネ (人買鐘) 駿河興津町辨天山の西に鐘撞山がある。往昔人買の來る毎に此鐘を撞き近郷の者が集り防いだと云ふ(駿河志料卷四三)。

ヒトガムシニナル (人が虫に成る) 齋藤實盛が稻虫になり、皿屋敷のお菊がお菊虫となつた傳説を始めとして、平四郎虫、淨元虫、正雪虫など頗る多いが、詳細は参考文献で知られたい。

【参考文献】

人が虫に成つた話 (中山 太郎) 日本民俗學隨筆
ヒトクテクワンオン (一口觀音) 越前吉田郡牧野嶋村

ヒトイチーヒトタ、ラ

に、傳泰澄法師自作の十一面觀音がある。俗に一口觀音と云ひ、何事も一口祈誓すれば叶はぬ事がないと(越前國名蹟考卷七)。

ヒトコトクワンオン (一言觀音) 信州下伊那郡駒場淨久寺の觀音は、靈驗あらたか度一度願懸れば必ず通るが勿體ないので一生一度しか願懸けせぬ。故に今でも一言觀音と云ふ(傳説の下伊那)。

【参考文献】

一言 主考 (柳田 國男) 郷土研究四ノ一

ヒトツメニフダウ (一目入道) 佐渡吉井村の加茂湖には、昔一つ目の主が棲んでゐた。或時陸に上つて、傍に繫かれてゐた馬の背に乗つてゐる時、馬主に捕へられ、毎晩一貫の鮮魚を瑠璃の釣に掛けて、貢物とする事を約して放されて湖に歸つた。其後久しく約束は續いたが或時馬主が違約したので貢魚は絶え、毎年正月十五日夜に一目入道に襲はれた(傳説の越後と佐渡)。

【参考文献】

一ツ目小僧 (柳田 國男) 郷土研究四ノ一二
ヒトタ、ラ (一踏鞠) 紀伊牟婁郡檜原村の王子權現は狩場刑部左衛門を祀る。傳に昔一踏鞠と云ふ妖賊、熊

野三山権現の神寶を奪ひ雲取の旅人を掠めたのを、刑部左衛門が誅したので郷民権現に祀る（紀伊續風土記 卷八〇）。

ヒトツモノ 「一つ物」 西讃岐琴弾八幡宮の祭に童子を選び、祭前より重く齋戒させ、祭日に山鳥の尾さした笠を着せ、額と笠とに入の字を書き、馬に乗て神輿の前に立たせる、是を一つ物と云ふ。又笠岡村の祭に村人五郎八と云ふ者、其家の巽の方の塚に生じた茅を一つ物として持来り神輿に従ふ（西讃府志）。按に、一つ物は古くから各地の祭儀にある。

【参考文献】

一つ物の研究（中山 太郎） 日本民俗学歴史篇 かざなおり考（伊波 普猷） 民族三ノ四
ヒト、リイシ 「人取石」 姫路市案内社町に鬼石がある。之に腰懸ければ死ぬとて人取石とも云ふ（播州續古所拾考）。按に、腰懸石、影向石の一種である。會津若松地方の人取石は、殺生石と同じ毒石である。
ヒト、カミ 「人と神」 肥後葦北郡では産兒三日で命名する。命名の日迄は神の者とするも、命名後は人間となるとして、之を神立とも云ふ（同郡誌）。

ヒトバシラデンセツ 「人柱傳説」 攝津長柄橋の人柱を始めとして、各地を通じ夥しき迄に存してゐる。理由は築堤、架橋、堰造り等の爲めに、水神への犠牲として水底へ沈められるのである。茲には資料の目録だけ挙げるにとどめる。それも餘りに多きに過ぎるので抽出した。人身御供参照。

【参考文献】

陸奥南津輕郡藤崎村（堰 神）津輕のしるべ 磐城平町丹後澤（築 城）磐城古代記 下總埴生郡龍角寺（鑿 池）新撰佐倉風土記 伊豆賀茂郡田中村（堰 造）伊豆傳説集 尾張春日井郡新居村（築 堤）張州府志卷一 越前吉田郡松岡窪村（同 上）同名蹟考卷七 備後三原町宮沖新田（同 上）備後史壇六ノ二 出雲出雲郡出西村（同 上）雲陽誌卷下 土佐香美郡大栃村（架 橋）土佐遺聞録 肥後球磨郡多良木村（堰 造）同郡郷土誌
ヒトハタクワンオン 「人肌觀音」 東京市上澁谷の觀音堂に人肌觀音の木像がある。通身常に温なる爲此名がある。（武蔵風土記稿豊嶋郡卷二）。按に、人色を人肌

と誤つた説で諸國にある。

ヒトミコクウ 「人身御供」 今昔物語の飛驒の猿神を古いものとして、各地に涉り敷へきれぬ程澤山ある。之は人柱傳説とは異り、供へる動機も受ける神々も廣汎であつて、必ずしも一樣でない。今は多數のうちから出来るだけ異つたものを抄録する。

【参考文献】

人身御供論（高木敏雄） 日本神話傳説の研究 陸中稗貫郡葛村（諏訪神）華城郷村志卷三 上總望陀郡坂戸村（坂戸社）上總國誌 稿 駿河見付町（矢奈姫社）見付次 第 三河寶飯郡小坂井村（菟足社）同國官社考集説 近江伊香郡古保利村（大森社）郷土研究一ノ五 能登輪嶋町（鳳至彦社）能州名跡志卷二 大和添上郡平和村（倭文社）水木直箭談 紀州那賀郡國主村（國主社）同續風土記三五 丹波多紀郡城北村（八幡社）同郡風俗調査 播州飾東郡北條村（天満宮）人類雜誌一〇八 伊豫喜多郡森山村（拜龍社）伊豫温故録 大隅嚙啖郡重久村（止上社）三國神社傳記

ヒトリダマ

「火取玉」 對馬豊崎郷五根緒村の高崎神社（神牀紫石）に、火取玉と云ふ神物がある。圓き水晶で徑一、八分あり、軍中で用ゐたものと傳ふ（津嶋紀事 卷三）。按に、軍防令に火珠とあり陽燧である。

ヒナイジン 肥後益城郡津志田村にヒナイ神がある。毎年七月に邊場、山出、古閑、八町各村の農民が、古閑村の松ヶ鼻に出て金鼓を鳴らし紙旗幟を立て樂をする。斯うせねば必ず水損ありと（肥後國志卷五）。

ヒナマツリノキゲン 「雛祭の起原」 紀伊海部郡加太村の加太神社（一名粟嶋神社）は、緒家諸侯方及び諸國の士庶より、雛並に雛の手道具等を奉納する事夥しく神殿中に充滿する。社家説曰く、此事神后當社へ少彦名命の雛形を造り御奉納されてより起り、諸國の雛祭も是より始まると（紀伊續風土記卷二三）。按に、俗説探るに足らぬ。雛祭の起原は贖物の信仰である。

【参考文献】

日本雛祭考（有坂與太郎） 單行 本 雛祭考（中山 太郎） 半面昭和八年三月號
ヒニンガシラ 「非人頭」 大阪に非人頭四人あり、東西南北の四隅の千日、よしはら、小長谷、富田の四所に

住み土人は四箇と呼ぶ。又白股引に白ぼたん付たのはエタのみ穿き常人は穿かぬ、下帯も非人は染たのを締める。又刑罪人町中引廻しの時、罪科の次第を一町毎に馬を止め讀む者は紺屋の役である(譚海六)。

ヒノホソソホウ〔火保存法〕筑前糟屋郡新宮村上府の横大路家へ、延暦廿四年僧最澄歸朝の折同家に宿り、支那の天臺山より將來の靈火を與ふ、同家では之を保存する爲め、昔は長七寸の櫻木を以て七ヶ所に埋火した(九州民俗學一ノ三)。

ヒノミツナ〔日御綱〕美作眞庭郡河内村の上河内神社古來正月六日六月十五日神事を行ふ。終て綱を社頭より華表の内に曳く、之を日の御綱と云ふ(美作國神社資料)。

ヒノエウマ〔丙午〕遠州見付町邊では、丙午生れの女は嫁に取るを忌嫌ふが、春生れの者は好いと。それは春駒は夢に見ても宜いと云ふ俚歌により吉とする(見付次第)。丙午に關する資料は少くないが、俗信とて他は略した。

ヒハガフチ〔琵琶ヶ淵〕作州久米郡佐良山村大字一カに琵琶ヶ淵がある。延久三年の旱魃に農民此淵に雨を

祈つた時、龍神感應して琵琶を弾じ雨を降らせたので此名がある(同郡誌)。按に、琵琶壺、琵琶首、琵琶池など各地にある。アイヌ語ならんと云ふも判然せぬ。

ヒバシガミ〔火箸神〕岩代大沼郡寺入村の金跨神社へ

舊高田町伊須美神社の寶物に、上代の火箸と云ふ鐵杖の首の、兩岐のがあつたのを移して神體とした(新編會津風土記卷七八)。

ヒハツデンセツ〔飛鉢傳説〕越後米山町の米山頂上に藥師堂があり、本尊は僧泰澄の作と傳ふ。泰澄は能登から來た沙彌と共に米山に籠り、沙彌は毎日山から麓の海を通ふ船に鉢を飛ばして品物を無心した。或時米を積んだ船に無心した所斷られて、沙彌は法を使ひ船中の米を米山に飛ばしたので船主は驚き謝して、再び米を飛ばせて船に返して貰つた。以後米山の名が始まつた(傳説の越後と佐渡)。按に、飛鉢傳説は各地にあるが、所詮は社寺へ納めた御初穂米の傳説化である。

ヒマチ〔日待〕越前大野郡小山村の飯降山へ、毎年端午の節句、孟蘭盆會の夜、御嶽参りとて青年男女登攀し日待をする(同郡誌下編)。

ヒマツリ〔火祭〕岩代耶麻郡月輪村關脇の麓山神社。

舊紀に毎年九月十五日民家を掃ひ清め、注連を引て大幣二本を安んじ、村民の祭に與かる者宿齋し、此家に集合し大なる爐に薪を焚き、月山麓山羽黒の大權現、並に稻荷の大明神と、一口に出づる如く唱ふる事數十五、神之に憑る者一人或は二三人、互に起つて幣を取て狂躍し、遂に爐中に入り火の上に座す。或は火を攫み或は火を踏み、幣にて火を探れど燃ゆる事がない。少時ありて神去れば其人醉の醒たるが如くである。之を火祭りと云ふ(同郡誌)。

ヒマネギイハ〔日招岩〕安藝の音戸村は平清盛が開墾した有名な音戸の瀬戸のある所で、其折に清盛が太陽を招き返したと云ふ日招き岩がある(吳の史實と傳説)按に、各地にある日招き傳説には、古い日奉部の行事を考慮に加ふべきである。

ヒマネギハチマン〔日招八幡〕伊豫温泉郡余土村で元暦元年佐々木高綱が森山大野の兩軍と戦つたが、未だ勝負決せぬうちに日輪西海に傾く、高綱利を失ふを嘆き石清水八幡宮へ祈願し軍扇で入日を招けば、日輪弓状に指し并り兩軍を破る、高綱之に感じ日招八幡宮を建てた(余土村誌)。

ヒモラヒ〔火貰ひ〕會津市柳津の虚空藏堂へ二月初午の日佛前の大蠟燭の火より參詣人お火貰ひとて火を移し家に歸り、煮たき用に充てる(民俗藝術二ノ二)。

ヒモリイシ〔日守石〕筑前糟屋郡阿惠村八幡社の森に

日守石がある、俚傳に神后此地に來給ひ此石に腰を掛け日を守り給ひし古蹟なりと(筑前國續風土記一八)。

ヒヤクタユフ〔百太夫〕淡路三原郡三條村に木偶を操る者あり、之を道齋坊と云ふ家傳に百太夫と稱す漁人が、西宮夷三郎殿を建て、道齋坊が、神に仕へ意に合ふ。坊死んで後神頼りに荒れ、百太夫官に乞ひ坊の形を造り舞はせた所神大に悦ぶ。百太夫後に諸國を行脚し後此村に止まる



と(淡路常盤草卷六)。

ヒヤクニチザカ〔百日坂〕伊勢飯南郡神戸村鼻場に百日坂がある。此坂で轉んだり頓づいたりした者は、百日の間に死すると云ふ(飯南傳説誌)。

ヒヤリ〔日遣〕上總では秋毎に男は男、女は女と宿を

定め、終夜遊山するを日遣と云ふ。又昔は毎年春兄弟契りとして男は男、女は女、童子寄合ひ庭屏風中に隔て内外に別れ帯襷等懸け、内外で引合せて其年の兄弟分を定め、實の兄弟より親しくする習俗があつた(南總珍)。

ヒラギ〔柊〕 京都下鴨の柊大明神の社前に、諸方の人諸の小木を持行き植ゑるも、久しくして柊に化すと云ふ(中陵漫録卷一一)。

ヒルカケ〔蛭蝮〕 美濃武儀郡徳永村に双陸神社がある隣村日永村の神と蛭を賭て双六を打ち勝た故に、今尚徳永の田に蛭住まず日永の田に蛭多いと(人類學雜誌三〇ノ一二)。諸國に多い傳説である。

ヒルクヤウ〔蛭供養〕 駿州安倍郡では毎年舊曆六月十五日に蛭供養と稱し、豆炒おこし等の類を作り神に供へ田に入らぬ(同郡誌)。

ヒルマモチ〔晝飯持〕 田植に働く人々に晝飯を持運ぶ女子を斯く稱した。そして此女子は田ノ神(穀神)の象徴であつて、古きオナリ信仰を傳へたものである。それ故にオナリが田ノ神の犠牲となつたやうに、晝飯持の横死傳説も残つてゐる。足利市外五十部村の

水使神社の縁起は、浮説の混入があるけれども、晝飯持が池に投じて死んだと云ふ一節に、在りし大昔の習俗が考へられる。更に美濃の馬瀬川の左岸に晝飯岩があり、昔下女が田植の下男達に晝飯を運ぶため此處に来て、岩の爲に殺されたので此名があると云ふのは(文藝俱樂部八ノ一二)、同じく古い晝飯持の傳説化と見るべきである。詳細は茲に盡せぬので参考文献に據らるたい。嫁殺し田参照。

【参考文献】 田植に女を殺す習俗 (中山 太郎) 日本民俗誌

ヒロスチ〔廣筋〕 阿波勝浦郡内に廣筋、狭筋と云ふ家筋がある。一般に廣筋は悪く狭筋は良いと云ふ(同郡誌)。

ヒワタリノシンジ〔火渡の神事〕 肥後玉名郡小天村の天心宮。祭日十一月七日は豫め薪を神木の銀杏樹下に山積し、神樂堂の檐下に鯛を掛け、神人薪に點火し炎鎮る時、火中燼上に入て神樂を奏て通る。其後參詣の男女火中を通るに若し誤て餘燼肉を焼けば、掛置鯛の肉を切て火傷を摩すれば痛み忽ち癒ゆと(肥後國志卷一二)。

ヒエライム

〔稗を忌む〕 上野群馬郡長野村菊池では、拔鉢神社祭禮の時氏子の小兒二人が群衆の爲め、路傍の畑中に押倒され稗の切株に目を突き、神水で洗つて治癒したが、其年より神池の鱒片目となつた。それで同村では稗を作らず又鱒も食はぬ(同郡誌)。

ヒンバウガミオクリ〔貧乏神送〕 大阪市では、昔富豪の家では毎月晦日に貧乏神送りをした。番頭が貧乏神の好む焼味噌を二つ作り、座敷から見世と家内中を持廻り後に川へ流す(諺民談)。

フ

フイゴマツリ〔吹革祭〕 京都では十一月八日に鍛冶屋で稻荷を祭り、吹革に神酒を供へ餅を獻じ、夕方には餅饅頭を門口から撒て子供に與へる。之を吹革祭といふ(日本歳事史)。

フカライム〔鱧を忌む〕 沖繩宮古嶋の中宗根氏は鱧を食はぬ。義間の蔡氏も同じく鱧を食はぬと(伊波普猷談)。中宗根氏の事は宮古嶋舊記で讀んだ。
フク〔河豚〕 癩病の者が魚毒を食へて死なんとして、

河豚を飽食したるに、果して中毒して甚しく嘔吐した然し病氣は癒つたといふ(甲子夜話卷六〇)。

フクガマ〔福釜〕 讃州では年毎の元日より三日又は七日迄、家の神を祭るに茱萸の木で自在を作り、爐に福釜として土鍋をつり飯を炊て神に供へ、其飯を大福と云ひ湯を湧し挽茶を入れ茶釜もて立て家内打祝ふ(西讃府誌卷三)。他地方の福茶と同じである。

フクビキ〔福引〕 正月福引とて圖にて人に物をとらす事あり、夜話に正月の福引は、昔は兩人して餅を引き合て、兩方の多少取りたるを見て其年中の禍福を占つたものである(梅園日記)。餅を古く福と云つたので此稱へがある。

フクヒロヒ〔福拾ひ〕 播州明石郡林崎村寶藏寺の毘沙門天は、毎年舊正月三日に福拾ひと稱し、拾ひ手の漁夫等は三更の頃より集り和尚が式を終りて福(竹筒に入れた經文)を投ずるを奪ひ合ひ、此福を得たる漁者の組合は必ず其年は大漁あると云ふ(風俗畫報七三)。

フクベヲドリ〔飄踊〕 近江阪田郡大原村の各字に行はれる雨乞踊は、踊子二六人、音頭取六人、太鼓、笛吹、鉦打、各四人、お供に子供十人程で花飾りした飄

を持ちそれを振つて踊り抜けるのが賑かである（日本青年新聞第三〇號）。

フクロゴ（袋子）肥後八代郡は舍利尼の生地である。勝寶三年十一月に其母一つの肉團を生む、夫妻共に嫌ひ恐れ箱に入れ山谷の中に捨てた。七日過ぎて後往て見ると、容器は破れ其中に女子がゐた。成長して舍利尼となる（元享釋書和解卷一八）。

フゴスチ（春筋）近江伊香郡七郷村東高田にフゴ筋と稱し、平生の交際はするが縁組をせぬ家がある。昔春を作つた家だと云ふ。同地方では竹細工する家は筋が悪いと云つてゐる（郷土研究三ノ五）。

フシオガミ（伏拜）岩代信夫郡杉妻伏拜は、古く羽黒山を此村より拜せし故に此名がある。古歌に『道奥の加茂の河原の伏拜み、古江のあふち影もなれにき』とある（信達一統誌卷四）。

フジコウ（富士講）中世以後關東の風俗で富士塚を築き、富士権現を勧請するもの所々にある。蜷川家の天正の年代記に文明十三年諸郷に富士塚を置くと記しあり、此頃より多くなりしものと見ゆ。土俗富士精進とて日を定めて精進をなす事あり、此事は只此地方のみならず東鑑及び鎌倉年中行事等にも見えてゐる（新編常陸國誌卷八）。

【参考文獻】

富士講の話（中山 太郎）郷土研究三ノ八
富士講に就て（南方 熊楠）同上三ノ一二

フシツケ（柴漬）屍體又は人體を柴を以て包み、水底に沈むる事で、義殘後覺（卷一）や耶蘇天誅記（卷四）に見えてゐる。後世の簀卷と同じものである。

フシミノドレイ（伏見の土鈴）山城伏見稻荷山の土を求め、之を出毎に入れば保食神の加護にて、よく賣るとて人毎に土を求む。社邊の人人



之を社に申請け、家毎に土を丸めて粒にして見世に出して賣るを粒々と云ふ。何時の頃よりか中を空に盃のやりにせしを田豊と云ふ。次第に牛馬鳥雀の形となり後に人形となつた（愚雜俎卷二）。

フシャノシンジ（歩射の神事）讚州三豊郡大濱浦村の歩射の神事は、明應元年以來の古風を傳へてゐる。正月二十二日に頭人の宅に集り、射場を定め巻藥を作るが此中に五穀を收める。同二十九日頭屋にて火合の祝

を行ひ、二月朔日に神官射手相集ひ大的二枚小一枚作り、それより船越社に詣で射初式をなし、二日曉天に射手潮浴し射場にて千矢を射る。之を百手とも云ふ（西讃府志卷三）。歩射を訛て備謝と云ひ、更に御飛射とも云ふが、流鏑馬に對する歩射であつて、各地に行はれた神事である。

フセサンマイ（壓三昧）紀伊名草郡六十谷村は墓所谷である。村の北山麓に行基の壓三昧と云ふ一村の墓地あり、此地に葬る者棺を半ば露して、禽獸の類發掘の憂ひなきを以て靈異とする（紀伊續風土記卷九）。

フセヤ（伏屋）尾張海東郡伏屋村を始め、信濃の筑摩郡、美濃の羽栗郡など諸國に伏屋の地名が多い。昔大河或は渡海等船の往來する川端、磯端等に布施屋と云ふを建て船の着岸を待合する料にせしに起る（尾張志）

フセリギヤウジヤ（臥り行者）能登鳳至郡中乃島村向田に臥り行者の遺蹟がある。此行者の住んだ所を祖母ヶ浦と云ひ、行者は明暮限り伏して靈術あり、常に住んでる所を闍村と云ふ（能州名跡志卷六）。

フダイ（譜代）岩代耶麻郡邊で譜代（名子又は庭子に同じ）の男女は、共に身代金として三四兩、金子の高

下は其人相對で定め、家來の務を免じ以後は何方へ行かうと關與しなかつた（同郡誌）。

フダクバリ（札配）武藏秩父郡高山村の山頂に不動堂及び諸堂社あり、其邊りに社僧祝給御師及び農民等併せて四十軒ある。内御師にて百姓を兼しもの二十四軒御師は近里遠境までも配帙するを生業の資とする（武藏風土記稿卷二四七）。

フタゴライム（双兒を忌む）孝元帝の御弟君を伊豫皇子と申上げる。和氣姫を娶て二子を産み給ひ、世間に恥じて棚無小船二艘に乗せて、海上に放ちなされたと云ふ（三島大祝家譜資料第一）。上總長生郡二宮本郷村眞名では、一家に兩兒生れれば、一方必ず負ると云ひて忌む（南總の俚俗）。

フタマタダイコ（二股大根）越後北蒲原郡川東村大字上三光にては、舊十二月九日夜を大黒の嫁取りと云ひ大根取の時莖葉を付た儘取つて置いた二股の大根を、神棚に飾るを嫁大根と云ふ（郷土研究卷一ノ二）。

フヂウラ（藤上）伊豫北宇和郡藤江浦は神后征韓の歸路風浪のために、宇和の海上に漂ひ住吉神を祈り、藤を海に投じ其流れに従つたが、其藤此地に着き神后も

上陸し此地に住吉社を祭つた(伊豫温故録)。

フチマメライム 「藤豆を忌む」 上總本納町本納では、藤豆を植れば其家に死人出ると忌む(南總の俚俗)。

フチライムカミ 「藤を忌む神」 下總印旛郡野原村押付に水神社あり、昔隣村大平村の大平様が此處に来て魚を釣るを水神怒つて、潜牛に乗り釣竿を奪はんとす。大平驚き側なる藤蔓を牛の右角に投げかけ互に牽合ひしが遂に牛の角折れて別れた。此社の神體は右角なき潜牛に乗た木像で、今も村人水神が忌むとて藤を用ひぬ(利根川圖誌卷二)。

フトマニ 「大ト」 上野の一ノ宮貫前神社では、十二月八日に鹿の骨を焼き其占形によつて、村内の火災の有無を判する神事がある(官國幣社特殊神事調一)。

フナダマ 「船靈」 駿河で船を新造するに帆檣の内木を建て之を筒と云ひ、其筒の頭に緋縮緬或は紅絹布一丈二尺を掛け、扇二本半開きに左右に建て、又筒の中央に四角の穴を掘り其中に紅、白粉、女髪、公羅一對を納め、柳を以て賽を造り、此穴中に動かざる様に据え其賽ノ目の一を天に向け三を表(渡板の方を云ふ)の方に向ける。是諺に「天一地六表見合とも(輪)仕合、

中にくつすり荷を積む」と吉相の語がある。總て筒立と云ふは家作の上棟と同じ。又船中守護の神を船靈と云ふ即ち住吉神である(駿國雜誌一四)。

【參考文獻】

お船靈様 (山本 鹿州) 郷土研究卷五

ブナーヂー 「女頭」 沖繩の女頭(ブナーヂー)とは御用布を織る女の取締役で役人の枕席に侍るべき義務があつた。娼妓(ズリ)の元の姿ならんと云ふ(伊波普猷談)

フナトガメ 「船咎」 隠岐周吉郡磯村西田に國司塚がある。昔國司此地に來りしに三月雨降らず、蝗害多くして飢饉となり國民多く餓死す。國司も又此地に飢死した。それより此塚の前を舟にて往く時は、國司の惻怨を受け必ず怪我がある(隠州視聽合記卷二)。内容を多少づゝ變へて諸國に存する傳説である。

フナドメビシヤモン 「船止毘沙門」 能登鳳至郡大屋村中毎の毘沙門は、海上の船船を停めるので、村民は尊體を逆安置し、今に逆立毘沙門と稱す(同郡誌)。

フナラクハヌ 「餅を食はぬ」 大隅の肝屬郡垂水村の鹿兒島大明神。同郷内は神禁として餅及鹿を食せず。又五月より七月まで大鼓を鳴らさない(三國名勝圖繪卷

四四)。

フネデアソフカミ 「船で遊ぶ神」 越後中頸城郡關山村の松尾大明神は、六拾六村の惣鎮守である。山の中程の舟道は昔明神が船に乗つて遊幸された所で、黒姫山の頂の船久保は明神が船を繋いだ所である(越後名寄卷三)。

フネデイルカズ 「船で忌む數」 大阪の船頭の説に、凡そ船に乗るに三、六、九の人數を忌み、之を犯せば必ず怪我があると(石楠堂隨筆卷上)。

フネノマル 「船の丸」 往古より船名に某丸と付るのは神后征韓の節磯良丸が御船を守護し奉りし故事より始まると(筑豊沿海誌)。按に、船の丸は問丸と交渉があるやに考へる。

フナヒキチザウ 「船曳地藏」 伊豆河内の向陽院の石地藏へ昔紀州の蜜柑船が暴風雨に襲はれて大島沖に沈みかけた時、船頭が祈願すると無事に下田に着いたが、船首に地藏尊の姿が現はれ船を曳いた(伊豆傳説集)。

フミツカヒチザウ 「文使ひ地藏」 奈良市惣持院に文使地藏といふがある。左少辨行陸の女、父の身まかりし後、此地地藏を祈つて冥土へ文を遣して其返事を得た

と傳ふ(大和名所圖繪一)。各地に此種の地藏がある。

フミツカヒテンセツ 「文使ひ傳説」 陸前登米郡北方村の姉とり沼の主が現れて、百姓の彌吉に金を與へ伊勢參宮をさせ、其序に上方にある妹沼の主の所へ手紙を持参させた。彌吉は妹沼の主から碾臼を買つて歸り一日一廻り廻すと黄金が出て富者になつたが、妻がそれを見て、一日に幾度も廻したので白が飛んだ(同郡史卷下)。

【參考文獻】

文使ひ傳説 (中山 太郎) 日本民俗學論考

フロヤ 「風呂屋」 高崎市田町の慈上寺は、普家禪宗の虛無僧寺である。虛無僧寺を風呂屋と呼ぶは、昔時諸國の該寺に湯風呂を建て、遠近の人々を浴せしめたからである。之は公儀御尋ねの罪人等ある時、浴室を設けて浴せしめ搜索する爲である(高崎誌卷中)。

ブンゴ 久保坂豊後太夫は窪八幡宮の社人である。彼居所の一藪落を呼んで豊後と云ふ。戸數四十一、口數百三十四あり。内に豊後太夫の役者男女廿一人、博士男女六人、惠美須祈男女十七人、守子同二人、千壽萬歲同八十六人ある(甲斐國志卷一〇一)。按に、ブンゴと

は賤民の俚稱である。
ブンベン 「分婉」 對嶋上縣郡木坂村に瓊宮がある。祭神は豊玉姫命である。邑の婦人は葦室を野外に造り分婉する時は原上(ハルアガリ)にてなすと云ふ。之は豊玉姫の遺事である(津嶋紀事卷六)。

ヘイオクリ 「幣送」 羽後飽海郡吹浦村の大物忌神社の毎年八月八日の祭禮には、御幣をサンハヤシに立て海邊の浪打際に送る。其夜必ず大荒れで御幣は飛嶋に流着する。同嶋では之を招じて祭禮し、祭り済めば又元の所に送れば御幣はよく吹浦に流れ戻る。此間十日許り川北は年々大いに荒れると云ふ(莊内三郡雜記上)。

ヘイオチシャ 「幣落社」 信州惠那神社の四代目神職宮原吉助が、永祿二年に靈感を受け、背負籠に神幣七本を入れて山に登り、其神幣が抜けて落ちた處に社殿を建て、神職となつて奉仕した(惠那神社誌)。

ベイカノウラナヒ 「米價の占」 會津市大町に正月十日に初市がある。除夜から大町の南に春日明神、北に住

吉明神の假宮を構へ、十日の朝白米五升を方器二ツに盛り祈年祭をする。其後米引とて白米五升を俵に入れ一人が翁の面を被り俵を背負ひ、名主の屋上に昇り俵を街上に投ずる。若者大勢待受け兩方に分れて引合ひ東南方勝てば其年の米價高く、西北方勝てば安いと云ふ(新編會津風土記卷一五)。

ヘイケムラ 「平家村」 我國の落人傳説と云へば、其過半迄が平家の人々と云はれてゐて、肥後の五箇庄、飛騨の白川村、越後の三面村などを始め、今に各地に散在してゐる。然るに是等の平家村が、殆ど言合せたやうに小松重盛の子孫と云つてゐるのは、古く投化した高麗民族の加はつてゐる事を注意せねばならぬ。
【参考文献】

平家村 (中山 太郎) 日本民俗學隨筆
ペイジュ 「米壽」 八十八歳に成る人は壽を祝すに、斗搔を作つて相識に贈るが、之は伊勢の能降郷を權與とする(郷談)。

ヘイタテヤマ 「幣立山」 備前上道郡門田村の幣立山に社がある。昔玉井宮は兒嶋郡小串村に鎮座したが、海上へ灯明輝き内海の漁者が頗る難儀したので、他の地

へ移さうとした時、神前の幣自ら飛で此峯に来て立つたので此處に遷した(吉備温故秘録三六)。

ヘウチヤクボトケ 「漂着佛」 上總武射郡松ヶ谷村の勝覺寺の本尊は、初め山邊郡四天王木村の海岸に漂着した。即ち龍神の供ふる所とし堂宇を建つ。爾來改築修繕する毎に漂着物を以てする。又萱を惜み曾て葺萱を盗んだ賊が發狂した(上總町村誌卷七)。

ヘコオヤ 「兵兒親」 石見では娘が十三歳になると鐵漿親を定める。鐵漿親は引出物として腰巻を出す。之と同じく男子に契約子と云ふのがある。之は石見益田町の古い習俗である。又兵兒親と云ふ名稱もある(民俗學一ノ五)。

ヘコカキイハヒ 「兵兒搔祝」 昔は男兒が十三歳になると、兵兒(犢鼻褌)搔祝をなし、それから犢鼻褌を常用する習俗がある。そして此場合は概ね母方の伯母から褌布を贈るが、但し白晒木綿は禁忌であつて、靄金染か茜染か又は絞りの模様物に限られてゐた。白晒は成年者でなければ用ゐられぬ。近年まで北は奥州から南は九州まで行はれてゐた。

ヘコカキマツリ 「兵兒搔祭」 筑後御井町國幣大社高良
ヘウチヤクボトケーヘビ

神社の川渡祭(舊六月一日)は、俗に兵兒搔祭と云ひ古くから行れてゐる。國內を流れる筑後川高良川で身を淨めて登山參拜するので、男女兒七歳の者、又六十一歳の者、孰れも赤褌を纏つて參拜するのが佳例になつてゐる(民俗藝術祭祀曆)。

ヘソノヲ 「躰の緒」 東京市板橋區落合町で、二月十日に青年達が御靈社に集り備射祭を行ふ。其弓は櫻又はエゴの木で作り麻糸を纏て弦を張る。弓弦は安産の守と云ひ各家で之を保存し、産兒の躰の緒を括る習慣がある(豊多摩郡誌)。

ベツシヨ 「別所」 武藏南多摩郡田木村別所に薬師堂あり。薬師堂のある處を多くは別所と云ふ。他の別所と云ふ地を尋ねても多くさうである(新編武藏風土記稿卷九六)。

ベニザラカケザラ 「紅皿缺皿」 東京淀橋區大久保西向の天神は、拔辨天の西南一町餘にある。別當を大聖院と云ひ修験である。此院の庭内に紅皿缺皿と云ふ者の古碑がある(遊歴雜記四編上)。皿屋敷の條參看。

ヘビ 「蛇」 丹後世屋山成相寺の附近には大蛇が多い。其姿を見た者はないが、蛇の歩く時は草を分けて進む

音夥しと云ふ。又同地の者作業する時アジカと稱する籠を携ふ。是は蛇の来る音を聞く時は其籠にて身を隠す。影を蛇に飲まれると直に死ぬとの傳説があるためだと云ふ(人類學雜誌二九ノ一二)。按に、蛇に關する傳説は、殆ど無際限に存するので概略にとゞめた。

ヘビガミ 「蛇神」 越後南蒲原郡本成寺村字長嶺に嘉左衛門と云ふ家があり、其屋敷に蛇鳩がある。いつ頃かからか薬鳩に青大将が來り棲み、家人が之を取毀さうとすると、美女と化して夢枕に立ち、取毀しを止めよと云ふので、今も疊二枚程の大きさに残つてゐる。蔽ひの薬がなくなると群をなして家の中に入り催促するといふ(越後三條南郷談)。

ヘビガミモチ 「蛇神持」 備前のタフベウを狐と云ふ者があるも、之は狐では無く煙管の羅字程の小蛇である之を飼て一二頭づつ所持する村里がある(雪窓夜話)。按に、中國のタフベウは狐説と蛇説とがあるも、想像上の靈魂動物にて誰も明確に見た者がないので、常に水掛論に終るのである。石見邊では之を蛇憑とも蛇持とも云ふてゐる。

【參考文獻】

蛇神と犬神 (柳田 國男) 郷土研究一ノ七
ヘビツマ 「蛇夫」 陸前栗原郡の田植唄に『お駒が嶽から蛇が下りた、あれは蛇でない、忍ぶ夫の俤』と云ふがある(同郡誌)。

ヘビトナツタランナ 「蛇と成つた女」 越後の岩船郡女川村に昔一人の炭焚がゐたが、或時大蛇に出會ひ、之を殺して其肉を持歸り、細かく切つて穴藏に入れて、娘に穴藏を覗く事を禁じた。娘は禁を破つて蛇肉を食ひ、遂に食ひ盡して蛇體となつて荒川に飛込み主となり人を害した(傳説の越後と佐渡)。

ヘビノカミマウデ 「蛇の神詣」 伊豫西宇和郡伊方村伊方浦に一宮神社がある。毎年二月末三月初めに、向の宮より海を渡り來る蛇がある。浪打際で躰を巻き少しの間憩ひ後宮山に登るが毎年變ることがない(伊豫温故録)。

ヘビノシソ 「蛇の子孫」 陸中上閉伊郡小友村鮎貝に家がある。此家の下女お仙が山に往き歸らず、其子が嘆いて尋ねて山に行くと乳を與へて歸した。數日後我は蛇性となつた故、實子でも人が喰べたいが、以後來るなど云つた。今其淵をお仙ヶ淵と云ひ、上鮎貝の家

は現存してゐる(佐々木喜善談)。

ヘビマキ 「蛇卷」 大和磯城郡川東村今里と鍵の兩地では、六月五日に蛇卷と云ふ行事がある。三軒づゝ當番を定め前年の當番を渡しと呼び次の當番を受けと呼び渡しを受けと都合九軒の手で農具一式の小模型を木で造り、當日之れを木箱に入れ十六七八歳の男子全部が長さ五丈餘の麥稈造りの蛇一匹抱へて行列する。此行列は一年間に普請、結婚、出産のあつた大字内の家を歴訪する。途中人に遇へば誰彼の別なく蛇體を卷付ける(大和の傳説)。

ヘビヨケノウタ 「蛇除の歌」 越後では道中で蛇に追はれた時『朝日さす笄山の鉤蕨、昔の恩を忘れたか蛇』といふ呪句を唱へれば、蛇が逃ぐると云ふてゐる。(越後三條南郷談)。按に、此呪句には蛇が蕨に助けられた話があるも略す。猶蛇除の呪文『此外には此路に錦まだらの虫あらば、山立姫に告てとらせん』がある(嬉遊笑覽附録)。

ヘラワタシ 「筥渡」 陸中遠野町邊では、主婦の權利は筥(飯匙)と鍋蓋とで代表されてゐる。何人でも主婦以外には此二ツに手をかける事は出来ぬ。それで主婦

が老ひ愈々嫁に主婦權を讓るのを『筥渡し』と稱し大晦日の夜などに家にあるだけの筥を箕に載せ、居座裏の自在鍵を叩き其箕を嫁の方へ押遣るのを式とする同地の俚語に『添ふて八年子もある仲だ、嫁に杓子を渡しやんせ』とあるのは、姑の強情に泣く嫁の實情である(佐々木喜善談)。

ペンケイミズ 「辨慶水」 近江比叡山の千手の井は、千壽の井とも云ひ、別名を辨慶水とも云ふ。此水を呑め人心が猛くなる(近江輿地志略卷二三)。

【參考文獻】

- 辨慶七ツ道具 橋窓自語卷三
- 辨慶の腰掛石 封内風土記一三
- 辨慶の誕生地 落葉 擧
- 辨慶産湯ノ井 紀伊續風土記七一
- 辨慶の母親 因幡誌
- ヘンシヤ 「變死者」 沖繩伊良部の皿嶋では、溺死者或は其他變死者ある時、屍體を自宅に入れず、直ちに埋葬場に送るを常とする。此場合普通の墓地でなく洞窟内に押込むのである(前泊克子談)。
- ヘンシヤウダシ 「變生男子」 古來本邦に行はれてる

懐妊中の胎児の女兒を轉じて男兒となす禁厭と云ひ傳へる俗信に、其夫たる人が他人に知られぬやう、東南にさした桃の枝を折取り、あら打の斧の柄となし、妊婦の臥床の下に双を上方にむけて置くと、生れる兒は男子となると(人類學雜誌二七ノ七)。

ベンジヨ 「便所」 金澤市では便所を新築する時、夫婦の人形を埋め、又粥餅を作り家人に饗す(石川縣の研究第三宗教篇)。



りある(郷土研究卷三ノ一〇)。

(ンロ) 「遍路」 佐渡四國八十八所のうつしは文化頃に開始し、前濱遍路は七日にて廻り、彌左衛門遍路は三日である。又平遍路と云ふは明治三十年頃に始まる。西國靈場のうつし灰佛の古佛海府に三通

ホ

ホイト 神都のお杉お玉といふ婦女はホイトといふ徒の

を落さうと騒ぐ、神職が落馬すれば本年は豊作である(民俗藝術二ノ三)。

肥後阿蘇社の田植の神事は六月二十六日。神輿の渡御がある。其時農童が早苗の束を輿に投げかけ、之が神輿に留まる家は豊作と云ふ(阿蘇郷土誌)。因に、此種の神事は他にも多くあるが、際限がないので略した。年占參看。

ホウコウニン 「奉公人」 播州加東郡では十二月一日は居極めと稱して、奉公人は主家から一日の暇を買つて自宅に歸り、來年の奉公口を定める。又十二月十三日の午後は、各奉公人が新主家に赴くが、それで當日の鹽鯛の膳にすわる。此夜下男は七五三繩を緬ひ、下女は糸を績ぐ慣例であつた(同郡誌)。

ホウゼン 但馬城崎郡清瀧村邊に、ホウゼンと稱する賤民がある(牛嶋軍平談)。

ホウヤキアミダ 「頬焼阿彌陀」 鎌倉光觸寺の本尊は頬焼阿彌陀と云ふ。萬歳法師が物を盗むとの疑ひを受け、其代に本尊が頬を焼かれたと傳ふ(新編鎌倉志卷三)。
ホウリガシントイ 「祝が神體」 信州諏訪社と伊豫三嶋

ホウコウニン―ホカケ

女子である。ホイトは隼人の轉であつて狗人であると云ふが、此説は非で半エタの轉である。度會郡に拜田といふ村名がある。これはホイトの轉である(勢陽五鈴遺響)。因に、ホイトは倍堂だと云ふ説もある。

ホイン 「拇印」 近衛朝久安三年三月十六日、藤原仲子の土地賣卷に、拇印のあるのが我國の初見である(法學協會雜誌三七ノ三)。

ホウキヨウ、ラナヒ 「豊凶占」 羽前村山郡今井庄山形の兩所宮に七月朔日五穀納めの神事があつて、之を「たいやすめ」と稱する。先づ二月中に御飯、粟、大角豆、胡瓜、稻穂、茄子等を樓門の脇地二尺程を掘り埋め置き、六月晦日に掘出して耕作の吉凶を見る。腐らないのを吉とし腐るを凶とする(出羽國風土略記一〇)。
飛騨大野郡松木村の七夕岩へ、村民が家毎に綱置いた繩を集め、毎年七月七日の宵に牽牛織女を祀り年の豊凶を占ふ。翌年の七夕まで其繩の保つたのは豊年の兆である(妻太後風土記卷二)。

能登の一の宮氣多神社平國祭。神輿が羽咋鹿嶋二郡の各社を巡幸する。初日は鹿島郡宿那彦神社。二日は白久志山御祖神社で福俵を供へる。群衆が馬上から神職

社とは、大祝を以て神體としてゐる。諏訪には生替りの儀があるが、三嶋社は生替りの事が無いので、嫡子を以て權祝に任じて補けさせる。四月の祭禮には宵祭の夜に、國司御廳館屋に於いて大祝をして、大明神に像らしめる。大祝は半大明神と稱してゐる(三嶋大祝家譜資料第九)。因に、半大明神とは半神半人の意である。

ホオトシジン 「穂落神」 上總市原郡米原村に粳米山大通寺と云ふ禪刹がある。寺領に種うる所の稻米殊に大きく色微しく赤い。數百年前には此米粒の大きさは鶏卵の如くで一粒づつ炊き佛に供へたが近來漸く小さくなつた。然し常の米に數倍する。國人相傳へて仙鶴の咬へ来るものとて鶴落しと稱す(房總雜記)。按に、鶴が稻穂を落したと云ふ傳説は、夙く倭姫命世紀に見え又各地にも存してゐる。所詮は大歳神を穂落神としたものである。

【參考文獻】

穂 落 神 (中山 太郎) 日本民俗學神事篇
ホカケ 「穂掛」 羽後雄勝郡寺澤村の山祇神此邊の習しで、八月朔日に穂掛といつて、二々穂の稻莖の根を結

んで神社毎に掛ける。雄鹿の浦山里では、今年米を神に捧げる時、濁酒に稻一穂を打入れ、之を穂酒といつて供へる(雪出羽路)。

ホカケノギヤウジ〔穂掛の行事〕 信濃伊那郡千代村では、新米の稍々熟した時青稻を刈り籾を蒸し、次に炒り更に舂きて蒸煎米を作り、之を穂掛と云ひ其米を焼米と稱し、初穂を祝し尊族に贈るのが古い農家の行事であつたが、近來は廢された(同村誌)。

ホカヒマツ〔飯器松〕 下總香取郡橋村の東大神域内に飯器松がある。傳へに文明十五年同社改造の時里人が土木を運搬し、携へてゐた飯器櫃上に稚松を載せて來て社側に栽え、後に成長して此名がある(同那誌)。

ホコシミツ〔鉢清水〕 神后が三韓を征服して堺の浦に上陸し、三國ヶ丘の丘陵で方違ひの袂をされた時、手にして居られた鉢の柄尻で地を刺すと、そこから靈泉が迸出した(傳説の堺)。

ホコマツリ〔鉢祭〕 美作一宮の中山神社では、國家非常白鉢立祭を行ふ。祭壇の四方に石基を置き、其中央に一基を設けて、各々御鉢を立てる。之を五座の御鉢祭といふ(美作國神社資料)。

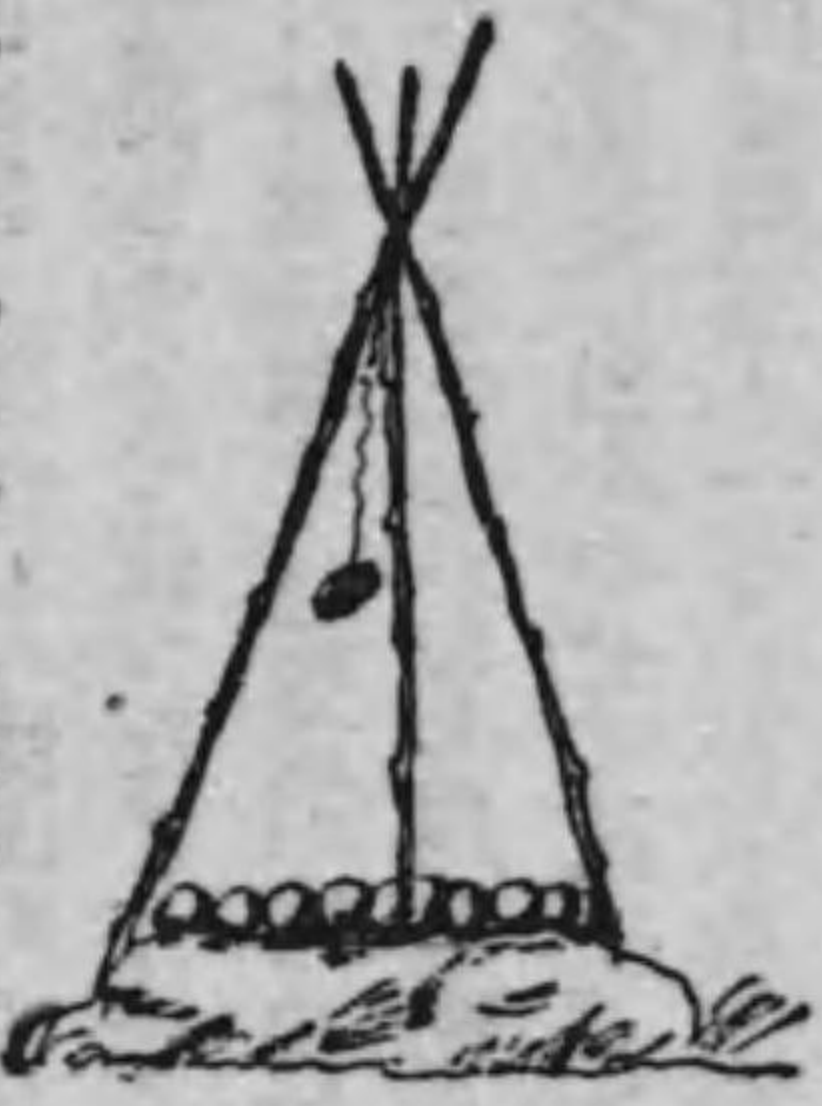
ホシウラ〔星占〕 筑前宗像郡大嶋に星の宮とて、天の川を隔て、北は彗星、南は織女を崇む。女を得んとすれば織女の宮に男を得んと思へば彗星の宮に籠る。七月一日より七日の夜半に至り河中に棚を結び手洗上中下に水を入れ上中下に男女の名を書き祭り、手洗に映つたのに隨ひ其男女の縁を定めた(筑前舊志略卷下)。

ホシヨトサウチ〔墓所と葬地〕 阿波では蜂須賀時代に入つても、勝浦郡丈六寺の關係記録に水葬の事がある又同郡では屍體は執れも或一ヶ所へ埋め、一七日はこゝで祀り、其後其所の小石を持歸り、之を御靈として同地の庵に墓を作つて祭り、二度と屍體埋葬地へ行かない。之は古い埋葬法である(富岡町志)。播州加東郡でも死者の一年祭以後に葬所に石碑を建てる者もあるが、習習を守り墓所(埋葬を行はない地)で、一族の石碑のみある所に建てる者が多い(同郡誌)。

ホダレカユ〔穂垂粥〕 長門厚狭郡吉見村では正月十五日に穂垂粥とて、粟のシビ三本を以て早中晩田と定め鍋の中へさし入れ、粥のついた上にスクモを付けると丁度稻穂の様になり、之を其年の作試しとて、穂並がよく付たのを上作とする。(長門國風土記卷二二)。

ホダレヒキ〔穂垂引〕 日向福嶋町では正月十四日、若餅とて新しく餅をつき、小方形に切つて柳の枝に貫き室内の長押に飾る。別に柳箸を製し若餅の雜煮を啜る之を『ほだれひき』と云ふ(日向郷土志資料第六輯)。按に、穂垂とは玄根の古名である。

ホチ〔墓地〕 野州鹽谷郡栗山郷の新佛の墓地は挿圖の



如く三本の木を墓上に立て、中央に糸で石を吊し此糸が自然に腐つて石が地上に落れば佛になつたといふ(橋浦泰雄談)。

ホチトミンシン〔墓地と民心〕 弘前市地方の農村の墓は、多く各々の宅地内にある。昔から邸内に墓地を與へなければ民が離散するので、斯くすればたとへ離散しても、必ず其民は其地へ歸り來るものである。共同葬地があれば一旦離散した民は歸らぬと云ふ(人類學雜誌五〇號)。

ホチニカマ〔墓地に鎌〕 奥州津輕地方では、死者埋葬の晩には湯灌桶の底の抜いたものを墓上に立て、此中には鎌を地に挿して置く。之は天から魔物が來て墓を

掘つても、死者が鎌の下に隠れて事なきを得る爲である(津輕口碑集)。因に、アイヌ族は墓地に飯櫃の底を抜いたものを墓標にかけるが、津輕の俗は之と交渉が無いものか。

ホチノナイムラ〔墓地の無い村〕 丹生神社は大和榛原町大字雨師にある。それ故に、雨師、繁榮、五津、麻生田、笠間、安田の村々は勿論、平尾村も本社の神地であるとして、村民は其神地を汚す事を恐れて昔から今に墓地を置かない(奈良縣宇陀郡史料)。

ホツカ〔歩荷〕 飛騨の隣國から一己の賈人が、何によらず賣物を持來り其背擔を歩荷といふてゐる(飛州志卷七)。

ホテ 但馬余部岬の住民は、自ら先祖を平家の落人と稱して、代々常民とは結婚しなかつたが、近來に至つてボテと稱する、平民とエタとの間にある者と結婚する(人類學雜誌七號)。

ホトガメ〔帆咎〕 日向兒湯郡尾鈴山の頂上に尾鈴權現社がある。此神は白帆嫌ひで頂上から見える東海行き船が、白帆を掛て通ると、平穩な日でも必ず覆した(日向の傳説)。各地に此例がある。

ホトケニウヲ (佛に魚) 尾州知多郡日間賀嶋永峯山安樂寺に、行基作の阿彌陀佛がある。毎年正月三日に此像に魚類を供へる珍しい祭がある(尾張志)。

ホトトギス (時鳥) 寛永二十年に入宮良純が甲州へ配流されて、山梨郡の光因寺に居る時、時鳥の初音を聞き「鳴けば聞く聞けば都の戀しさに、此里過ぎよ山ほととぎす」と詠んだら、此里の時鳥は今に鳴かぬ(甲州咄卷二)。之と同じ話は各地にある。

ホトホト 美作郡の勝山町では正月十日夜、厄年の者が變装して先づ錢つなぎといふ細繩へ一文錢を通したものを盆に載せ「何歳の厄拂」と書いた札を添へてホトホトと云ひながら各戸を廻ると、各戸では其繩と札を受け盆に餅をのせて返す。これで厄が落ちたといふ(民俗藝術三ノ一)。

ホヤマツリ (徳屋祭) 信濃の諏訪神社の上社と下社の八月の御射山祭は俗に徳屋祭とも云ふ。下社は社の東方の御射山に於て、上社は同じく上社の東方穂屋野の御射山神社で執行する。二十四日は徳屋の假殿を作り二十六日は神職騎馬で登山し、徳屋に宿泊、廿七八兩日に萱穂に毛髪を纏ひ、之を幣として神事を行ふ(民俗藝術三ノ一)。

俗藝術二ノ八)。

ホロハチマン (母衣八幡) 飛騨吉城郡池本村に祠があるが、俚俗に昔こゝは田地であつて、一夜のうちに其稻が變じて杉の木となり今の森が即ち之である。其時神が我は母衣の神と告げたので祠を建て母衣八幡と云ふ(飛州志卷二)。

ボン (盆) 我國固有の魂祭の作法へ、後來の佛教の信仰が附會習合されたのが、今の盂蘭盆會の行事である。従つて精霊棚の設備、迎へ火送り火の思想、生身魂(刺鯖参看)の習俗、精霊の祭法等に就ては、佛説に據るものよりは固有の信仰に基くものが多く存してゐるのである。茲に其一々の例證を擧げて詳細に記述する事は出來ぬけれども、此視角から盆行事を見直す必要がある。

【参考文献】

- 盆の習俗行事 (諸家) 民族一ノ五
- 中元行事の様々 (諸家) 同上三ノ五
- ボンガマ (盆釜) 伊豆田方郡田中村邊では、舊盆の十五日に村内の十五六の女子が集つて、盆釜とて路傍に竈を作り、村内から米其他を買ひ受け、畑の物は無断

で採つて來て赤豆飯を炊き、村内の三四歳以上の未婚者の女子を招き馳走する之を盆釜をいふ(穂積忠談)。

ボンクジ (盆鏡) 越後では四五十年前まで盆鏡と云ふ習俗があつた。盆になると村の若い衆が盆の休日間だけの妻を村の女の中から鏡引で定め、女は是非とも服さねばならず、父兄も公然許してゐた。若し氣に入らぬ女が當れば清酒一升程を取代料として取り代へる事が出來た。盆鏡が縁となり夫婦になつた者も多い(越後三條南郷談)。因に、此習俗は伊豆田方郡にもあつた。

ボンラドリ (盆踊) 念佛踊の大衆化が今の盆踊である。盆踊を以て古き歌垣の名残りをとどめたものと思ふ。もあるが、之には論議の餘地があると思ふ。

【参考文献】

- 盆踊と性的行事 (北野博美) 單行本

マ

マウジャウザクラ (盲杖櫻) 明石市人丸社の社前にある。昔筑紫から來た盲人の詠んだ歌に「ほのほのと誠あかしの神ならば、我にも見せよ人丸の塚」と、盲人

の眼あき櫻の杖を不用とし地に挿し去る。後に此杖に根が生じ斯く名づけた(播磨名所巡覽圖會卷二)。

マウジャヤド (亡者宿) 越中立山の地獄谷へ往けば、死者に會へると未練の徒が出かけたものである。此手引する者を亡者宿と云ふが、それが虚構の金取であつた事は云ふ迄もない(山の傳説)。

マウソウ (盲僧) 長門厚狹郡では、正月に地神祭りと號して盲僧を當屋へ招き、五穀繁榮の祈禱をなし、小さい紙幣を拵へ家毎へ配り田島へ立てる(長門國風土記卷四)。按に、九州に多い地神盲僧と同じである。之に關する資料を多く集めて置いたが今は省略する。

【参考文献】

- 地神盲僧 (募府留書) 詞曹雜識卷七
- 盲僧と當道 (中山太郎) 日本民俗學歴史篇
- 盲僧考 (岩橋小彌太) 社會史研究卷一〇
- マウチヨソウ (盲女僧) 陸中東磐井郡には盲女僧(天臺宗)が各村に居るが、之は信者の依頼に應じて祈禱或は卜筮をなし、亡者のある家では親族婦女が擧つて、此女僧から亡者の幽言を聞くを常とす(同郡誌)。
- 按に、普通の巫女(同地方ではオカミンと云ふ)が、警

察の取締が厳しいので豪宗に籍を置いたものである。
マカスノイネ 「不蒔稻」 紀州熊野本宮の力石に田圃が
ある。俚傳に小栗判官が入湯の砌、憂心を以て髪を結
び、それを捨てた處が自然と根を生じて實つた。今で
は蒔かずとも年々稻生して實ると(西國名所圖繪卷三)
按に、不蒔稻は日向の高千穂始め各地にあるが、要す
るに傳説であつて事實ではない。

マガチ 「自勝」 武州多摩郡檜原村の源五郎岩の下へ、
平山氏重が戦ひに敗れて匿れたのを、炭焼源五郎が敵
に告げた爲に氏重は自殺した。自殺の時忿怒の相で源
五郎を睨めたので源五郎は立ち所に死んでしまつた。
之が三月三日なので此日になると岩の面に源五郎の姿
が現れるので斯く名づけた(武藏風土記稿卷一一二)。

マクラカタシロ 「枕形代」 陸奥鯉ヶ澤町邊では、漁師
難破すると遺骸を探すが、若し發見しない時は「假だ
み」を出す。死人の所持した煙草入か、又は使用の枕
を形代として墓に埋める。煙草入は本人が多く持参し
てゐるので多く枕が用ゐられる(むつ第二特輯號)。

マゴジャクシ 「孫嫡子」 讃岐三野郡井關村で明暦二年
痘瘡が流行して、死亡者が多かつたが其時孫嫡子の神

が現れ救つたので祠を立て、祀つた(讃州府志卷一一二)
社宮司神の轉訛と考へたい。

マサカドデンセツ 「將門傳説」 豆州丹那の弦卷山の中
腹に駒形觀音がある。平將門が關東下向の時、此地で



乗馬が病氣になり、此觀世音
に祈願し全快したので、將門
は馬頭觀音の像を作り安置し
た(伊豆傳説集)。按に、將門
傳説は種々なる形式と内容と
で、各地に夥しく存してゐるが今は一例にとゞめる。

【參考文獻】

將門の首塚 (中山 太郎)

日本民俗學隨筆篇

マスヒロヒ 「榊拾ひ」 紀州田邊近傍の且來村に榊塚明

神がある。昔此社へ元旦に一番早く詣でた者が榊を拾
ひ、それで米を斗つて大利を得た。今に元旦に早参り
する者が多い(南方來書卷一)。

マスラアラフライム 「榊を洗ふを忌む」 松山市城山に
長者屋敷がある。傳に、長者が富に飽き貧乏にならう
とし、壹升榊を洗ひ其底を叩いた處が貧乏となり遂に
餓死した。今に榊洗ひ池がある(松山史要)。

マタギ

羽後では獵師をマタギと云ふ。眞澄遊覽記に同
國阿仁合町字根子のマタギを記して「根子と云ふ村は
皆マタギと稱へて、冬獵をする獵の宿なり」とある。

【參考文獻】

マタギの部落

(柳田 國男)

郷土研究四ノ九

マタギに就て

(喜田 貞吉)

歴史地理卷六二

マチ 河内北河内郡九ヶ莊村の出郷(デコ)は夙だとい
ふ。又一に産所出郷とも呼んでゐる。此附近では、此
出郷の事をマチといふ階級で、夙ではないと云ふ年寄
もある(郷土研究一ノ一〇)。

マチハチブ

〔町八分〕 相州小田原の海岸の新古町には
町八分といふ制裁がある。此處分に遇つた者は、親族
からも交際を謝絶れ、營業に依つては其日から客が
絶え、家資分散の憂目を見た者もある(駿豆相三國傳
説)。八分及び村八分参照。

マツウエシンジ

〔松植神事〕 備中の吉備津神社。一月
五日宮司以下小松に木綿を掛け籠に入れたるを(其數
は百本)受取り、中山の地主神たる末社の岩山宮(祭
神健日方別神)に参行し、往時の慣行により植樹する
由を奏上して後に社人適當の場所に移植する(官國幣

社特殊神事調四)

マツギラヒ

〔松嫌〕 武藏府中町には松がない。正月は
門松を用ゐず、飾るのは笹である。六所明神が松を嫌
ひ八幡神へ遣つたと傳ふ(都新聞、大正七、五、八)。

マツクワンジン

〔松勸進〕 出羽の羽黒山では極月廿八
日に、位上(松聖)先道(山伏)の二組から人足が大
勢大堂へ群集し大松明二本を結び、一本に柴の刈干を
千三百三十三束(三把一束)を包む。此時、握飯を双
方から投合ふ。除夜の夜半に人足が二本の大松明に大
繩を付け双方競つて引出し焼き種々の山伏の行事があ
る、之を松勸進と云ふ(出羽風土記卷二)。按に、修驗
の柱松である。

マツノセイ

〔松の精〕 越後北蒲原郡分田村に、都婆の
松といふ老松がある。親鸞上人巡錫の際晝食の箸を地
に立てたのが、根を生じて一樹となつた。其後京都本
願寺に建築工事のあつた時、松の精が美女と化し勞役
に従つたといふ(傳説の越後と佐渡)。

マツバヤシ

〔松囃〕 筑前博多では正月十五日に松囃を
行ふ。先づ貧人を雇ひ福祿壽、夷、大黒の形を造り、
馬に乗せ囃し詞を唱へる。終りに國君の邸に至り祝言

の舞をなし國君から酒肴を賜はる。小松重盛追福の爲と云ふ(筑前國續風土記卷四)。

マツムシツカ〔松虫塚〕下總印旛郡松虫村松虫寺にある。里人は姫宮と言ふ。松虫姫は宮女であつたが癩病で此處に棄てられ、此寺の薬師に祈つて癒えたと云ふ(利根川圖志卷四)。

マツヨヒノジシユウ〔徒宵侍従〕筑後黒木町に劍ヶ潭がある。昔黒木城主助能が京都に上り調性及び官女待霄小侍従を賜つた。黒木の妻は嫉妬にたえず、身を此潭に投じて死し祟をした。黒木は劍を此處に沈めたので祟りが止んだ(筑後地鑑卷上)。

マヒウラ〔舞占〕日向兒湯郡北村南方の南方神社に、神寶の假面が二つある。俗に之を『きんなら様』と云ひ、舊六月二十五日の例祭に其面を付け神樂を舞ふが舞の激しい時は暴風があると恐れ、穏かな時は平年と安堵する(日向の傳説)。

マヒマヒ〔舞々〕越前、若狭、相模等に多く居た賤民で、音曲を主とし兼て陰陽師などを營んでゐた。殊に若狭には此徒が村々に住み、遠敷郡の舞々谷の如きは十餘戸悉くそれであつた。音曲は越前幸若の流義であ

つた(若狭郡縣考)。

マブヒコメ〔鎮魂〕沖繩では子供が絶氣するとマブヒコメをするが、之には三種の方法があり、其一に根石とて石を取つて来て階の上に置く法がある(伊波普猷談)。

マムシキラヒノカミ〔蝮嫌の神〕薩州鹿兒嶋郡荒田村産土神八幡宮は蝮を悪み、此村中に見る事がない。諸人は社の下の砂を拜請して鎮符となし、之を懐中すれば他所でも被害がなく、又此虫に此砂を撒けば死ぬといふ(地理纂考卷三)。

マメガラドウ〔豆穀不動〕岩代白河城南文珠山の裏に豆穀不動尊がある。昔堂宇創立の時、豆穀を以て葺いたので此稱があるといふ(白河案内)。

マメケイタウ〔豆鶏頭〕因幡の或僻村に弘法大師を信仰する夫婦があり、畑の中に『豆を蒔く、いや鶏頭を蒔く』論争の最中、粗服の一雲水が現はれ半分づつに種を蒔けと諭した。其年不思議や畑一杯に鶏頭の莖に豆が實つた。此豆を病人が食れば全快すると云ふ(岡山秘帖)。

マメライム〔大豆を忌む〕大和添上郡東市村古市の明

神様が、或日大豆を炒つてみると、一粒はねて其眼に入り失明した。それで今も此古市では大豆を作らぬ(大和の傳説)。

マユダマ〔瀟玉〕常陸では正月十四日團子を製して、木の枝に着け歳徳神の棚に結び付ける、之を瀟玉と云ふ此年の瀟の豊饒を祈るのである。武蔵では枝の数を月の數にする。閏月あれば十三枝なり、榎の枝なりと(新編常陸國誌卷一二)。按に、他國のモノヅクリと同じ行事である。

マンザイ〔萬歳〕駿府の元旦に、御城代屋敷を始め諸士の小屋に萬歳が来て既守護、籠守護の牘を授け、謠歌舞蹈して新年を祝ひ祓をする。家主は之に雑煮、餅酒肴を侷め、初穂として白米、錢を報じ歸らせる。市中は三十日迄を限り巡行する。此萬歳を山内山城といひ、三州東別所村に住み陰陽道を業とする(駿國雜誌卷一五)。

マンチマンサブラウ〔萬次萬三郎〕伊豆の天城山には兄弟天狗が住んでゐた。萬次郎山に萬次郎天狗、萬三郎山に萬三郎天狗がゐた。兄弟仲よく時々山を出て八丁の池まで水浴に行つた(伊豆傳説集)。按に、奥州の

盤次盤三郎と同じものである。

マンネサウ〔萬年草〕紀州高野山御廟所の瑞籬の内に萬年草がある。年毎に三本づつ空より降つて生えるといふ。今山下の女達が夫が他の國へ行つて音信がなければ、水に入れ無事ならば青、死ねば枯ると占ふ(高野山通念集卷一)。

三

ミアレ〔御阿禮〕京都賀茂神社の御阿禮の神事は、同社第一の秘儀であるが、所詮は神降誕の祭儀であると考へる。

【參考文獻】

瀬見の小川 (伴 信友) 同 全集 本
御阿禮の神事 (星野 輝興) 郷土趣味卷三
ミカハリ〔三替〕上總望陀郡茅野村の俗に、毎年十一月廿六日から十二月五日に至る迄、男子は沐浴せず談笑を禁じ、灯火を點せず、武人をして内に入らしめず稱して三替と云ふ。倭尊が此十日間を以て大に蝦夷を討滅した記念と傳ふ(上總國誌稿)。

ミガハリアマミダ 「身代り阿彌陀」 飛騨吉城郡納谷村の久昌禪寺の本尊は、赤銅の阿彌陀如来である。或時賊が来て此像を盗み、守護する人が之を追ふと、賊は太刀を抜いて散々に切り、痛手を負ふたが像を取戻して歸へると、今の瘡は癒え佛身に二ヶ所の疵があつた(飛州志卷五)。

ミキチザウ 「御酒地藏」 東京小石川大塚町の大慈寺本母地藏は、小兒と現じて、酒屋に行つて酒を乞ふた故に、祈願の者は神酒を捧げて祈り、俗に御酒地藏と云ふ(一話一言卷一六)。

ミコ 「神子」 丹後竹野郡竹野村の竹野神社、未社に齋大明神がある。「神社啓蒙」に齋官に女子生れれば飛箭來り屋上に立つ、其子四五歳の頃から齋宮に入る、之を齋女と稱す。高山深谷に獨り禽獸と在るも畏るゝ事なし。其の天突を見るに及んで、大蛇出て眼を瞋らす此時宮を致して郷里に歸ると(同郡誌)。

ミコガミマツリ 「御子神祭」 土佐では先祖をミコ神と祭るは神職の家の外に、斯かる家筋の者がある。人が没した時且那寺へ斷り(又は三年七年の年忌の折)亡父何右衛門、先例を以て後年神に祭り候間、過去帖に

御記し被下間敷と申置く由で、位牌を墓所に捨る(法名を消し位牌を捨てなければ神にならぬと云傳ふ)。それより十一月の氏神祭の日、子孫同姓の者が皆集り、其村の長たる人を招いで座上に直し、太夫二三人祈禱し、タテ食ひといふ事をする(土佐群書類従の御子神記事)。

ミコシアレ 「神興荒」 若狭遠敷郡國富村太良庄の山王祭は四月初申日であるが、神興が村中を廻り、庄屋組頭など些でも私事あるか、又は村人に争論があれば其の非なる者の家を神興で突こはし、或は僻事ある者を神興で押へて動かさず其過を改めさせる。誰でも畏伏し此故に昔から村中に訴訟がない(若狭風俗答狀)。

ミコシオクリ 「神興送」 越後では嘉永の頃迄、虫害或は悪疫流行に際しては、神名を附した符を、與様なものに載せて村から村へ送り出した。村々では此符が來ると老若男女が群集して、早く次村へ送るのを例とする。之を興送と云ひ今でも一寸安堵した事を神興を送つたと云ふ(越後風俗志三輯)。

ミコシカキ 「神興昇」 讃州阿野郡西庄村に白峰神社がある。創祀の衛士の子孫を神人と云ひ不淨の職業を忌

み終身死火を食せず。毎年十月十日の例祭に、神興を昇ぐ事は長寛の昔から變らぬ(古今讀岐名勝圖繪七)。

ミコシノハヤシコトバ 「神興の囃詞」 神興を昇ぐ時の囃詞は、誠に不用意に發するやうであるが、神社や其土地に由り夫々特定のものがあつた。

【參考文獻】

神興昇の囃詞 (諸家) 郷土研究四ノ一二 囃詞の研究 (中山 太郎) 民俗藝術卷五

ミコシワリ 「神興割」 京都下嵯峨神明神社では、毎年六月五日の祭に神興を新造し、兒童等之を昇いて氏子の家毎に粽を乞ひ、若し興へぬと其家の麻畑を踏荒す神興が破損する時は其畑の持主に福があるといふ(日本歳事史)。信州北佐久郡三井村安原區では毎年九月廿日の英多神社の宵祭に、區内の若者は御船様を擔つて區内を一巡するが、若者は之を投げつゝ歸る。そして多く擲つを以て五穀豐穰の吉瑞とし、各組(區内三組に分ち年番とす)の若者は己の耕地に多く擲たしめやうとして争闘する(同郡志)。各地に多い神事である。

ミコノキケン 「巫女の奇驗」 筑前官幣大社宗像神社三神のうち、湍津姫に仕へる婦人は、其職を務める間は

月の障りがない。今もまだ斯くの如くであると(同國續風土記卷一六)。鹿嶋神宮の物忌其他にも例がある。

ミコンシヤトシジ 「未婚者と神事」 阿波麻植郡劍山は國內第一の峻嶺である。上頂に小祠があつて素尊を祭る。此祭禮には山村の女子は、白粉を粧ふて其上に紅を以て額か頬に十の字を畫く、之は未婚の標である又神事に與る婦女は「す」字を書き、上古からの習俗である(阿波名勝案内)。

ミサキ 「怕所」 對馬では祭場の入口を清輪(スガワ)と云ひ、神籬を怕所(オソロシドコロ)と云ふ。壇を築き上げる事五段で、九尺角に高八尺(下段の高さ四尺許)壇上には少しの物もない。これ上古の神明を祭る作法である。怕所或は標の塔(シルシノトウ)或は御前(ミサキ)ともいふ(同嶋誌)。

ミサキシバ 「御崎柴」 大隅大隅郡馬籠村の御崎神社の山中に、御崎柴と稱する樹があり、昔からの習で參詣者は身の守として一枝づゝ折取つて歸る(地理纂考卷二二)。

ミサキハナシ 「御靈放」 羽後の飽海由利兩郡では横死者ある時、神子を頼んで亡者の菩提を祈る。神壇を構

へ神子は疵幣を執て熱湯に浴し、横死の時の苦みや悪趣に墜落して責を受けるなど、語れば、座に並ぶ妻子等は亡者の靈魂が託するとて哭泣する。社家は神子に應じ菩提に至るべしとて死者へ靈號を送る。之をミサキハナシと云ふ(出羽國風土記卷四)。中山曰、ミサキは御靈の古語で、沖繩のカンプト(神人)別れと同系の信仰である。

ミサキラドリ (御崎踊) 假名手本忠臣蔵(第六)奥市兵衛住家の段に歌「みさき踊がしゆんだる程に、親仁出て見やばんつばんつれて親仁出て見やばんつ」云々とある。

ミサクジン (御左口神) 信州諏訪社の御左口神は、諏訪社に關係なき原始神と思ふ。春冬二期に神が人を訪れる。冬の場合はミムロ入りとて徳川初期の繪がある。土饅頭の形で上に木の有るのと無いのがある。之は人の住み得らる程のもので、中古は莊園に申付て作らせた。十二月二十日頃迄に出来あがり、同二十二、三日に出現する。御左口神はソサウ神とも云ひ、神體は壹にて作る。長さ五丈餘の紐を付け、それを御室に入れる。正月元日に現はれる年神も入れる。三月は諏訪

の祭月同月の丑の日に是等の神々が出現する。春は前宮に入れて祭る。前宮は此臨時の祭場と思ふ。年中冬と春と交替して鎮座する。御室の中には棟もあり床もあり人の住まれる様である(宮地直一談)。

ミサ、ギ (陵) 松岡調の「陰名考」藩戸の條に「畝火の御陵に詣でし折、安寧陵を××と申せるにつきて、其地を見むとて畝火山を南へ廻り行て御陵を拜み、東方に向て畝火山を見るに、南北へ尾を長く引きはへたる中に谷窪ありて、全く人の股ぐらの形なしぬ」とある(旅と郷土と一ノ四)。

ミシホ (見鹽) 越後南魚沼郡神立村人や北魚沼郡大白川村人など、海に遠く隔たつた山里では、見鹽と稱して家毎に少量の食鹽を紙に包み、見易い所の柱に掛る習俗がある(越後風俗志一輯)。按に、京阪地方の脱み鯛と同じやうな信仰ではあるまいか。

ミタマメシ (神玉飯) 岩代高田町附近の村々では、大晦日に神玉飯とて團飯十二を作り、麻幹に挟み歳徳神に供へ(其後著へ置て翌年麻の種子を蒔く時に食ふ(新編會津風土記卷七四))。

ミタマメシ (精靈飯) 陸奥三戸郡館村田面木では正月

元朝に精靈飯を七個とり、それにゴマ木の箸を二本づ

ゝ立て、佛に供へる。五個九個十二個の所、或は其年の月の數(正閏)をとる所もある。此飯は藥になるとて大切にする(俚俗と民譚一ノ二)。

ミチアケマツリ (道明祭) 日向豊後の國境西臼杵郡岩戸村に杉ヶ越大明神がある。往時から維新後まで七月七日より九月九日まで道塞とて僧侶婦女の通行を禁じ九月九日に祭禮を行ひ禁を解くが、俗に道明祭といふ(日向の傳説)。

ミツウラナヒ (水占) 我國には古くから今も水を凝視して諸事を占ふ方法があり、此事は夙く仲哀紀に載せてある。それと同時に人を詛ふ時にも水を見詰る(水鏡)法が行はれた。各地にある姿見井や水鏡天神の由来は、概ね之で説明出来る。猶詳細は拙著「日本巫女史」に記した。

ミツカ、ミテンジン (水鏡天神) 福岡市東橋口に水鏡天神社がある。社傳に菅公左遷の時、船から上り四十川に隨て水鏡を見給ひ、罪なくして咎を蒙りし心中の鬱念に容貌の衰へしを嘆いたので、後人此所に社を建て水鏡天神と號した。又容見の天神とも云ふと(筑前

國續風土記卷三)。

ミツコクデンセツ (密告傳説) 崎形傳説を見よ。

【參考文獻】

密告傳説 (中山 太郎) 日本民俗學隨筆
ミツタメシ (水試し) 熱田神宮の牛玉水試しは、正月七日に大福田社で行ふ。前年の正月十二日に水を甕に入れ固く封じ、大宮正殿の下に籠め置きしを此日其封を切り、減水の多少により其年の豊凶をはかる。俗に世試の神事とも云ふ(尾張名所圖繪卷三)。按に、よりべの水の神事である。

ミツツカ (水塚) 東京市葛飾區金町附近には水塚と稱して、塔の如く高く築いて洪水に備へ、中以上の百姓の家は皆之を有してゐる。即ち出水時の避難所である(四神地名録)。

ミツナシガハ (水無川) 美作勝北郡荒内村景宗川は、昔弘法大師が巡錫の際に、此川で大根を洗ふ女に大根を乞ふた處が、其女は泥のまま與へたので大師は水を封じ、毎年大根を洗ふ頃になると水無川となる(東作誌)。各地に多い傳説である。

ミツナシムラ (水無村) 丹波氷上郡西谷村の茅野内で

昔弘法大師が水を乞ふた時に無いと答へたため今に水が無い(丹波志卷一三)。

ミヅノミ 「水呑」 三河渥美郡仁連木村に水呑、猿樂、テフリと稱する者がある。水呑は元猿曳の家を百姓が買て住たる故に、猿引と同じく別帳に出したれど、ササラ説教者の類にも非ず、普通の百姓にてもなければ名目を水呑と付たる由、今は職業も百姓と異ならぬ。但し宗門帳は、今以て別帳でサ、ラと同じである。猿樂は即ち猿廻しで、テフリは全くエタの類である(三河吉田領風俗問状)。

ミヅノミサンヤク 「水呑三役」 越後長岡領には水呑三役と云ふ村内の交際がある。家作の節は新規再建の別なく、村中悉く藁繩二把を見舞として贈り、食事をなさず一日作業に随ふ。十五歳以上の者が死亡した時は、村中集り葬式の調度道路の掃除をする(野拵へと稱す)食事は受けぬ。又有志葬式の組合を藁講といふ火災の時は其翌日五十軒以下の村では苦二枚繩二把づゝ、五十軒以上の村では苦一枚、繩一把づつ持寄り協力して小屋掛をする。但し食事を受けぬ(越後風俗志第三輯)。

ミヅノミビヤクシヤウ 「水呑百姓」 水呑の語義に就ては、(一)湯粥も喰り得ず水ばかり呑み居ると、其窮境を誇張極言したものと云ふ説と、(二)水呑とは其地の田作りを爲さず、其村の水許り呑む野鍛治其他の諸職人を云ふ説と、(三)自分は少しも土地及び家屋を所有せず、小作借家する者を云ふとの三説あるが、後説を以て穩當とする。

ミヅヒキチザウ 「水引地藏」 岩代北會津郡門田村字一ノ塚に會津六地藏の一體がある。或年の田植時に、一軒の人手のない農家へ十六七歳の若者と化して來て手傳つた。後で地藏尊が泥まみれとなつて居たので知つた(同郡郷土誌)。

ミヅユハヒ 「水祝」 伯州西伯郡宇田川村福岡では、田植の終つた時に水祝(しろみても云ふ)をやる、此日には他郷の者でも自村の者でも提へて水を浴せるが誰でも怒る事の出来ぬ。水の豊富を願ふ爲である(郷土風景昭和七年五月號)。

ミヅラウ 「水牢」 越後長岡では飢民に年貢の末進があれば、當人を藏元へ呼び、同所に設けてある水牢小屋とて内に大なる土穴を掘り、水三尺を満たした牢内へ

皆納に至る迄投ずる。着衣の裾をまくり腰掛に靠らせ膝から下を水に浸すと云ふ(温故ノ葉八編)。

ミナクチマツリ 「水口祭」 安藝では田植の初めに必ず田神を祀るが、之をサンバイ祭と云ふ。其儀式は異同があるも、大抵田の水口に紙幣を立て或は竹樹で後を圍ひ、前に座を設け田器を列ね、柏葉又は桐葉に飯を盛り瓶に酒を盛つて是を供へる。田に出る男女が列座して箏笛を鳴らし田歌を唄ふ(藝藩通志卷四)。

ミナツルヒメデンセツ 「皆鶴姫傳説」 岩代河沼郡藤倉村に難波池へ、文治の昔鬼一法眼の娘の皆鶴姫が源義經の後を慕つて此處迄來たが、前途五日路を要すと聞き落膽して身を投げて死んだ。後に此事を義經が聞いて墓を築き、村人は憐んで難波寺を建てた(新編會津風土記卷八七)。

ミ、ガミ 「耳神」 紀州伊都郡上湯川村に耳神社とて地藏を祭る。里民傳へに聾を病む者が此神に祈つて、草履草鞋を樹枝にかければ癒ゆと(紀伊續風土記卷四九)。
ミ、キリダンイチ 「耳切團一」 阿波板野郡里浦村に昔團一と云ふ盲人琵琶法師がゐた。或夜官女に伴はれ御殿に往き琵琶を弾じ、それより毎夜出かけた。然るに

旅僧があり團一が墓地で彈奏してゐるのを見て仔細を知り、目から鼻と身體中に咒符を貼つたが耳だけ忘れたので、遂に團一は官女に化けた怪物に耳を切られた(郷土研究二ノ四)。此物語は地を變へ名を異にして諸國にある。

ミ、ズノホリ 「蚯蚓蟻」 廣嶋市では家に男兒があると彩紙を以て細長い蟻を作つて四月朔日から建て後に端午の大蟻に換へる。俗にそれを蚯蚓蟻と稱する(藝藩通志卷四)。

ミ、ツカ 「耳塚」 薩摩日置郡苗代川の耳塚は、豊公征韓の役に松齡公、慈眼公が細川新塞にて大に戦ひ、敵軍を撃殺し首を得る事三萬八千七百七級、其耳を切て本朝に送り築いたものである(三國名所圖繪卷八)。

ミ、フタギモチ 「耳塞ぎ餅」 下總北谷馬郡では正月十四日、其家での年長者が丸めた二つの餅を以て、「いゝこと聞け」と三度唱へて、家内中の兩方の耳に餅を當てる。其餅は其人が焼いて食ふ(相馬郷土史卷一)。
中山曰、足利市外の農村では同年の者が死ぬと、石橋の上で餅を兩耳に當て其餅を橋上に置き後を見ずに歸る、之を耳塞ぎ餅と云ふてゐる。

ミヤウガキン 「冥伽金」 冥利を得る爲の出金を稱したものであるが、後には種々に轉用され、社寺からの貸金にも此語を用いた。

ミヤウツシカヒ 「宮寫貝」 安藝最嶋の海濱には蛤蜊の貝類が多いが、中に殻表に自然と宮殿或は堂塔などの形を寫したものであり、之を宮寫し貝とて拾ひ得た者は非常に珍重する(藝藩通志卷一六)。神主の有てる秘密の一つではあるまいか。

ミヤザ 「宮座」 近江蒲生郡櫻川村石塔の若宮神社に、古來宮座の定がある。四十人の戸主又は嗣子を二分し一方を本村一方を新村と稱する。そして兩座の首席一名宛が社守となる。社守の勤務は滿一年で、一年後猶一年間は、座中に留り監督をする。之を一番厨とし次に二番厨次を三番厨以下順に従ふ。一番厨一年間勤務後は座中を退く、此際新たに加入者を求めて末席に着かせる。又兩座二十名を更に二分して、上十人を乙名下十人を始十人と稱す(同郡志卷六)。按に、宮座は殆ど全國に存してゐる。其發生、沿革、制規及び各宮座の比較等に就ては茲に記載し得ぬので参考文献に譲る【参考文献】

宮座の研究 (中山 太郎) 日本民俗學神事篇
ミヤマヘリ 「宮參」 駿州吉原の産神詣は、出生後五十一日目に赤兒を連れて行くが、之は母親でない女の子に負はせて參る。小兒の産衣にオイヅリとて、一尺一寸の白麻布で衣服形の物を縫ひ、其襟に赤の布で五尺の長さの袴をつけ、五色の絹糸でオイヅリに男ならば針目を小さく七五三に出し、女ならば大きく出す、長命を祝ふのである(吉原雜話)。

ミヤラキラフカミ 「宮を嫌ふ神」 甲州北都留郡小管村の小鷹明神は、宮祠を造營すると一夜の内に破却する(甲斐國志卷七二)。他に類例が多い。

ミロククワンホン 「彌勒元年」 三河萬歳の唱歌に「彌勒十年辰のとし、諸神の立てたる御館」と云つてゐる按に、天正三年を彌勒元年と云ひ同天正四年迄此號があつた。萬歳の唱歌は陰陽家の説から出たものである(假名世説)。

【参考文献】
異年號考 (穂積 保) 百家叢書第一編
偽年號考 (中山 信名) 同上
ミワシンコン 「三輪神婚」 我國の神婚傳説には凡そ四

系統ある。(一)豊玉姫式神婚、(二)三輪山式神婚、(三)弟日姫子式神婚、(四)信太妻式神婚がそれであるが、此中で最も有名なのは第二の三輪神婚である。此傳説の北方民族の將來説に就ては考覈の餘地もあらうが、之が類例は殆ど全國に分布してゐる。

【参考文献】
三輪山式神婚 (高木敏雄) 日本神話傳説の研究

ム

ムカデ 「蜈蚣」 紀州田邊町では、蜈蚣は殺しても又後から出て来る之を停めるには出て来た方に向ひ、輪違形を三度空中に聳くと出ぬと云ふ(郷土研究一ノ八)。

ムギシヤウクワチ 「麥正月」 駿河地方では、二月朔日村人農業を休み歳徳神に供へし鏡餅にて雑煮汁粉の類を調理して祝ふ。尙此月の内一日農業を休み麥の成熟を祈るので之を麥正月とも云ふ(駿國雜誌卷一五)。

ムギソクシン 「麥俗信」 三州南設樂郡千里村杉山では新麥にて香煎を作り居宅の周圍に撒く、かくすれば其撒きし所より内へ蛇は入らぬと。そして同地方では大

麥は丑の日に食ひ始める。之は大麥は牛の蹄にはさまつて天笠から來た故と云ふ(今泉忠義談)。

ムギホマツリ 「麥穗祭」 三河南設樂郡作手村では、麥の穂の出ぬ前に「くせ送り」をする。即ち麥穗祭である(今泉忠義談)。

ムギホメ 「麥譽」 土州土佐郡本川村寺川では、四月末に麥の走り穂が出た頃、寅の日に村民が集り麥に向ひ「畦の麥は谷へ靡け、谷の麥は畦へ靡け、でこしめや繩しめ、僧都どうつきも入らぬぞ、白に目を立てばいちやう構へ、鎌といで待ち候ぞ、世の中よかれ、はりとんとん」と云つて譽める(寺川郷談)。青田譽めと同じく、昔の人の純な心が偲ばれる。

ムギライムカミ 「麥を忌む神」 越後小千谷町の二荒神社は同町の總鎮守である。然るに此神の忌むとて同氏子は一切麥を耕作せぬ(温故ノ栞五編)。

ムケノツイタチ 「脱皮の朔日」 磐城石川郡にて六月朔日を「むけの朔日」と稱し、餅を搗き麥の香煎を食ふ人身皮むけるとか、桑の木にさわりて脱けるとかいふ(同郡誌)。按に、古くは全國に行はれたもので、正月の若水と同じく之に由り身心とも甦生するの意である

ムコイヂメ 「舞荷め」 昔は小糠三合持つたら舞に往く
など云はれたやうに、全國を通じ寛嚴こそあれ、舞は
苛められるものと定つてゐた。此原義は複雑であり其
苛め方も雑多であつて、茲に摘要する事も意に任せぬ
拙著「日本婚姻史」に詳述した。

ムゴンマツリ 「無言祭」 房州七尾明神は那古の山中に
ある。毎年元日の未明に二軒の民家から二人の主人が
連れ立つて神殿に饅餅を供へに行く、往復とも知人に
逢つても一語も發しない(房州みやげ)。甲斐下宮地の
三輪神社。正月十五日の筒粥祭、二月二日の船曳祭、
四月卯日の大祭と三神事があるが、大祭の神事は其前
夜丑ノ刻に神主神體を捧げ無燭無言にて山宮へ移し翌
朝本社に歸り神事を終る(甲斐叢記卷四)。信州戸隠神
社は歳末卅一日に神職一同奥社に登り、社殿に入ると
宮司始め何れも無言。元日早朝嚴肅な祭典を執行し宮
司閉扉神事終り社を後にして同音に「あけましておめ
でたう」と云ふ(官國幣社特殊神事調三)。飛騨船津町
片掛邊にては、大晦日には總て正月を迎へる準備をな
し、直ちに神社に參詣する。神に參詣しない間は、往
來にて知友に會ふも言語を交へない(人類學雜誌二二

五號)。

ムシオクリ 「虫送」 陸前黒川郡では六月十三日に團子
を薬に包み、紙に「萬虫送りよ〜、稲虫送りよ〜
大根虫送りよ〜」と書き、竿頭につけて近傍の河沼
に投入れる(人類學雜誌一二三號)。山城綴喜郡普賢寺
村では、氏神社の神官が齋戒して晝のうちに太陽の火
を取り置き、村中の老若男女が持參せる松明に火を移
し、神官先に立ち祝詞を稱へつゝ、田畔を廻り虫を送る
(同郡誌)。丹後中郡地方では、七月七日に村内を十二
三歳迄の小童が、一丈計の竹の梢に五色の幣帛を挟み
鐘鼓を以て昆虫と稱し、近い山畑等を廻る。小童の
呪文は「ぬか虫送つた、跡榮えたりや」と云ふ(丹後
中郡風俗問狀)。阿波海部郡北川村では、舊六月土用人
りに虫送りをする。此時は「齋藤別當實盛、稲の虫
じや何處へ行た、西の國へ追ひ込んだ」の歌を唄ひ、
村順に害虫を土佐へ向けて送る(人類學雜誌一九〇)。
沖繩石垣嶋へ大正六年九月末「するゝ虫」といふのが
發生し慘狀を極め、共同驅除のため御嶽に祈願し、芭
蕉葉又は蒲葵葉で舟形を作り、四五頭の害虫を乗せ海
に放流の後、一同沙上に熟睡の態となり、暫時にして

一人鶏鳴を擬せば一齊に驚起して結願とした(ひるぎ
の一葉)。

【参考文獻】

- 實 盛 塚 (柳田 國男) 郷土研究二ノ三
- ムシキリツカ 「虫切塚」 筑後築城郡湊社境内に虫切塚
あり、藩公小笠原忠雄の時、領内の稲作虫害を被る事
甚しきより、之が驅除の祈禱をした所である(同郡志)
- ムシクヒタクセン 「虫喰託宣」 出雲大社を嘉祿年中に
改造せんとせしに御殿の柱に虫喰の文字あり、見れば
居大煩物、朕非三素志、若人歸徳、栖三高木一足、
とあつた(玉かつま卷一三)。

ムシクヤウ 「虫供養」 京都市外梅尾寺で十月十二日に
虫供養がある。山下の農夫耕種の時知らずに殺す虫の
爲に、東西兩村から米穀を寄附し、施齋をし死虫の供
養をする(日本歳事史)。尾張知多郡西浦十ヶ村、東浦
十六ヶ村、一年に一村づつ廻りて虫供養を勤む。此供
養は醍醐朝英比磨此地を領せし折に始まると(尾張名
所圖繪卷六)。各地に多い習俗である。

ムシツカ 「虫塚」 武蔵多磨郡山田村に虫塚がある。往
古國中に虫多く出て耕作に害をなせし故に、廣園寺の

開山に願ひ虫を燒殺して此處に集め塚とした(同國風
土記稿卷一〇二)。

ムジナ 「貉」 佐渡相川町に貉の團三郎を祀つた二つ岩
の宮がある。團三郎は貉の親方で時々姿を變へて澤根
相川邊に行き、木の葉を小判に化して米や酒を騙り取
つた。又禪宗坊主に化けて秋田や伊勢へも行った。或
時越後から歸る時越後の狐が團三郎の草履に化けて隨
いて來たが、越後と佐渡との沖合で海中に棄てられた
其爲に佐渡には狐が棲まず貉が幅を利かすと云ふ(傳
説の越後と佐渡)。貉に關する傳説も少からずある。

ムシノクチャキ 「虫の口燒」 伊賀名賀郡地方では、正
月十四日に十四日年越とて夜に入ると虫の口燒をする
家族打揃ひ押餅を少しづつ裂き蚊の口、ブトの口、蚤
の口、蝮の口など、唱へ火中に投げ、毒虫に整されぬ
やうに祈る(日本傳説叢書)。此折に唱へる呪文は土地
に由て異なるが今は略した。

ムシヨケウタ 「虫除歌」 安藝地方では四月八日に寺で
灌佛會を行ふ。俗家にては其灌佛の茶を以て墨を摺り
「千早振る卯月八日は吉日よ、かみさげ虫を成敗ぞす
る」虫除の歌を書き禁勝とする。三原や尾道では白茶

の二字を書き、忠海などには茶臼と書く。三津町にては此日卯の花を櫓に挿す(藝藩通志卷四)。

ムシヨケジユモン 「虫除咒文」 甲府市では一月十日頃注通繩を燃やし、其灰を十五日の團子の茹湯へ入れて家の四方へ虫除の咒とて撒きながら「蛇も百足も、どきあれ、おれは鍛冶屋の婢どんだ、鎗も刀もさしていら」と唱へる。男の子が土間へ小便する時は「蛇も百足もどきあれ」と云ふて唾を三度なし、女の子は「おれは鍛冶屋のむこどんだ、鎗も刀もさしている」と唱へて唾を三度する(人類學雜誌一九九號)。

ムシロノレン 「蕙暖簾」 越後地方の風呂屋と遊女屋とは、入口に蕙蕙二枚を竪に垂し置き蕙暖簾と名く。慶長年中堀家當國支配の頃よりの習俗である(越後風俗志二輯)。

ムシロミヤウガウ 「蕙名號」 蓮如上人が尾張の南島濱邊の成田長四郎の家に休み、同人の織てゐた蕙に名號を書き與へた。長四郎悦び家藏せしが、或時火事に遇ひ家財一切焼失せしも、名號だけは飛出して八幡社の松の枝にかゝつてゐた(大府郷土史)。

ムジンカウ 「無盡講」 無盡と頼母子とは、共に民間の

共濟機關として起つたものであるが、現代では其意義を離れて一種の營業となつてしまつた。

【參考文獻】

無盡の實際と學說 (池田 龍藏) 單行本
無盡と頼母子 (尾佐竹 猛) 郷土研究卷三

ムチシミツ 「鞭清水」 陸奥天間館村の一本木神社の清水は、田村將軍東征の折、馬に與へる水がなく、將軍は鞭を以て澤地に挿すと忽ち水が湧いた。其後鞭に根がついて茂り、今も其柏の木がある(上北郡傳説集)。

ムチツカウ 「無實講」 信濃伊那郡千代村に十二月八日無實講と云ひ、戸々豆腐を食ひ、寃狂にして死刑に處せられた者を憫み其供養する(同村誌)。

ムナクラガネ 「胸倉金」 越後にては女衞の手に掛り遊女屋に娘の目見得するを玉見せと云ひ、其前手附として少許の金を受取るを胸倉金と云ふ(越後風俗志三)。

ムネアゲ 「棟上」 下總海上郡では棟上の日、大工齋戒し屋上にて神々を祭り鏡餅を供へ、又扇、髻、簪、針、櫛、鏡、紅、白粉等を布で括り、婦人に象りて之を建て、匠頭祝詞を奏し、後に桃の木の弓を持ち第一良、第二坤、第三巽、第四乾の四方に向て弓を引き惡魔退



散の呪文を唱ふ。式畢て祝宴となる(同郡誌)。駿河陵東郡六合村藤曲にては家屋新築終ると、棟上式に男女の元根をば屋上の左右に並べ立て、崇拜する(沼田頼輔談)。沖繩石垣嶋では上棟式に鹽一包、蒜根一顆を棟に吊す。中柱礎石の下に土公神を祭る爲に、蛤、蟹、生卵、反物(代用白紙)、芋麻、クバン(牛肉鹽)、摺米、御酒、鐵類を供へ、土中に埋めて除災求福の祓とする(ひるぎの一葉)。

ムネツ、ミ 「棟包」 安藝三津町にては、正月三十日家毎に餅糰を食ふ、之を棟包と云ふ。終夜張宴し平句にて「天笠の天の河原によし植て、我よし人よし君は猶よし」外數十首を歌ふを常とする(藝藩通志卷四)。

ムラサカヒ 「村境」 往古は境界の決定法が面倒であつて、諏訪神と彌彦神とが躬から出懸て協定したとか(小谷口碑集)、播磨刀賣と丹波刀賣とが、境証に大甕を埋めたとか(播磨風土記)、種々なる傳説や事實が残つて

ムラサカイム 「紫を忌む」 陸前宮城郡村島村高城の西北に松島明神社あり、紫明神とも云ふ。神紫色を愛惜するとして松島高城の人は警めて紫色の服を禁ず。若し犯せば神罰ありと(鹽松勝譜卷五)。按に、奥州には

ある。三河設樂郡三輪村の三つ瀬と奈根の村境を定める時、種々議論があつて纏まらず、双方の庄屋が同日同時に村を出て出會ふた所を境と決した。奈根の庄屋は乗馬で急いだので、三つ瀬の庄屋の前の平栗まで行き、こゝが地境となつた(設樂昭和六年十月號)。越後南蒲原郡大面村矢田と吉野屋との間に曲りくねつた長さ約五丁許りの畷がある。之は昔荒蕪の地を開墾したが、村境を定めるのに困つて居ると、一匹の狐が勢よく叢から走り去つたので、其走り路を境としたので之を狐境と稱し今に至る(越後三條南郷話)。境塚參看。

【參考文獻】

地界の宗教文化 (松村 武雄) 民俗學論考所收

ムラサキシキブ 「紫式部」 名古屋市大久保欠町に小さき石橋あり、其下の溝を紫川と云ふ。東の方傳光院の地内に小さい五輪塔婆あり、紫式部の墓と傳ふ。其側を流る、故紫川と稱す(尾張誌)。

ムラサカイム 「紫を忌む」 陸前宮城郡村島村高城の西北に松島明神社あり、紫明神とも云ふ。神紫色を愛惜するとして松島高城の人は警めて紫色の服を禁ず。若し犯せば神罰ありと(鹽松勝譜卷五)。按に、奥州には

此外に紫色を禁忌する村落が多い。此事の同地方に限る理由を知りたいものである。

ムラサバキ〔村裁き〕 阿波勝浦郡福原村の一部では、萬延二年に盗人取究に關して、大體左の如くに定められてゐた。一村中失物の義は、當人より願出次第、在中觸れ聞き人別打揃ひ糺した上、彌盜人が分つた時は諸造用過銀共辨せしめる。一手許相應の者共手違等があつた節は、過銀四十三匁在中人別へ、日次料として十匁宛並に酒一石、且又其村見計を以て賄等を申付けらる。一中分の者共に於ては、過銀四十三匁在中人別四匁五分酒四斗、其上賄を申付ける。一極貧窮人は過銀四十三匁日次料二匁五分、並に酒二斗在中へ指出す事とした(同郡誌)。

ムラノキウジツ〔村の休日〕 越後の村々の休日は、若衆の總代と重立との間で定るが、此正規の休日以外にモガリ休みと云ふがある。其由来も文字も誰も知らぬ以前共同で江川の藻刈をやつたものゝ痕跡か。又正規の休の他に雨が降ると、露氣休みと云ふがある。重立の許さぬ休をナラヌ休と云つてゐる(越後三條南郷談)。

ムラハチブ〔村八分〕 山城宇治郡で窃盜賭博其他の者

に科した村制裁に、(一)永久に村集會其他の集會の折末席に座せしむ。(二)終身羽織着物を禁ず。(三)町内絶交。(四)生死祝賀會葬をせぬ事。(五)病氣盜難等に助力せず。(六)結婚の妨害する事。(七)縁談等の時悪く云ふ事。(八)輕き者に詫金を出させる事。(九)名を呼捨にする事であつた(同郡誌)。紀州那賀郡地方では昔村民中に惡行爲ありたる時は、村民は其者と一切言葉を変はさず交際もせぬ、之を「村笠」と云ふ(同郡誌卷下)。



メイクワデンセツ〔名畫傳説〕 大和山邊郡波多野村中峰山に一人の旅僧が宿り、牛一匹描て飄然と立去つた其後村内の稻田が何者かに食ひ荒されるので詮索したら、畫牛が拔出すと分り、前の旅僧を探し牛の傍に松を描き添へて繩で幹に繋いだ形に改めたら、稻の被害もそれきり止んだ。此繪師は狩野元信だと云ふ(大和の傳説)。此種の傳説は各地にある。繪馬傳説參看。

メイゲン〔鳴弦〕 日向佐土原地方では、赤兒の生後七

日目に産婆と神官が來て名前を付け鳴弦の式を行ふ赤兒を沐浴し座敷に座らせ、座敷の入口に靈箔を立て、手で叩く。昔は之に矢を放ちしが今は行はぬ(日向郷土志資料第六輯)。

メイケンデンセツ〔名劍傳説〕 因幡八頭郡若櫻村に權現社がある。昔諸鹿村の山中に不々岐と云ふ鬼神が住み國中を横行し人民を惱してゐた。日理村の古太刀神はそのを愛ひ鬼神を名劍の威徳で亡したが、其後靈魂が祟つたので權現として祀つた。今でも若櫻の馬石に古太刀神が鬼神を斬つた時の太刀の痕が残つてゐる(因幡誌)。

メイドノフボ〔冥土の父母〕 近州石山寺の境内に經塚がある。昔廻國の僧が六十六部の經を寫し、土中に埋め塚を築いた。今兒女子冥土の父母に逢ふと云ひて眼をふさぎ、十四五間許り前より大手を擴げて此塚を抱く、抱き得たる者は必ず冥土で父母に逢ふと(近江輿地誌略卷三六)。

メウカウラナヒ〔若荷占〕 但馬美方郡八日市村に若荷の宮がある。毎年舊正月八日の朝に、宮の境内を流れる流水の邊りに若荷の芽が四五本出る。多く出る年は

豊年だと云ふ(俚俗と民譚一ノ二)。

メウトイシ〔女夫石〕 甲斐巨磨郡澁澤村の和田に、男の女夫石がある。結縁の神石と稱して士女婚禮を祈る(甲斐國志卷二九)。

メウトギ〔女夫木〕 伊豆中狩野村雲金の佐野神社境内に二本の楓の樹がある。二樹が相抱いて合體してゐるので夫婦木と云ひ、姪婦が此夫婦木を廻ると必ず安産すると傳ふ(伊豆傳記集)。

メウトスギ〔女夫杉〕 常陸久慈郡眞弓山の神祠に杉の大木二本あり、一本をヂイ杉と云ひ本社の後であり、一本をバア杉と云ひ華表の側にある(新編常陸國誌卷六)。

メウトフチ〔女夫淵〕 越前大野郡森川村に女夫淵がある。昔平泉寺村に不孝の女あり、或時女子二三人で川上御前へ參詣し、神殿に懸けたる古き鬼の面を不孝の女がとり顔に當てしに其儘附きて離れず、忿怒し家に歸り夫を捕へ川に入りて死んだので女夫淵と云ふ(越前國名蹟考卷九)。嫁おとし谷の肉附面の事が想ひ出される。

メウトマツ〔女夫松〕 常陸長谷村香取社の境内に女夫

合せたやうに眼を痛めたかの説明に就ては、簡単に済されぬ。

【参考文献】

天目一箇神の研究 (加藤 玄智) 民族三ノ一
目一つ五郎考 (柳田 國男) 同 上

モ

モウハツシンカウ (毛髮信仰) 人の毛髮には神がある。樹にかけ置けば諸鳥近付かず、地中に埋めて置いても腐らず、又人が出走した時、其者の髪を緯車にかけ左へ轉せば、其人は道に迷ひ遠く行かずに歸ると云ふ(煙霞綺談)。

阿波三好郡猪乃内谷、彌波波能賣神社に一の神毛あり麻桶に入れてある。神慮の穩ならざる時は其毛二岐となりて、大に延び桶を押し上げ外に夥しく餘る。神意諡る時は本の如しと。大和布留社にも大なる髪毛一筋あるソ、毛と云ふ。素尊毛の義とも猿田彦大神の神毛とも云ふ(同國式社略考)。此種の信仰は他にも多くあるモカケテンジン(裳掛天神) 備前上道郡金岡村の裳掛

天神は菅公が筑紫へ配流の時風波に逢ひ、此松原に上陸し松原に裳を掛けたので斯く云ふ(備陽國志一四)。

モグラウチ (土龍打) 越後では正月十五日の早朝、各戸若者が薬打用の木槌に太繩を結付け、雪の上から所定めず打鼓き土龍を追拂ふ。此時の唄は『土龍何處へ行つた、其邊にゐたら打壓さう、俺が屋敷にゐまいぞ隣の屋敷へちよろ〜』。遅く起床すると屋敷内に土龍を追込まれるとて、毎戸午前二時頃に行ふ(越後三條南郷談)。全國的に行はれたものである。生鼠引參看。

モチウチ (餅打) 仙臺市にては正月十四日夜、去年同日より以後の新婚の家に、様々の姿をなし入來りて祝ひをなし或は歌舞す。之を糯打と云ふ(新選陸奥風土記卷二)。

モチカウ (餅講) 岩代大沼郡では春秋一度づゝ各部落の青年男女が、各輪番に宿を設け、餅を搗きて食ひ酒を呑みて騒ぐを餅講と云ふ。此催しは宿の家の者は之を拂ひ除けて一家を占領し、二晝夜位に亘りて遊宴する(同郡誌)。

モチキラヒノカミ (餅嫌の神) 伊豆下田の近郷中の瀬村の鎮守子の權現は、餅を忌嫌ふとて中の瀬一郷年の

終りに餅搗かず、焼飯に膏菽を交て三ヶ日の雜煮に代へる(さへづり草)。

モチスリイシ (文字摺石) 福嶋市外にあり古くから著聞してゐる。布を此石の上に置き草花を摺りつけ模様としたので此名があると傳ふ。近世青麥の葉をとり石面を磨すと、將來を契る男女の顔が見えるとの俗信が行はれ、田畑を荒すので地主が怒り石の置き方を變へたと云ふ事である。愛染権參看。

モチナゲ (餅投) 伊賀阿山郡山田村千戸の佛光寺で、毎年二月朔日に餅撒きの式を行ふ。餅數一千個の中へ錢一枚を包みたる餅三個入れて投げる。拾ひたる者福來ると云ふ(伊水温故卷四)。

モチネンク (鵜年貢) 遠州周智郡氣田村にては、昔大居山中十三村より年貢として鵜八桶を差出したが、今は代錢を上納する。鵜八桶にて金二兩。鵜役一ヶ村の高一石に付三十文餘である(掛川誌卷九)。

モチバナ (餅花) 越後では正月十三日迄に門松注連飾を取拂ひ、餅花を作り大神宮歳徳神夷神各々一枝づゝ捧ぐ。其作り方はミツ木又は川楊の枝を取り、餅を三角又は梅櫻の花形に切りて挿し、或は團子も交ふ之を

満玉と云ふ。稻穂又は金錢などの雛型を紙にて作る。

農家にては木で鋏鋤類の農具を、小さく作り枝に掛け家業に預る雛型を掛る。祝ひとて男女とも打交り田植歌唄ふ(北越雪譜二編夏卷)。

モチユウノカミ (喪中の髪) 羽後河邊郡にては、女子喪期中は一般に娘髪(クサクラ)と稱す嶋田藩に似たり)に結び、其根に白紙を巻くを例とする(同郡誌)。

モチツツカヌムラ (餅を搗かぬ村) 紀州日高郡切目莊なる脇谷、松原、丹生、崎原、皆瀬川、高串、上羽の諸村、及び古井、下津川、見影の村々で往還の道筋にある家は正月の餅を搗かず、元日には寒食するを例とする。傳に昔大塔宮大年の日に此地を通らせ給ふ時、里人に餅御所望ありしを厭ふ者あつて餅は春搗かずと云ひしより、後正月に餅搗けば祟りあるとて此風俗がある(紀伊續風土記卷六七)。因に、餅を搗かぬ家又は村は各地にある。

餅無し正月 (千代延尙壽) 郷土研究六ノ一

モツコヤマ (春山) 上州榛名町の對岸に瘤の様な春山あり。昔鬼が一夜に山と湖を作らうと春で山を築いた

が、最後の土に夜が明たので春をあけて立去つたと傳ふ(時事新報、昭和六、七、九)。

モトムラノケンリ 「元村の権利」丹後與謝郡石川村と香河村とは、元岡村だが慶長頃兩村に分る。其故に石川村民は香河村の野山へ草刈に入込む事毎年六回あり五月四日節句草と唱へ一日、五月田植の頃と出植草三日、七月十三日盆草一日、九月八日祭草一日の定めである(石川村誌)。

モドリガネ 「戻り鐘」千葉市の千葉寺に戻り鐘として銘に弘長元年とある。中頃鑄改めんと江戸の鑄工が許へ送つたが、自ら鳴て千葉寺へと云ふので其儘戻せしと(相馬日記)。

モノシリ 「靈」沖繩にてはノロ(巫女)の事をモノ知りと云ふ。此モノは靈の意である。平田篤胤翁の「玉櫛」に大物主命の物を靈の意に解しめる(柳田國男談)。

モノアラソヒノシンジ 「物争ひの神事」甲斐東山梨郡柏尾山大善寺の藤切の會式は五月十三日に行はれる。先づ勝沼町、岩手、菱山、鶴瀬等各村の中年の男子が射弓を行ひ、更に二三の儀式が終ると、山法師が護摩を焚く、そして藤蔓と松葉とで作つた柱へ登る。柱に

は同じく藤蔓で作つた大蛇が結へられてあつて、村々の若者達は、一齊に大蛇に結びつけてある藤蔓を捉へようと奔走合ふ。藤蔓が墜ちると更に村々の代表者の間に、烈しい争奪戦が始まる。かくて大蛇を完全に奪取した村が、其一年の柏尾山の草刈權を獲得する(民俗藝術三ノ七)。

能登羽咋郡東増村字八幡の富木八幡社。八月三十日夜神輿が領家町に渡御するや、町民は御燈明の尖端に附せし「れんがく」と稱する幣を争奪し、之を得たる者當年漁利ありと云ふ(石川縣之研究二神社篇)。

肥前西松浦郡二里村大字神の原八幡社は、毎年十二月初卯の宵宮に鳥追の神事がある。此夜拜殿に強飯を策に入れ蓋をなし、荒繩を以て緊縛せるを置き、氏子の面々手に炬火を持ち、時來るや一部の氏子強飯を取らんとし、一部の氏子の防止せんと相互に抗争する。かくて強飯を取れば神事が終る(同郡誌)。

モノイヒチザウ 「物言地蔵」武藏大里郡久下村の物言地蔵は、一に權八地蔵とも云ふ。往昔熊谷堤で權八が信州絹商某を殺し罪の發覺せざらん事を此地蔵に祈る地蔵「己は云はぬが我れ云ふな」と言ひたりと(同郡

郷土誌)。

モノイワイシ 「物言石」土佐長岡郡穴内村の山の中に物言石がある。人の言ふ事に應ずこたまにはあらず。伊勢一の瀬の鸚鵡石の類ならんか(土州淵岳志卷五)。

モノイミ 「物忌」鹿嶋神宮の物忌とは、身心潔齋して神に仕へる女性である。物忌は龜下を以て其者を定む龜下の次第は神官の内幼女未だ月水を見ざる二人を選み、百日の神事ありて日數滿れば、二人の名を龜の甲に記し、正殿御石の間にて朝より夕に至る迄之を焼くに、神慮に叶ふ女子龜の甲灼る事なく叶ざれば焼失する。物忌中は年長ずるも通經はない(鹿嶋志卷下)。

モノイミジン 「物忌神」出羽吹浦の一ノ宮大物忌神社は五穀の靈神として、郡民二月種籾を奉り六月麥を奉りて豊作を祈る。春冬二季に物忌あり、正月第三の寅ノ日寅刻より社中に神を飭り、申ノ日申の刻に之を引く。七日の中物忌なり。十月同斷。此中氏子鬚月代を不剃爪を不取、竹木を不伐、土を不穿、病を不訪、喪を不弔、死人あつても七日の内は葬禮を不調、冠婚不行、男女七日の内に出て七日の内には歸らざる所には他行せずと(莊内三郡雜記卷上)。

モノヲメグルシンカウ 「物を匝る信仰」磐城石城郡草

野村水品の水品神社へ、毎年小正月の夜に氏子が集り丑ノ刻に庭へ篝火を焚き一同裸體となつて、社殿の周りを百遍匝る儀式がある(土の鈴一〇輯)。信州座光寺村丹保の路傍に大塚がある。座光寺の城が阿嶋の軍勢に攻め落された時、戦死した者の屍を埋め「最期塚」と名つけた。風雨の夜塚の周圍を七廻りし耳を澄せば微に矢叫の聲太刀討の音が聞えると(傳説の下伊那)。加賀安宅町の松林中に蛇卒都婆あり、俚傳に此卒都婆は内部空洞をなし無數の蛇が充滿する。若し夫婦に非らざる男女が之れを匝る七回半に及ぶと蛇が出て彼等を惱殺すると(能美郡誌)。

【參考文獻】

物の周りを匝る民俗(中山 太郎) 日本民俗學神事篇
モフク 「喪服」伊豆大嶋にては忌中の女は「棺じめ」を帯とし、親の喪には五十日間謹愼し外出せず、昔は夫の喪には三年間服した(駿豆相三國傳説)。

モミマキ 「糶播」沖繩石垣嶋では糶播の日、妙齡の娘數十人が盛粧を凝らし肥馬に跨り朝暾に御す。此式が終れば直ちに苗代田に取かゝる。之をカタバル馬と云

ふ(ひるぎの一葉)。

モミキ 「穀井」 米澤市外矢野目村に穀の池があり、毎年七月七日池中必ず出穀の異がある。凶年は稗、豊年は穀が出る(米澤地名選)。下總北相馬郡稻戸井村米の井龍禪寺の井戸からも、粳米現涌の奇瑞がある。平將門之を感喜し一寺建立したのが此寺である(大日本名蹟誌十一編卷三)。近州東淺井郡虎姫村は、慈惠大師の生れた村で、今に産湯の池があり、此池から毎年八月七日に數粒の青穀が出る。此穀の數と色とで豊凶を占ふ(週刊朝日二〇ノ八)。

モ、ノケンリ 「股の權利」 近江蒲生郡中野村の元和三年六月書上の一節に「他國かけ仕、甚吉と申者の留守に入、女子を恣に被レ成候、御代官の事に候得者、不足申事も不能成、女子をつれ又他國へうせ申候」とある(増訂農村社會史論講)。年貢の未進者に對しては、有勝の事と見えた。

モ、ノヤ 「桃の矢」 陸中江刺郡では、六月十五日に藥にて馬を作り黍を負はせ、桃の枝にて矢を作り添へて神に供ふ。又葛の葉にて包める焼餅を作る(同志郡)。モ、フネ 「桃船」 能登羽咋郡加茂村安津見の奈豆美比賣神社の祭神は豊玉姬命である。社傳に此姫神三神と桃の木の船に乗り同地に着し、土地を開拓し土民に衣食の道を教へしと。中古迄毎年妙齡の美女を生贖となす例ありしと(同郡誌)。

モ、マツリ 「桃祭」 羽後仙北郡北楯岡では男子二歳になれば、三月三日の桃祭に、一尺五寸の木の一張と張替一張此二張に、葦の箭又は萱莖矢に木の皮を羽としたると、又附竹白紙の羽と二手さし添て神に供へ祭る。女子生れて三歳になると桃祭の日、布の小袋を縫て二倍其丁女に持たせて奉る(月出羽路)。

モラヒコ 「賈子」 上州伊香保温泉に二歳兒を伴ふを忌む。昔は伴ふと病に罹る者多しとて、浴客の伴ふ時は旅館主に頼み入浴期間中館主に貰つてもらひ、一時養子とし逗留し歸宅の時離縁の體となすと(群馬郡誌)。モリコ 常陸と磐城の一部で、口寄巫女をモリコと云ふ神を守りする意と云ふが判然せぬ(濱田徳太郎談)。

モリハフロ 「森は風呂」 美作勝北郡廣戸村風之宮は、此風呂の中に入れば大風起るとて、作物ある節は番人を置いた。風呂とは森の事で同國の方言である(東作誌)。

モロト 尾州熱田町にて六月五日の天王祭に山車の事を執る者をモロトと云ふ、文字に諸頭、師人とも書くも不明。師人町々に定めありに入ヶ町にて六十六人ある(熱田町舊記)。按に、越前敦賀の信露貴神社にも室徒がある。宮座の異稱ではあるまいか。

モンニカニ 「門に蟹」 安房穂田芳濱の漁家、門戸に奇狀の蟹殻を懸ける。本朝の俗に乾蟹鬼面の如き物を門戸に懸け魔を避けるを嶋村蟹と云ふ。或説に享祿四年細川高國尼崎の軍敗北の時、其臣嶋村武文海に入り靈魂蟹となると(房總遊覽誌卷一)。

【参考文獻】
門守の種々相 (山中 共古) 人類學雜誌
モンラシメヌイへ 「門を締ぬ家」 土佐幡多郡伊與木村の庄屋彦八の屋敷は、昔より門戸を閉さず、若し閉ざせば夜中に水田に投捨てらる。盗人など入る事あるも手足すくみて動けぬと(土州淵岳志六)。

モンラツクラヌムラ 「門を造らぬ村」 出雲大原郡賀茂村の賀茂神と、伯耆大山權現とが爭論し、大山の鳥居を押し倒したるより今に大山に鳥居がなく、それより同社の鳥居を神前近く建てるので加茂四ヶ村では門を造らぬ。今に誤て門を造ると禍がある(雲陽誌卷下)。因に、他地方にも類例がある。

ヤ

ヤウガウセキ 「影向石」 近江比叡山横川中堂東階の下に護法石がある。赤山明神の影向石である(近江輿地志略卷二六)。各地に其例が多いが今は一例にとゞめる腰掛石參看。

ヤウガウマツ 「影向松」 神戸市兵庫和田神社の舊地に老松がある。祭神影向の樹として尊敬する(西攝大觀卷下)。神の憑り料であつて神木信仰に外ならぬ。諸國に類例が多い。神木及び湛木參看。

ヤウガウマツリ 「影向祭」 姫路市の射楯兵主神社の臨時祭は、三ツ山と唱へ廿一年目毎に行ふ。三個の山を作り其傍にて能樂を奏す。更に丁卯祭は一ツ山と唱へ六十一一年目に之を行ひ、一個の山を造り其傍で能樂を奏す、此祭を影向祭とも云ふ(沿線誌集成)。因に、兵主神の蕃神説が、内藤虎次郎の「京阪文化史論」に收めてある。

ヤウキヒノハカ (楊貴妃の墓) 名古屋市の蓬萊宮とは熱田社であり。楊貴妃とは今の熱田明神である。此社の後に五輪塔婆があるが楊貴妃の墳墓である(溪嵐拾葉)。楊氏の巫女を斯く誤り傳へたもので、詳細は拙著「日本巫女史」に記した。

ヤウサントバタウクワンオン (養蠶と馬頭観音) 武蔵秩父郡原谷村黒谷の馬頭観音へ祈願すれば蠶が當るとして近村から参詣し、堂前にある石を借り蠶が終れば石に馬の字を書いたものを添へて奉納する(武蔵風土記稿卷二五二)。

ヤウシギヤクタヒ (養子虐待) 紀伊那賀郡眞國村の郷士田中殿の下に殿原、番頭などと云ふ坐筋の家が十四軒程ある。此家筋に男子が無く他村から養子を迎へると當人は勿論其子迄は座に列する事を許さず、孫に至つて始めて列坐した(紀伊續風土記卷三九)。

ヤウジシミス (楊枝清水) 日向諸縣郡長江浦村は往古飲料水なし、性空上人之を見て楊枝を加持して地に挿せしに清水湧く、之を出水川と云ひ楊枝は今に茂つてゐる(三國名勝圖繪卷五二)。

ヤウツリシキ (家移式) 駿河安部郡地方では、家屋竣

工すれば吉日を選んで新宅に移り、家主は工匠親族知己組内の人々を招宴する。當日屋内に爆火を焚き爆竹を行ひ淨め、甕を造り青竹を焚き小豆粥を煮て啜る。粥の中には錢又は小石を入れ、神前及び柱毎に供へる。之を柱譽めと云ひ、此粥を家移粥と云ふ。其の粥の初を取て來賓中の古老又は年長者二人が、先づ大黒柱に箸で塗付け「此御柱は目出度いな、鶴は千年龜は萬年東方朔は八千年、浦嶋太郎は百六ツ。此柱は八百八十年、親代々孫彦やしやご迄、福つく徳つく幸つく、八棟作りに苦打生えて、延命長者のわたまし粥啜らう」と唱へる。之に續いて一同異口同音に「吾等も後から啜らう」と叫ぶこと三回で次の柱に移り、同じ事をして柱毎に之を塗付け、再び大黒柱に戻つて同様の事をして終る(同郡誌)。他地方にも類例がある。

ヤウラ (矢占) 大和山邊郡二階堂村前栽字十二所に、梅檀の木がある。之を「占ひの木」と呼ぶ。昔聖徳太子が法隆寺を建てる時、適當の地を占ふ爲め矢を放たれると此地に落ちた。併し此處では餘り良くないので更に射直されると今の法隆寺の所に落ちたと(大和の傳説)。

ヤウラクツ、ジ (瓔珞鬘) 昔富士山の裾野に炭焼の

松五郎が住んでゐたが、或時王女が訪れ来て夫婦となり、松五郎は有名な炭焼長者となつた。其後王女は病を得て永眠されたが、遺言により王女の瓔珞の冠を都の見える天子ヶ嶽に埋めた。其翌年の春埋めた冠から芽が出て美しい鬘鬘が咲いた。此鬘鬘の枝を折ると、必ず大嵐があるとて里人は恐れてゐる(裾野の傳説)。炭焼長者傳説の一變型である。

ヤオチシヤ (矢落社) 陸奥の八幡岳は昔雄嶽と呼ばれた。後醍醐朝に或夜東南の方より一條の靈光雄嶽に向つて棚曳き、七戸町に居た孫左衛門の夢に「吾れ高山に弓を射たり矢の鎮りし所吾社なり」との告げがあつたので頂上を尋ね、白樺の幹の真中に神鏡を見出し、其處に八幡宮を建てた(上北郡傳説集)。

ヤガマ 沖繩のヤガマは小屋の意で、昔は各所に在つたが、度々禁止されたので、明治以後は寡婦の家や民家の離屋等を借りて之に宛てた。此目的は最初共同宿泊であつたが、後には求婚所となつた(山内盛彬談)。

ヤキゴメデンセツ (焦米傳説) 大和信貴山上の城址を掘ると、焼けた粃が出て来る。之は昔此地の人が不信

心であつたので、山の毘沙門天が怒つて一郷の米を集め、世の戒めたと燒棄てられた。其名残であるといふ(大和の傳説)。按に、焦米傳説は白米城傳説の派生として、各地に多く存してゐるが、其起原は田ノ神を祭るに焦米を供へたにあると云ふ。

ヤキヤウハジメ (夜業始) 美作英田郡地方では、九月の早稲收穫の時カゲ穂とて、初めて刈た穂三四本を神前にかけ、又焼米を作つて食べ、此日から夜業を始めると云ふ。日は大概主人の年日にする(同郡誌)。

ヤクオトシ (厄落) 信濃上伊那郡地方では、男子は五歳廿五歳四十二歳。女子は七歳十九歳卅三歳を厄と云ひ、正月中に日を占ひ神官又は僧侶を招て祈禱し、自分の年齢だけ一厘錢を常用の茶碗に入れ道祖神に参り其儘茶碗と一緒に錢を打つけ後を見ず歸る(同郡史)。秋田地方では二月朔日に厄年の人の家は、元旦同様に門松を立て若水を迎へ、雑煮をして祝ひ二度正月をする(秋田紀麗)。讃岐地方では明年厄年に遇ふ者は、六月朔日に請取と云つて神祭して打祝ひ、翌年正月晦日には厄祓ひをする(西讃府志)。按に、厄年祝の日に男女とも、厭勝とて赤半襟を掛る習俗が各地にある。

ヤクジンバラヒ〔疫神祇〕 京都吉田神社大元宮の疫神祇は、節分に追はれた疫鬼が撒散せぬやうに同夜から疫神所に封じ込め、正月十九日に疫神塚として櫛で壇を構へ清祓を修し其塚を撤す。節分春ある時は大晦日の夜から疫塚を建てる（日本歳事史）。

ヤクチマツリ〔矢口祭〕 四季草に、初めて狩つた人獲物があれば、餅を調べて山神を祭り、射手達へも参らせる。射手喰様あり、之を矢口の祭と云ふ。又矢開とて彼獲物の肉を調味して人々に参らせる（好古類纂二ノ九）。

ヤクハラヒ〔厄拂〕 静岡市では正月六日の年越の夜疫拂と云ふ者が市中を徘徊して祝事を發言し錢を乞ふ。小正月と大晦日の兩夜も亦同じである。疫拂に出る者は番太である（駿國雜誌卷一五）。厄年の者が厄拂に出る習俗は今もある。

ヤケチザウ〔焼地藏〕 大和磯城郡川西村唐院の東口に焼地藏がある。此の堂は十年に一度は何の原因なしに必ず焼ける。焼る度に新しい堂が建てられ、其都度堂が一尺づゝ大きくなる。本尊石地藏は眞黒である（大和の傳説）。按に、各地に多い黒本尊の一縁起である。

ヤゴラウマツリ〔彌五郎祭〕 尾張東春日井郡篠木村邊では、毎年六月十三日に彌五郎祭（魂送りとも云ふ）とて厄拂をする。薬で三箇の人形を作り一を彌五郎と稱し竹で兩刀を作り拵せ、一は女房又は露拂と云ひ、一つはお供と稱して酒を持たせ各戸では三階笹で家中を拂ひ其人形につけ後を見ずに川又は山へ棄てる（同郡誌）。大人爾五郎参看。

ヤザシヤ〔矢刺社〕 下總海上郡三川村矢刺神社は、社傳に源義家が奥州征伐の歸途、此國を経て上總に行く途次、此村を基點として一里毎に一本の矢を刺し所謂九十九里を計つた其矢を祭つたものと云ふ（同郡誌）。

ヤサブラウノハ、〔彌三郎の母〕 越後西蒲原郡國上村字中島の畠中に彌三郎の住居跡がある。昔獵師彌三郎が常になく夜早く歸宅の途、突然怪物に頸筋を掴まれ、腰の鎌で其腕を斬つて、歸宅して見ると母は臥床してゐたが、翌朝母の姿は見えず、鮮血が滴り昨夜怪物を斬つた場所まで血痕が続いてゐたので、母が鬼女であつた事を始めて知つた。其後彌三郎は土地を去り、跡に住む者もなく荒地となつた（傳説の越後と佐渡）。

ヤサラサケ〔八皿酒〕 三河地方では麥を蒔き終つた日

の夕暮に、皿つるしとて神に酒を供へた。又所により田を打終つた日、或は種蒔の終つた日に八皿酒とて、皿か椀の八の數に濁酒を飲む慣例があつた（秀酒企乃温壽）。

ヤシキノエラミカタ〔屋敷の選み方〕 播磨美嚨郡地方では屋敷を選定するに「尾崎谷に堂の前、佛の眞尻、神の眞向」を忌む。分家の場合には本家の鬼門に當らぬ事、本家より高い所でない事、本家の前でない事の三ヶ條を禁じてゐる（同郡誌）。

ヤシナヒオヤ〔養ひ親〕 沖繩では子供が虚弱で成育困難と思ふ時は、僧侶又は娼妓、養子として造る形式をとつて養育する。之を養へ親を持たせと云ふ。娼妓は老娼で一家の女將株を選ぶと（伊波普猷談）。

ヤスラヒメデンセツ〔安良姫傳説〕 大隅始良郡横川村大字中の安良神社の祭神は安良姫である。社傳に安良姫は京都の官女で、或時川で紺染の直垂を洗つてゐて白鷺の群れ飛ぶを眺めて直垂の片袖を流失した。其罪により門の扉に縛り付け炭火で焼殺されたが、姫が信仰した観音の身代りて助かり此の地に下り自殺した。其後崇るので神に祀つた。此地では昔から門を立てず

炭焚、紺屋、藍作を禁じてゐる。又白鷺が飛び來ると神樂を修行する。此神鷺計りでなく凡て白色を嫌ふとて白壁を塗らず、参詣者も紺染を忌み木皮で染める。（三國名勝圖繪卷四一）。

ヤセ 若狭小濱町の八幡宮祭にはヤセと云ふ者がある。赤熊を破り鬼面を着け、左に竹馬を牽き、右に柱木を持ち、麥藁で襪をかける。元は一人であつたが後に多數になつた。之は神に祈願の者又願解きの者である（遠敷郡誌）。按に、元は京都西七條のオヤセと同じ信仰であらう。

ヤソウザエモンイナリ〔彌惣左衛門稻荷〕 越前南條郡南日野村清水に、熊谷惣左衛門稻荷がある。夫婦で江戸へ行く途中で武州熊谷で白狐に頼まれ、淺草觀音境内へ稻荷社を建て福運を得たので後に郷里の清水へも祀つた（越前名蹟考）。因に、淺草の熊谷稻荷は江戸砂子に載せてある。

ヤタテ ヤタテとは矢立又は矢鋒とも云ひて、猪を獵獲して分配の後に、三度發砲して山の神に獻するを云ふ（後狩詞記）。

ヤタテスギ〔矢立杉〕 伊豆田方錦田村の駒形諏訪神社

境内に矢立杉がある。往古出陣の際に武士が此木に表矢を射立て勝負を占つた。廻國雜記に「武士のためしに引ける梓弓、矢立の杉やしるしなるらむ」とある(増訂豆州志稿)。按に、矢立杉(又は松)は各地にあり、種なる傳説を伴ふも、要するに矢占である。

【參考文獻】

矢立杉の話(柳田 國男)黒潮二ノ一盛岡市御弓町高水寺(矢立槻)盛岡砂子卷三陸前栗原郡有賀村菱城(矢立杉)栗原郡誌上州榛名神社境内(同上)群馬馬郡誌甲斐北都留郡笹子村(同上)山林五七二號信濃下伊那郡大鹿村(矢立木)傳説の下伊那大和吉野郡下北山村(矢立杉)大和の傳説出雲意宇郡玉造村(矢立松)雲陽誌卷上讃州綾歌郡弘田村(矢止松)金毘羅圖繪三ヤタテノシンジ(屋立の神事)肥後の阿蘇神社に屋立の神事として、十二月初卯ノ日に宮地の社へ遷宮がある此時屋立の女房とて阿蘇社の息女十四歳未滿の者を撰びて、社の後に簡屋を建て百日の潔齋をさせ、御輿渡御の折に此女房御膳を供へる(阿蘇の面影)。按に、志

摩の合坂山麓の家立茶屋(參宮圖繪卷下)も、古く斯うした神事の行はれた故地ではなからうか。

ヤツカマシ 陸中遠野町では正月十五日に、ヤツカマシ窓塞きをする。栗の若木の枝を五寸程に切つたものへ、餅魚昆布等の小片を挿み入口や窓等に挿すので悪魔厄病除の意である(人類學雜誌二九ノ一)。

ヤツメウナギ(八ッ目鰻) 美作英田郡中井郷の池に八ッ目鰻棲息し、雨乞祈禱の折村民が集り祭壇を設け此鰻を迎へ新しき盥に放ちて七五三繩を張り一週間も太鼓を打ち鳴して拜むと不思議にも必ず雨が降る(有終三〇號)。雨乞參看。

ヤトヒニン(雇人) 能登鳳至郡柳田村では農家の雇人は、其年期を舊二月一日より同年十一月三十日迄十ヶ月間とし、其他繁忙の時は日雇を傭ふ。給料は玄米とし賄は雇主之を負担す。年雇は前年十二月に契約し給料金額を渡し日雇は其時々渡す、給料は年雇の男は上三石、中二石五斗、下二石とし、女は上一石五斗、中一石二斗、下一石とす、日雇は男三升、女一升五合である(同郡誌)。

ヤトリフドウ(矢取不動) 相模三浦郡衣笠城趾に大善

寺がある。其處に不動堂があつて、箭取不動と云ふ。往昔三浦爲繼が苦戰の際、此像像が形を現し敵の射る矢をとり味方を助けたので此名がある(三浦大介遺蹟考)。各地に多い傳説である。

ヤナギソトバ(柳卒塔婆) 甲斐中巨摩郡稻積村地方の寺院には柳塔婆とある。之は柳の丸木を五尺位に切り、表を削つて草木國土悉皆成佛と記し墓地へ立てる此柳に根が生えると佛が生れ變る證であると云ふ(人類學雜誌一九九號)。此俗信は他地方にもある。

ヤナギムカヘ(柳迎) 羽後本莊町では正月十五日に柳迎へとて、糯の粉を捏て梨形に造り柳の枝に結びて梨梨と云ふ。是は一年中何の凶事も無しと云ふ縁喜である。又此日の夕方に柳の若木を焚き、家内中が此火で餅を炙り福壽餅として食べる。是は若返る爲である(風俗叢報二二四)。按に、之に似た習俗は各地にある。

ヤヌチヲハカヌ(家内を掃かぬ) 越中上新川郡有峯村民は、山葵を採取すると山の神の激怒に觸れ、大風が吹き起ると恐れてゐる。又家内の者が他へ旅行した場合は歸宅する迄は掃かぬと云ふ。萬葉集卷一九の「掃も見じ屋内も掃かじ草枕、旅行く君を齊ふと思ひて」

とある民俗は、昔は全国に行はれたものであらう(アラ、ギ一三ノ一〇)。

ヤネフキコウ(屋根葺講) 越前大野郡五箇村では、區民の屋根葺替には全區貧富の別無く男子總出で一日中に終了させる。時期は大抵五月で希望者を順次に行ふ(坂谷五箇村誌)。

ヤノネシメズ(矢ノ根清水) 八丈嶋三根村に、源爲朝が矢ノ根で掘たと云ふ清水がある。旱天にも涸れぬ(旅と傳説二ノ一二)。

ヤヒコジン(彌彦神) 越後の彌彦神社の祭神は、一名手繰彦命と稱す。之は神代に手繰網を人民に教へた神である(無用の書)。

ヤボサ(矢房) 壹岐地方にはヤボサ神があり古くより神仰の中心で其數も多い。村民は寄り神と云ふ。墓地説もある。參詣の時には後を見ないで歸る(折口信夫談)。對馬上縣郡豐崎村比田勝の野菩薩社の傳へに山王權現を祭り一名天臺野菩薩とも云ふ。御影は烏帽子を着けた人物で弓を持ち頭は龍の様な馬に乗つてゐる(津島紀事卷三)。薩摩伊佐郡求名村の箭武佐神社は、古社で、其棟札に大永五年霜月建立とある(地理纂考

卷八)。日向宮崎郡榑村江田の縣社江田神社は、俚俗に産母様(ヤボサマ)と云ふ(宮崎縣史蹟調査第一輯)。按に、ヤボサは沖繩にもある。墓を祀つたものである。ヤマイリ 「山入」 越後では十月頃に里人が公然と山入するを許されるが、之を『野の口が開いた』と云ふ。それ迄は里方の人が炊付用の落葉を拾ふ事も禁ぜられてゐる(越後三條南郷談)。

ヤマゴマヒ 沖繩の嶋々では、舊十二月中に山ごまひ(山籠りの意か)と云ふ祭を行ふ。女子のみ十人許り集り、眞夜中に村の御岳の内に入り、絶対に他人に見られぬやうに行ふ(柳田國男談)。

ヤマサバキ 「山裁き」 丹後中郡三重村地方では、猥りに入會に来て盗伐する者を捕へた時は、刈草諸道具又は牛馬車等を収收す。之を山裁と云ふ(三重郷土誌)。

ヤマダチヒメ 「山立姫」 嬉遊笑覽附録にある蛇除の歌『あくまだち我が立つ道こよこたへば、山なし姫にありと傳へん』とあり。又四神地名録に『此路に錦まだらの虫あれば山立姫に告て取らせん』とある。山なし姫又山立姫は野猪の事であらう。野猪は好んで蝮を食ふ(人類學雜誌二九一號)。

ヤマトマンザイ 「大和萬歳」 大和橿原の都で神武朝に音頭を取つた者が柳萬歳の起りだと云ふが、元來は名も無い者で唯千秋萬歳と云つてゐた。併し萬歳の唄は幸若よりも古い(一話一言卷四五)。

ヤマドリスウハイ 「山鳥崇拜」 岩代本宮町の安達太郎明神の例祭は九月十九日で、此の日は山鳥の神秘、眞弓の神事がある。此神は芋と菅を忌むとて此地方では作らぬ。殊に山鳥を非常に恐れ其名をさへ漫りに云はぬ。此地に産れた者は他國に移つても此鳥を食べない(相生集卷一〇)。他地方にも此類例がある。

ヤマドリノソヤ 「山鳥の征矢」 下野安蘇郡三好村戸室の鞍掛社の祭神は足利有綱である。文治二年に有綱が足利兼氏と戦ひ山鳥の羽の征矢で左眼を射られ討死したのを里人が祀つたのである(同郡誌)。

【参考文獻】
左の目 (中山 太郎) 郷土研究五ノ三
ヤマノカミノアイボク 「山の愛木」 羽後増田町では燈蓋木とて三岐の木は山神が愛すと云ひ、杣や山賊



も伐殘して山の神に手向ける(雪出羽路)。

ヤマノカミノシメギ 「山の神の木」 陸中遠野町では山の木が二岐に別れて振ちれてゐるのは、山の神が十二月十二日に自分の領分の樹木を計算して、何萬何千本の記號に木を拗つて置くのだと云ひ、此日には山に入らぬ(人類學雜誌三三二一〇)。

ヤマノカミノトシコシ 「山の年越」 盛岡及び遠野町の兩所の御臺所では、毎年十二月十二日の夜御破損長屋で山の神の御年越祝の儀があつたが、正徳年中から止んだ(遠野古事記卷二)。

ヤマノカミハイツボンアシ 「山神は一本足」 陸中和賀郡澤内村邊に、往々岩面に大人一本足の迹がある。則ち昔山神垂跡の處だと云ふ(邦内郷村志卷一)。

ヤマノカミハサル 「山の神は猿」 美濃の僧の物語に、山神の像は両面が頭で手足は猿で斧を擔で立つてゐる猿の甲羅を経たものが山神である(譚海二二)。

ヤマノカミハタノカミ 「山神は田神」 伊賀上野町では正月七日に、山神の靈木に注連繩を結附て頌文を唱へる。之を鍵引と云ひ山から田畑へ神を勧請するのである(年中行事大成卷一)。

ヤマノセイクラベ 「山の背較べ」 信州八ヶ岳は日本一の富士よりも高かつた。或時、富士の女神と八ヶ岳の神が高さを争ひ、其審判を阿彌陀如來に頼んだ。如來は苦心して八ヶ岳の峰から富士の頂きに繩をかけ水を流し込むと、水は八ヶ岳より富士山へと流れたので遂に富士の負けとなつたが、氣荒な女神は口惜さに八ヶ岳を足蹴にしたので今の八ヶ岳が出来た(山の傳説)。背較べ傳説參看。

ヤマバカマ 「山袴」 土地により猿袴、輕袴、踏込、モンペなど云ふ。勞働用の服装である。【参考文獻】

山袴の話 (宮本 勢助) 郷土研究二ノ一一
ヤマヒダ 「病田」 陸前登米郡南方村峯の梵天田は、昔廻國の六部を殺して此地に埋めたので死靈が祟り、此田を耕せば病むとて氏神に獻じた(ネフスキー談)。各地に多い傳説である。

ヤマフキゴゼン 「山吹御前」 伊豫伊豫郡佐禮谷村に山吹御前の墓がある。山吹は木曾義仲の夫人であるが、逃れて此處に来て死んだ。其屍體を曳いた所を今に曳坂と云ふ(伊豫温故録)。

ヤマブシカンテウ〔山伏間牒〕 近江蒲生郡北比都村小谷には、陰陽師又は諸寺諸山の札を配つて祈念をする山伏が集つて住んでゐる。屋形定頼の代には諸國の治亂盛衰を聞く爲に此山伏を各國々へ分遣して間牒とした〔淡海温故録卷二〕。



(家の伏山)

ヤマブシオキ〔山伏仕置〕 武藏秩父郡高篠村山田に十人塚がある。之は昔恒持明神の御朱印が焼失した時預つた修験七人を山伏仕置の坑に埋めた塚である〔武藏風土記稿卷二五三〕。

ヤマブシツカ〔山伏塚〕 松山市の城山の東の尾崎に、山伏塚を築き城の鎮護とした。此塚には甲冑弓箭を帶びた鐵製の偶像が埋めてある。之は平安城の將軍塚に做つたものである〔松山史要〕。

ヤマブシノクキヤウ〔山伏の苦行〕 出羽羽黒山吹越に行者堂があり、毎年七月廿日に山伏が揃ひ翌日峯入堂に宿る。行法の間には火鉢を置き硫黄、蕃椒、どくだみ等の香の悪い草を焚き、煙に咽せて死ぬ者があれば

扉に乗せて庭へ昇出し、厚朴の實を食べさせて活し又五日苦行し更に吹越堂で難行すること五日、大湯小月山を宿としてサニゴ澤に通つて苦行する事五日、である。此中に繩切とて藤蔓を繩にし新客の山伏を谷底へ釣下げ、途中で切つて落す事もある〔出羽風土記二〕。

【参考文献】

山人外傳資料 (柳田 國男) 郷土研究卷一連載

ヤマランナ〔山女〕 日向飫肥領の山中で菟道弓で怪物を獲つた。總身は女の形で色殊に白く、黒髪は長く赤裸である。人に似て人で無い。或人は之は山女で深山には間々あるものと云ふ〔西遊記卷三〕。

ヤロカミズ〔遣ろか水〕 尾張犬山町地方を流れる木曾川が、貞享四年八月降り續いた雨の爲に満水となつた或夜井關番の善助が洪水を心配して居ると、何處からともなく『やろか〜』と叫ぶ聲がしたので善助が『よ

こさばよこせ』と答へると忽ち堤がきれて水が一杯になつた〔土の香六ノ三〕。

ヤヲヒニヨライ〔矢負如來〕 肥前唐津新町淨泰寺の本尊阿彌陀如來。昔代官池田帶刀が佛餉田を横領せしに毎夜童子の足跡で田を荒すので、或夜弓で射て、足跡慕ひ本尊を見ると、左脇に矢立ち足に泥がついてゐた〔東松浦郡史〕。

ユ

ユキウラ〔雪占〕 陸奥津輕地方では、八甲田の春雪消えのあとに、草書で「松」と云ふ字が山肌に残ると傳へられ、法奥澤の松形山には丁度松の形に雪が残り、其形によつて年の豊凶を占ふ〔上北郡傳説集〕。

ユキサホ〔雪竿〕 越後頸城魚沼兩郡地方の奥山里では毎年初雪の頃から長い竹竿の末に、薬で色々の形に作つた物を結び付け、之を家の外に建て、置て雪積む折の印とする。夫木集に『越の山立て置く竿の甲斐ぞ無き日をふる雪にしるし見えねば』と云ふがある〔温故ノ葉第四篇〕。

ユキセウ〔湯起請〕 大和高市郡飛鳥村豊浦に甘樫坐神社があるが、其處は武内宿禰盟神探湯の故地である。

詞林采葉に『衣ヲホスト云フ事ハ、甘樫明神トテ坐スルハ人ノトガノ虚實ヲ正シ給フ神ニテ、其衣ヲ神水ニヌラシホスト申傳ヘタリ』とある〔大和志料卷下〕。

ユキタウ〔湯祈禱〕 信濃燕岳麓の下國の山王様の祭禮は、毎年十二月に行はれる。此日遠近の娘が集て神前へ二三の土甕を造り熱湯を沸かし、其周りを匝りながら踊る。其時踊りながら誰々と夫婦になりたいとか、又病人を癒してくれとか祈つて熱湯の中へ手を入れる之を一晩中やる〔冠松次郎談、講談俱樂部二一ノ九〕。

ユキランナ〔雪女〕 信州白馬岳の晩秋の頃、獵師の親子茂作と箕吉は山で暴風雪に襲はれ、山小屋に一夜を明かしたが、其夜に色白の一人の女が何處から入り來り茂作に息を吹きかけ、次に箕吉に向つたがやがて『あなただけは、どうもせぬ代りに絶対に他言をしてはいけない、誓ひを破れば殺してしまふ』と云ひ捨て、姿を消した。父は死んでゐたので箕吉一人歸宅した翌年の雪の夜、行き暮れた娘を救ひ妻とし五人の子を儲けたが、或夜十年前の山小屋の出來事を話した。妻

の小雪は「それは私だつたが、誓ひを破つて他言するあなたを殺さぬ代り子供を頼む」と云つて姿を隠した(山の傳説)。種々變つた傳説がある。

ユクデトリアゲタカミ 「湯具で取揚た神」 下總銚子市外の東ノ庄なる三十三ヶ村鎮守は應神權現である。祭禮は二十一年目の四月八日に行ふ。傳説に昔外門の宮三夫の老母が此濱で空虛舟で流された赤子を拾ひ、湯具で取揚げて来て養育した。後此子を權現と祀つた。其例により祭毎に歸興の時は今尙宮三夫の家に立寄つて休む。其時此家の老母が神酒等を奉り、やがて古い箱から湯具を取り出し、御輿の上にかぶせて揺り動かしながら、さあ應神どのお立ちやれと云ふてから歸興する(利根川圖志六)。按に、應神は王神の轉訛である。

ユクノマチナヒ 「湯具の厭勝」 能登羽咋郡福浦村は船舶出入の地とて遊廓がある。遊客の少い時は藝妓等は沖石崎にある石地蔵を湯具で蔽ふ。之は地蔵尊を憤怒させると海上は風波が荒れ碇泊船が多いからであると云ふ(同郡誌)。

ユタデ 「湯立」 京都市外の東梅津村では一村を七町に分ち、一町毎に頭屋を定め産土神松尾神を祭り、庭に

大釜を置いて醴或は醋を沸し、上に竹の簀を架し麩を束敷き老婆簀笠を着し竹杖をつき釜の前に立て「之は何をお蒸しやるぞ」と唱へると、側から「いもやはしかを見候」と諷うて、小兒或は他郷の者を捕へ抱いて釜の上で蒸す體をする。疱瘡癩疹除である(日本歳事史)。

ユダテノシンジ 「湯立神事」 出雲美保神社の祭禮は三月十日に行はれるが、此日大なる湯立釜へ水八分入れて焚立て、湯玉の沸る時に一年神主を着衣のまま入れ煮る。介抱者數人あり加減を見て息絶えると釜より出し、神前で一年中の農作の豊凶疫病の有無などを託宣する。後に着衣を代へて歸宅すれば平常に違はぬ。此神事は願主あり金七兩二歩を納めれば何時でも行ふ(神名帳考證上代附考)。一年神主參看。

ユダンキン 「油斷金」 足利市外の昔の農村では、若い男女が私通して紛議を起し、男が女より手切金を取る事を油斷金と稱した。阿呆金參看。

ユニウケツコン 「輸入結婚」 岩代白河町地方では、松平定賢が白河城主であつた時、女子不足の爲に妻を迎へぬ者多く、隨つて人口は年毎に減少し産業亦振はぬので寛保元年から延享四年まで七年間に、領分の越後

郡内から十七歳以上三十歳以下の女子を募集し、其旅籠料や滞留金を與へて白河地方へ移した。此時の應募者は五百餘人あつた(越後風俗志第一輯)。

ユノキノシユウキ 「袖の木の祝儀」 昔は公家では元朝の詞始めに「袖の木の下の御事は」と問ふと、側の者が「されば其事日出度候」と答へ、之が終つてから日常の語を交はす。民間では袖の木を柳と云ひ代へ、自問自答で済した。按に、此祝儀は本朝二十四孝に、木幡の里に藤茶と云ふ者あり、仙家に到りて金袖を得て歸り長者となる事をのせて、人毎に三元の祝事に袖の木の下の云々の事を申し初めたのである(橋守部俗語考)。

【參考文獻】

柳の祝言 (南方 熊補) 郷土研究三ノ八
ユハツノシミズ (弓鞘の清水) 尾張知多郡東浦村生路の生路井は、倭尊が東征の時弓鞘で岩を刺したらば出た泉である(尾張名所圖繪卷六)。

ユビキリ (指切) 豊後南海部郡八幡村代後では子供が他人と約束する時に小指と小指を組み合はして「指切金切、金屋のお萬が指切切つて死んで、俵一杯錢百貫目」と言つて、一人が上に向つて一人は下に向つて

唾を吐く、これで若し違約すると、指一本切つた上にお金を俵一杯と百貫目遣らねばならぬと云ふ(郷土研究一ノ一一)。

ユビキリノコソク (指切の古俗) 陸奥津輕地方では、十七八歳の男子が契約する時、前膊文は上腿に二三寸もある疵をつける。女子の間では疵の代りに、人目に立たぬやう頭髮を二寸程の大きさの圓形か矩形に剪り髪が伸びれば繰り返し剪る。又は髪を剪る代りに互に襟袂腰揚等へ、紅布を縫ひ入れて置く事もある。此様な同性間の契りを「どやくになる」とか又「けやくになる」と云ふ(津輕口碑集)。

ユフガホライム (夕顔を忌む) 肥後菊池郡泖水村在では昔から夕顔を植ゑないが理由は不詳である。又此地では紅花も植ゑぬ。之は紅花の爲に争鬭が起つたからである(肥後國志卷五)。

ユミキタウ (弓祈禱) 阿波伊豫等に行はれてゐるが、古い歩射祭の遺風である(郷土研究四ノ八)。

ユミヤラマツル (弓矢を祭る) 近江蒲生郡桐原村安養寺の上野神社は雄略朝に弓箭を齎き祀つた靈場であると云ふ(同郡志卷六)。

ユメウラ〔夢占〕 越中下新川郡五箇庄村附近では、分家を作らうとする時は、本家の主人が其屋敷地に一人で行つて大地の上に一夜寝て、安眠が出来れば其處と定める。若し不祥の夢でも見たり又は安眠が出来なかつた時は場所を變へてやる(上銘三郎平談)。

ユメチガヒクワンオン〔夢違ひ観音〕 名古屋市熱田馬場町にある観音へ、悪い夢を見た時祈れば禍が轉じて幸を得ると云はれてゐる(尾張志)。

ユリワ〔揺輪〕 備前赤磐郡高陽村長尾の鴨長尾神社の祭儀には、當被りと云つて両親のある處女を選び、頭に茅の輪を載せ、其上に揺輪と稱する汚い桶を載せて神輿の供奉をする例がある(同郡誌)。此祭儀は他にも相當ある。

ユルシナ〔許し名〕 鳥取藩醫に森元交が寛永年中に、邪宗信仰の嫌疑で江戸奉行所に捕へられたが、其際森の姓は邪宗信心堅固の證として、森宗意軒から許されたものだと自白した(因幡誌)。

三

ヨウスキ〔用水〕 越前坂井郡東十郷村の用水の起原は春日社の社家三人が水田を思ひ立ち神に祈願したのに三人とも一度に同じ夢を見て、黒藏川の上流に行つた其途で白幣を噛へた鹿に會ひ、其鹿の歩んだ通りに堀を穿つて水を通じ六百餘町歩の水田とした(同郡誌)。

ヨウスクリヨウ〔用水料〕 駿河富士郡傳法村の、淺間社の境内から湧き出る清水を、同郡今泉村に流した代りに、今泉村から一年に米七俵を淺間社へ納める約束であつたが、不作續きの爲め果す事が出来なかつた。併し幸ひに近江の酒造家の日野屋某が此水を利用して醸造してゐるので、同人から米七俵づつを納める事となり、明治維新迄毎年缺かさなかつた(吉居雜話)。

ヨウフクチザウ〔洋服地藏〕 陸奥南津輕郡五郷村で、子弟を滿洲派遣軍に送つてゐる者が集つて、武運長久の祈願に巫女を頼んだが、其託宣に地藏様が守護するから洋服を新調して着せろとあつたので、一同は驚いたが可愛い、息子の爲だとして釀金し同郡黒石町の洋服屋へ注文をした(週刊朝日二一ノ二七)。

ヨクユマツリ〔浴油祭〕 紀州田辺邊では今も毘耶那神(歡喜天を混せる事は云ふ迄も無い)を祭るに、必ず餅

で男女神の像を作り、七日夜を油にて焙る。其内に男女神相抱く時は方成就と申してゐる。油餅は俗に茶巾袋とて七福神の側に置く袋で、沙金袋の義と思はれる其餅を七つばかり人の家に配る。それを食ふと食つた家の財が修法者の宅へ移る事金蠶の如くであると云ふ此法を修するとき、暴かに富むも七代後貧困する。故に此法を修する家を甚だ(内々ながら)忌む。尾さき狐の家を關東邊で嫌ふと同じである。歡喜天は今も印度にて障礙神とする(南方來書卷一〇)。

ヨコザ〔横座〕 陸奥鯉ヶ澤町邊の俚諺に、他人の家へ往つて横座へ坐ると、米一俵取られると云ふ(むつ第二特輯號)。居座裏の座席參看。

ヨゴモリマツリ〔夜籠祭〕 石見濱田町の嚴島神社は瀬戸ヶ島にある。陰曆六月十八日の祭禮には近郷十里内外の人々が來詣し、多くは徹夜して社殿に參籠するので狭少の島内は立錫の餘地もない(濱田港史)。各地に例の多い祭儀である。

ヨゴラウ〔與五郎〕 大津市尾花川邊の與多崎に、乞食の與五郎と云ふ者の族類がある。京都の悲田院、大阪の垣外の類で、之は與多鷹の末孫だとも云ふ。併し悲

田院の乞食の類を、與次と云ふのは通例である(近江輿地志略卷一四)。

ヨゴレヤ〔汚れ屋〕 伊豆新嶋で他屋を汚れ屋と云ふてゐる(郷土研究四ノ四)。他屋參看。

ヨシノハエヌムラ〔葦の生えぬ村〕 陸奥東津輕郡筒井村幸畑及び同郡造道村駒籠では、昔鮭が多漁であつたが、丁度此處を通つた弘法大師が之を乞ふたので、人々は川邊の葦に鮭を貰いて呉れた。併し弘法は此川葦に躓いて倒れ、其上川葦で隻眼を潰したので大に怒り今後此川に川葦は生へるな鮭も上るなと云つた。爾來駒籠川に少しも來ない又葦も生へない(津輕口碑集)。

ヨタ〔與太〕 紀州の日前國懸神社には、古く與太と稱する神人がゐた(同宮本紀略)。近州の與多鷹と共に、注意すべき名である。

ヨナキイシ〔夜泣石〕 陸奥野邊地町外れを琵琶野と呼ぶが、昔武士が娘と唯二人で此邊に隠れ棲んでゐたが或年獵に出たきり行方不明となつた。娘は悲しみの極此世を去つたが、野邊地川上流の石が泣くとて夜泣石と云ひ傳へた(上北郡傳説集)。

ヨナキイシデンセツ〔夜泣石傳説〕 遠州小夜ノ中山の

夜泣石が最も著聞してゐるが、之は夜泣松から夜泣石に工夫された物語である。詳しくは参考文献で知られたい。

【参考文献】

夜泣石の話(柳田 國男) 日本及日本人六四五
夜泣石(中山 太郎) 日本民俗學風俗篇
ヨナキヂザウ(夜泣地蔵) 陸前高清水町に夜泣地蔵として、小供の安眠を願懸る地蔵がある。俚傳に西村の大助夫婦が荒谷の酉藏に殺され、妻の創口から女の兒が生れ、地蔵に育てられ、成長して両親の復讐した(栗原郡誌)。全く小夜中山夜泣石の傳説と同じで、後人の附會であらう。

ヨナキツカ(夜泣塚) 信濃下伊那郡上郷村黒田にある古塚は、昔一人の旅人が死んだのを埋めたもので、今でも其古塚の周りを三度匝ると悲しい聲を出して泣くと云ふ(傳説の下伊那)。

ヨナキマツ(夜泣松) 伊豆内浦村重須の木負街道の峠に夜泣松がある。此松の樹幹を削り、火をつけて赤子に見せれば夜泣の癖が止むとて、古松の根方は削られて穴になつてゐる(伊豆傳説集)。按に、此松も諸國に

多くあるが、松を燃やす煙を小供が吸入すると、それに藥用的の効果があるので、夜泣が止むのだと醫師は説明してゐる。

【参考文献】

陸中紫波郡手代森村(夜泣松) 旅と傳説二ノ一二
信州下伊那郡山本村(以下同) 傳説の下伊那
伊勢多氣郡上御糸村 飯南傳説誌
丹波天田郡細見村 中學世界一六ノ八
播州明石郡岩岡村 旅と郷土と一ノ五
美作勝南郡福力村 東作誌
因幡邑美郡品治村 因幡誌
備後糸崎町 三原志稿
筑前上座郡林田村 同續風土記一

ヨネイチデンセツ(米一傳説) 筑前箱崎町の地蔵松原の南に米一の墓がある。俚傳に駿河木嶋長者が米山藥師に祈り米一を儲け、若狭の湯川長者の女を其妻に娶つた。然るに米一の主人京都の一條何某が米一の妻を奪はうとして博多町に三池傳太の刀を質受に赴かせ、同地の奉行茨彦右衛門が村雲と云ふ美女を米一に妻はせ、遂に米一主従四十六名を殺した。之を聞いて故郷

にゐた米一の妻は九州に下り米一の墓前で自刃し村雲も亦死んだ。後里人が墓を立て替者の唄物として今も傳へてゐる(筑前國續風土記卷一八)。

ヨノナカサクラ(世の中櫻) 隱岐周吉郡中村字馬越の老櫻は昔から世の中櫻と云ひ傳へられ、此花が全部咲き揃ふた年は豊年で、年々の作柄は此花の咲方に比例して居ると云ふ(島根縣口碑傳説集)。

ヨハカリガミ(世計神) 相州葉山村一色字三ヶ岡の森山神社は、俚俗として毎年十一月十五日に新酒を獻じ翌年正月十五日には其酒の良否を檢して、米穀の豊凶を計るのを例とする。故に世計明神と云ふ(三浦郡誌)。

ヨビナノシンビ(呼名の神秘) 我國でも、昔は女が本名を他人に知られるのは膚を見られると同様に嫌つたであらう。其起りは本名を知つた者に、知られた者は隨意支配されると云ふ迷信から出たのであらう。それ故に鬼靈に名を呼ばれて答へると、即時魅かされたり命を取られたりすると信ずる様になつたのである(郷土研究一ノ七)。

ヨミザカ(讀坂) 備後産品郡服部永谷村に讀坂がある昔一馬卒が空樽を駄して歸へりに一男子に逢ひ、此書

を届けて呉れと授けられ此所に來て人に讀んで貰ふと空樽をつけた人の腸一具進上致し候と書いてあつた。之は河童の仕業であらうと云つて迂路して其厄を免れたので讀坂と云ふ(福山志料卷一七)。按に、ヨミ坂は黄泉に關係ある地名が、斯うした文使ひ傳説となつたのであらう。

ヨミノアナ(黄泉の穴) 出雲簸川郡西田村奥宇賀の和多灘から、十五丁南の山に窟がある。此窟の邊に行く者は必ず死ぬと云ふので今尚黄泉の穴と稱す(雲陽誌卷下)。

ヨミヤゾメ(夜宮初) 大和北葛城郡當麻村の熊野新宮權現社で、八月二十二日に夜宮祭をする。之は此村の風俗で其年嫁を娶つたり、聲を迎へたり、又は初めて子が生れた者を夜宮初めと號し其家から權現社に飯を握つて供へる(西國名所圖繪卷七)。

ヨメイチ(嫁市) 肥前の五島では、九月十四日の岩立神社の祭禮に、未婚の男女は各々盛装して參詣し互に月且する。之が婚姻の準備であり又標準となる(橋浦泰雄談)。

ヨメイリトウチコ(嫁入と氏子) 伊豫温泉郡余土村三

島明神の神職の娘が、同郡垣生村の三島神社の神職の許に嫁いたが、其時氏子中の孝組、出合組を持参したと傳へらる(同村誌)。

ヨメオドシダニ〔嫁威し谷〕 越前坂井郡細呂木村連ヶ浦に嫁おどし谷がある。之は文明四年三月二十日の夜の跨の百姓與惣次之母が、其嫁の吉崎通ひをおどさうとして鬼の面を被りしに、其面が顔に付き一念發起した所であると(同國名蹟考卷一二)内附面參看。

ヨメコロシダ〔嫁殺し田〕 因幡八頭郡大御門村西御門に嫁殺田がある。昔邪慳な姑が嫁に向ひ、此谷の田を一日で植えよと言付けた。其田は一日や二日に一人で植え終る田では無く、それに嫁が後を振り返つて見ると日は既に西に傾き、心悶え哭泣して遂に死んだので屍體を其まゝ其處に葬つた。それから此田を嫁殺田と云ひ傳へてゐる(因幡誌)。按に、嫁(ヨメ)の古義は女子である。殺し田は、古くオナリを田ノ神の犠牲として殺したのが、傳説となつて斯く語り残されたのである。従つて此傳説は各地にあるが、梗概は單純なので資料の目次だけ挙げる。猶オナリ、晝飯持、田植の泥打の各條參看。

【參考文獻】

田植に女を殺す民俗(中山太郎)日本民俗志
陸前宮城郡岩切村小櫻(千刈り田)封内風土記卷四
同栗原郡尾松村櫻田(嫁殺し田)栗原郡誌
下總印旛郡船尾村松崎(千把ヶ池)相馬日記
下野 茂木町(遠貝田)同郡土俗研究會報
信州上水内郡戸隠村山中(嫁殺し池)解放二ノ八
同更級郡更府村三水(嫁泣き池)日本傳説叢書
駿河安倍郡安東村北安東(嫁殺し田)安倍郡誌
同富士郡須津村(お菊田)吉居雜話
遠州 掛川町(嫁ヶ田)煙霞綺談卷二
佐渡 澤根町(陷沒傳説)傳説の越佐
安藝賀茂郡志和堀村(お杉吸賀)賀茂郡誌
肥後阿蘇郡山田村(お住ノ瀧)阿蘇郡誌
ヨメノシリウチ〔嫁の尻打〕 天草島大道村と御所浦村の初嫁の尻叩は、東方の初嫁の家から打ちに行き、小さい子供から順に並び嫁の尻を打つ。尻は白で作り莫産を蔽せた物で、嫁は後に隠れてゐる(天草島民俗誌)尻打參看。

ヨメマツリ〔嫁祭〕 羽後能代湊町長根の日吉神社の祭

禮は、毎年舊四月二ノ申の日に行はれるが、當日婦女は盛装して參詣し、社前で數回衣を着更へる。其時男子を持つ父母は配すべき嫁を選択する(秋田縣案内)。

ヨモギガミ〔蓬神〕 姫路市十二所前町に十二所神社がある。延長六年三月朔日に社の南に一夜に十二莖の蓬が生えり長さ二丈に餘り、一人の化童其下に瑞現して吾是少彦名の神なり此地に尊崇すべしとの事に、里人一社を造營し蓬の十二莖になぞらへ十二所社と稱した(沿線誌集成)。按に、熊野十二所であらう。

ヨモギユ〔蓬湯〕 信濃諏訪湖畔の村々では、夏の巳の日に菖蒲と蓬の湯をたてる。之は昔一人の女が山中で夢現の間に青年と會し妊娠し、泣いてゐると老人が菖蒲と蓬の湯に入れと教へたので、其通りにすると白黒の小蛇が幾疋も死んで出た。此湯は蛇除けの爲である(早稲田文學二二一號)。

ヨリイシ〔寄り石〕 齊衡三年十二月に常陸大洗海岸へ各尺許の二石が寄り、其後又二十餘の小石が寄つた。時に神が人に憑り託宣したので神に祭つた、大洗磯前神社が之である(文徳實錄)。按に、斯うした神異は他地方にも多い。古い寄り神信仰である。

ヨリガミ〔寄り神〕 我國には古く海の彼方から、定期に又は臨時に寄り來る神があると信じてゐた。そして

此神は往々石となつて寄ると考へられた(折口信夫談)
ヨリシロ〔依代〕 神意を問ふとき神の憑る者を、乗り童、依り尸、中座、御幣持など云ふが、是等は即ち神より見れば依代で、人から云へば招代である。神木に就ても又之と同じである。

【參考文獻】

依代から「だし」へ(折口 信夫)郷土研究四ノ九
ヨリベノイケ〔寄邊の池〕 豊後速見郡東山香村倉成の正高寺の庭中に、寄邊の池と云ふのがある。昔清原正高が此處へ來て此寺に泊り池の蛙鳴聲を封じた(同郡史)。按に、寄邊は便るべであつて、古く此池の水で占ひをしたのである。賀茂社の寄るべの水と同系のものとして信じて誤らないと思ふ。

ヨリマサデンセツ〔頼政傳説〕 大和宇陀郡宇太村の山部寺に競長七が居たと云ふ。頼政の討死の後此所へ碑を建て墓を築いたと云ふ。又下總古河町にも頼政曲輪と云ふのがある。畢竟は首を妹の尼公がとつて下り美濃の蓮華寺に葬つたのがと寔と云ふ(遠碧軒記卷上)。

按に、頼政傳説は各地にあるが、ヨリマシ(戸)を頼政と誤解したものである。

【参考文獻】

頼政の墓 (柳田 國男) 郷土研究一ノ九
ヨルベノミズ (便宜水) 水を壺に入れ社殿に秘め置き一年後に出して水の分量によつて、吉凶を占ふものと傳へてゐるが、それより一段と古い便宜ノ水は、此水で衣を濡らし乾き方の遅速で、罪を斷じたものではないかと思ふ。賀茂の糺の森のタマスも罪を糺の意であらう。彌津住吉社の御手洗を、同じく便宜ノ水と云ふたのも(住吉名勝誌)、その意味だと信じた。

【参考文獻】

ヨロビガミ (鎧神) 相州平塚明神は、城寛が家に持傳へた源義家の鎧を此の地下に埋め塚を築いて古社を遷し祀つたものと云ふ(譚海九)。
ヨロヒツカ (鎧塚) 筑前濱男町に鎧塚がある。神后が新羅へ赴き給ふ時、こゝで鎧を付け給ふた所であると云ひ、今も此所で往來の人は下馬する(筑前國續風土記卷一九)。

ラ

ライ (雷) 雷に關する信仰、傳説、習俗等は頗る多いが、茲には其重なるものを載せた。

雷人 東京市荏原區鶴ノ木町光明寺の本尊阿彌陀佛は裾の上方に焼け損じがある。相傳ふ新田義興雷となりて、江戸遠江守を追ひし時、遠江守が傍の辻堂へ逃込みしを落雷斃殺せしときの焼痕なりと(四神地名録)雷となつた人は藤原廣成菅原道真など多數ある。

雷石 駿河安倍郡清澤村大字相俣白髭神社境内に雷石がある。三百年前落雷せるを村民が捕へ、再び此地に落雷せずとの事にて立去らせたが、後に一つの大石を發見し斯く名けた(同郡誌)。

雷狩 房州二山では年々正月に村民集り雷狩を行ふ。鼈に似たる獸を獲へ、多く之を殺せば其年の夏雷鳴稀なれども、若し獲る事が出来なければ其年雷鳴が多いと(風俗畫報第三八九號)。雷狩は此外の地方にもある。出羽秋田は多雷の鳴る事甚だしいが、其墮る所に必ず獸ありて共に墮つ形猫の如しと。又秋田侯の近

習某雷獸を捕へ煮て食すと。然ば雷獸は無毒のものか(甲子夜話卷二)。雷獸を食ふ話は下野にもある。

雷鱈 大和秋篠寺へ昔雷が落ちて此鱈と爪とを取られ、爾來、此附近一里四方には落ない事になつた。其雷の鱈と爪とは寺寶として今もある(大和の傳説)。

雷死 昔肥後藩では雷死した武士は、其家を改易とする定めであつた(和泉郷土史々料六)。

雷嫌 仙臺政宗剛勇の大將なれども雷を殊の外嫌ひ、雷鳴の節は空へ向て鐵砲を打たせた。二代目秀宗は狩に出で雷に打たれて死んだ(落葉掻)。

雷見 信州戸隠山は雷の子育で場と云ふ。雷が強く鳴ると松杉の枝から栗鼠が數を知らず落ちる(三河雀卷四)。

雷火 雷火の災は火を焚かぬ處丈も甚しい。正火を設くる處は雷落ちて火災に及ばぬ(愚雜俎卷一)。雷鳴に線香たてる所以である。

雷塚 米澤萩の中山に雷塚がある。之を掘ると必ず雷雨變動する。某士或時試に掘ると雷雨起て咫尺を辨ぜず遂に雪を降らした(米澤地名選)。

雷齋 谷文晁の話に、雷に打たれた者は痴呆となり、

醫藥も驗なきが玉蜀黍の實を服すれば治癒すると(甲子夜話卷一一)。

雷魚 筑後柳河に近き筑波川の下流に草場村あり、夏三ヶ月漁人多く時魚(エツヲ)を取る。此魚雷を恐る故に舟中竹木を叩き雷鳴に似せる(筑後地鑑卷上)。

雷害 丹波水上郡和田村に化物屋敷がある。享保年中迄此家に限り、死者のある時は代々葬禮に雷鳴あり忽ち屍骸が見えなくなる(丹波志卷一七)。

雷木 越後の三國嶺を往還すると、足下の溪底で雷鳴する又岨に古老の大木有ニ空穴一其穴より雷出ると里民が云ふ(越後名寄卷一)。

雷齋 甲斐一宮の神職古屋宮内が家に雷撥がある。石に非ず木に非ず、形は太鼓の撥の如く三尺程あり雷の落て昇りたる跡に残ると(裏見寒話卷七)。石

棒である。此外に雷斧、雷硯、雷糞など種々ある。

雷除 越後では雷雨の折には、男は左手女は右手の掌へ、目一の二字を指で書き手を握り、男は其手を頭上にかざし。女は胸に置けば其難無しと云ふ(温故ノ栞



三一編。此外に雷除の咒符咒文食物など頗る多い。落雷せぬ村 紀伊那賀郡赤垣内村の大市姫神社より、雷除の神符を出すので、村内に雷の落る事がない（同續風土記卷二八）。猶此外にも多くある。

雷傳説 近江伊香郡余吳村の樵夫が、或日山で雷神に會ひて、其者から雨壺を受取り天に上り、其壺から少しづつ雨を降らしたが、不斗自分の村の水不足を思ひ出し、村の上で壺を傾けて雷神と別れ歸つて見たらば村は湖となつてゐた。之が余吳ノ湖である（淡海温故録卷四）。

【参考文獻】

雷神 研究（中山 太郎） 日本民俗學神事篇
ライシヤキヨセツヘウ（來者拒絶標） 越後岩船郡外海

府邊では、戸の入口を少し開き内から網籠を立て置く之を籠立と云ふ。三嶋郡寺泊邊では天秤棒を戸に斜に立て置く、之を棒立と名く。同郡出雲崎邊では内から箕を立て置く、之を箕立と名ける。西頸城郡南濱邊では藁菰を立て置く、之を菰立と云ふ。是等は海邊で戸主以下の男子が、夜分繼に往き晝間臥床する爲である（越後風俗志第一輯）。因に、此習俗と同じものが二

三紀州の漁村にもある。

ライフィンデツキス（生命の指標） 豊後の日田郡大肥庄の老松天神は、上座郡入地村相靈の鬼松天神と同じく、後三條朝の延久年間に日田郡主鬼太夫大藏永季の祀つたものである。或年永季が朝廷から召され出雲の小冠者と相撲する事となつたが、其時天満宮の示現によつて、小冠者は鐵身であるが額に方三寸の人肉がある（母が妊娠中誤て木瓜を食した爲め）と云ふ事を教へられて相撲に勝ち、其報恩として建立したものである（福岡五四號所引、鬼松天神社由來記）。

リ

リウクウサンガ（龍宮參賀） 阿波の泊甚五右衛門は、游泳泅没の手續で、歴代水練師範役として、領主蜂須賀侯に仕へた。同家には龍宮から贈られた一輛の沓があり海に入る時は必ず穿つ。毎年元日に甚五右衛門の龍宮參賀といふ事をするが、それは紋服に袴を着し、右の沓を穿つて海濱に行き、人々注目の中に寒氣激しに拘らず、平然歩んで海に入り身を没する。そして

七日に至つて海から出るのである。龍宮云々はともあれ着服の儘海中を往來するは親しく目撃する所であると（風俗叢報四七一號）。

リウクウジン（龍宮神） 豊前中津郡香尾村の龍女大明神は豊玉姫を祀る。同社は神代に龍宮から歸らせ給ふ神で、國造宇那尼が始て社を草創した（豊前國志卷三上）。

リウケツデンセツ（龍穴傳説） 信州諏訪神社十二月晦日寅の時御手倉送一年中の神事に、手向幣帛並に榊柳の枝柏の葉等を御寶殿に納めて机飯一膳を添へ、雅樂一人が荷擔して郡内の葛井の池に入る。翌朝遠州猿投の池に浮び出る。村民は之を拜して偈仰する（諏訪大明神繪詞卷下）。

リウジヨデンセツ（龍女傳説） 型の變つたものが幾つとなく存するが、茲には片鱗を偲ぶにとゞめる。大和吉野郡天川村洞川に夫婦に子供一人暮しの者がゐた。妻は夫に『山から歸つた時には歸つたと聲を掛て下さい』と云つてゐた。或日好奇心から夫は黙つて突然家に入ると、女は部屋一杯とぐろを巻た白龍になつてた。正體を見られたので子供を托し自分の目玉を一

つ抉り取て置いた。子供は目玉を嘗めて育てたが、其目玉を領主に取上げられ、龍は姿を現し残りの一つの目玉まで與へた。そして盲目になつたので晝夜の區別が分らぬ故朝三つ晩六つ鐘を鳴らして呉れと頼んだ。夫は池の邊りに龍泉寺を建て鐘を鳴らしたと（大和の傳説）。

伯備境の本野山神社の邊は、一帯に赤土である。昔神社の所に大きな池があり、池畔を毎日一人少女が歩いてゐたが、或日咽喉が乾き池の水を飲んだ所、少女は一尾の龍と變り池の主となつて、夜毎作物を荒すので土地の人が退治に行き龍に疵を負はした。其時龍の疵口から流れ出た血潮が土に染まつて本野山は赤土となつた（有終三〇號）。

昔富士山南麓の天間村に吉野長者が住んでゐたが、夫婦の間に子の無いのを悲み氏神に祈願して美しい娘の手巻を生んだ。然るに手巻が十八歳の頃に白糸瀧の池中に身を投じて金龍と化し池の主となつた。娘の寢床には黄金の鱗が三片残つてゐた。以後此池を長者ヶ池と呼ぶ（裾野の傳説）。

リウジヨノカミ（龍女の髪） 近州志賀郡石山村阿痛藥

師堂に龍女の髪がある。寛永年中に薬師の像を開帳した處が、或夜若き女が来て手に頭髮を携へ、此髪を佛前に納めよと云ふ。其髪は長くて地に垂れた。女は湖水の龍女であつたと（近江輿地志略卷三六）。

リウタイデンセツ〔龍燈傳説〕 下總安食町龍角に龍角寺がある。和銅三年の旱魃に僧釋命雨を祈る。一翁来て我は龍なり、上人の爲に身を雨に代えんと云ひ去ると雨が降つた。後七日龍身三段に分裂した。頭は此地に落つ故に龍角寺とす。腹は印西に落つ龍腹寺と云ふ尾は香取郡大寺村に落つ龍尾寺と云ふと（新撰佐倉風土記）。一種の縁起傳説であるが、龍を三段に斬り、三寺を建てた話は他にもある。

リウタリウチ〔龍太龍次〕 下野佐野修理大夫の家來に龍太と龍次の二人があつたが、此者の五體には鱗があつたと云ふ。佐野町の入口に川があり、此川は三ヶ月間は土の底を通る。之は修理大夫が萬民が寒氣の時川を度々渡るのを憐み右の兩人に命じ土の底に水を通じたものだと（半日閑話卷六）。

リウトウ〔龍燈〕 肥前北松浦郡前方村野崎島の神島神社。此地では毎年大晦日夜に龍燈がある。凡そ子の刻

頃から阿瀬の海中に浮出て其狀宛も月光の如く、やがて其火は分れて數多となり、沖神山に上り神社の邊にも照り渡る、そして曉の頃元の阿瀬に隠れる。毎年人々は之を拜する。火の散亂は其年によつて多少がある（明治神社志料卷上）。按に、龍燈傳説は各地を通じて夥しく存し、それが松又は杉に挑けられる事になつてゐる。柳田國男の考證によれば、龍燈の海邊に多き事時刻を定めて上る事等より推して、航海の船舶に對する燈火信號の傳説化ならんとの事である。

龍燈松傳説（柳田 國男） 郷土研究三ノ四
龍燈に就て（南方 熊補） 同上卷三連載

リキシヤ〔力者〕 甲斐東山梨郡に力者組とて、一種下つた階級の者があつた。職業はよく分らぬが、昔は腹胎薬を賣つたと云ふ（郷土研究三ノ九）。

リコン〔離婚〕 常陸平磯村の漁人の家で、離婚狀を取るのに、漁人が白紙に十文字を書いて出し更に確である證を添ふものとして、手掌に墨を塗つて、別紙に押して出す令制の遺風である（新編常陸國誌卷一二）。磐城平町邊では婦人舅姑に告げないで其家を立出て、武

家或は神職山伏等の家に寄託するものを、名けて「駆け込」と云ひ離婚を取計つた（磐城志）。羽前置賜郡の土族の例として、離婚の男女は三年間嫁娶をしない。土佐高知郡では七度以上の離婚は許さない藩制である（民事慣例類集）。

リセン〔里錢〕 大内氏實錄（第二册）に「里錢賣買にえらぶべき也」とある。柴謙太郎の考に、里錢とは神社佛閣へ喜捨又は賽錢の意であると。

リヤウエンノジユブツ〔良縁の呪物〕 讃州白峰に杜宇の玉章がある。左巻右巻とて木の葉を卷いた物である。此玉章を持った者は男女共に縁組が早いと云ふ（古今讀妓名勝圖繪卷七）。

リヨカウノマチナヒ〔旅行の厭勝〕 筑前宗縣郡では外に出る時、荒神様を戴いて往くと無事に歸れると云ひ旅行をする時荒神様の埃を戴て出る。之は荒神が綱を付て引て居るの爲である（人類學雜誌一五〇號）。

リヨコウノマツリ〔旅行の祭〕 秋田の一地方で人の旅立つたとして、其主の婦が泉のもとに、玉かしは二つを洗つてゐた。之は朝毎に斯く水に濯つて、草鞋のはなを上向にし、其石をのせて、夕方には同じ小石を鹽で

すり磨き清め、之を休めるとて棚に並べ、日毎に神酒を供へた、手を折り敷へて、歸路を思ひ此方にその人の向つたと思へば、沓のくひすを彼方へ向けて、小石を沓の面に置いた。之は古い例のやうである（秀酒企乃温簿）。

ル

ルスミマヒ〔留守見舞〕 足利市外の農村では、親族で長い旅行する者があると、留守見舞と稱して七日目位に、軽い土産など持ち訪問して消息を聞いたものである。

ルニン〔流人〕 江戸期に依る流人の生活に就ては、多少とも民俗學に關するものがあるも、別段に取立て、記すべき程でもないので略した。其一端は拙稿遠嶋船（日本民俗學隨筆篇）に載せた。

レ

レイカンサイ〔靈竿祭〕 豆州加増野村久保山に富永山

隨の墓がある。傳に慶長十一年富永氏の族人山隨軒(俗稱彈正)が騎馬で此村を過ぎた所が、其臣の桐小林上野守が乗馬の無禮を怒つて射殺し、見れば己れの主であつたので痛悔して自殺した。山隨死んでから靈があつて祠廟を作り七月十一日に祭をする。周圍尺餘の竿頭に旗をつけ八人で掲げ庭中を唱歌しつゝ旋るに、俄に卒重く堪へ難いといふ。此村尙弓矢を執らない(増訂豆州志稿卷一二)。

レイコンイレカハル 「靈魂入替る」 紀州東牟婁郡野竹村の村民彌七郎なる者、元文中七十歳位であつたが病で悶絶し暫くして人々に呼ばれて甦つたが、其言語態度が急に變り、妻子を知らず木地引の語をする。其頃同村の奥山に住んだ木地引彌七郎が死し、魂がまだ消失しないうちに同名を呼ばれたので、此老人と入替つたのであらう。蘇生後十餘年にして死んだ(紀伊續風土記卷八五)。

レイコンノヤマ 「靈魂の山」 人が死ねば魂が伊豆の日金山に到るとは、まさしく事實であるとして大に畏れたものである。今も彼岸の中日に、參詣者が多いのは此俚俗を信じて死者に邂逅するを得るといふ爲である

(北豆小誌)。

レイチノスナ 「靈地の砂」 東京市外西新井大師の境内にある蝶螺堂は、天保甲午の年伊勢屋彦兵衛が四國の靈場の砂を集めて建て、後明治十七年三月渡邊幸吉が四國西國秩父坂東の靈地の砂を持來つて之を修繕した(蝶螺堂之記)。

レフシノイミコトバ 「漁師の忌詞」 伊豆一の敷根島は一體の魔所として忌詞十五種ある、猫、くちなは、蝦蟇、蛤蟻、猿の類、木では躑躅竹の類已上十五品を慎んで言はない、敷根で之を唱へると忽ち大暴風雨を起し、船が危険に落入るので恐怖してゐるとの事である(飛騨史壇四ノ六。附録伊豆七島風土細覽)。

レフシノカミ 「獵師の神」 肥後合志郡の狩人が、山中に入て猪鹿を獲ると解て先づ山神に獻ずる。古城村二重峠邊の奥山では大河原惣太坊、深葉の幽生、端邊の女領子、依山の白髮別當など、其他山の方角に依て際限がない。猪鹿を獲て山神を祭らなければ祟りあがると(肥後國志卷一四)。

レンチャクヤク 「連雀役」 高崎市連雀町は始め箕輪にあり慶長三年中に此處に移つた。昔は著者(レンチャク)

ク)を用ゐて、四方から物を負ひ來り城下に至つて賣つた。そして年一度此町の長制を以て錢をとる事を、土俗で癡著運上と號した。箕輪にあつた時から此事があつた(高崎志卷中)。按に、連雀の地名は各地にあるが、連雀役所の在つた爲めに負ふた名である。

レンド 大和南部地方では、レンドと稱して神事又は佛事に因んで、春一日を遊び暮す風俗がある(郷土研究三ノ六)。

ロ

ロクアマダ 「六阿彌陀」 昔武州豐嶋郡の地頭豐嶋清光の娘が、足立郡の地頭足立少輔に嫁したが、兩家に隙を生じた爲に離別され、それを悲んで或夜荒川淺間ヶ淵に入水自殺した。手飼の猿が跡を追ふて死し侍女十人悉く水死した。清光は之を聞いて發心し高野山に登り、那知權現の附近で異木を獲て其木を海中に投じた所が、不思議にも數日經つて大木が豐嶋村の字熊野木に漂着したので、清光は此木を以て阿彌陀六體を彫刻し、娘猿侍女の追善として安置した。六ヶ所に安置

したのは侍女の出生地であると(四神地名録卷三)。

ロクイミ 「六忌」 上總長柄郡本納村の鎮守橋神社は、倭尊の妃橘姫を祀つたと傳ふ。此神に六忌ある(一)蘆毛の馬の境内に入る事、(二)茶萱、蘭草、麻を作る事(三)鷹狩をする事、(四)鹿の社内に入る事等を忌むが其來由は判然しない(上總町村誌卷五)。

ロククワチシャウグワチ 「六月正月」 五月晦日に豆を撒き大晦日として太神樂など市に來る。六月朔日は今日を以て元日とし雑煮を祝ふものがある。宮中から出た事であるといふ(半日閑話卷一四)。

ロククワチムラ 「六月村」 東京市千住區に昔六月村あり、八幡宮の別當を炎天寺と云ふ。曾て源義家が此處で數千の野武士と戦ひ八幡宮を祈つた。恰も味方は太陽を負ひ敵は日に向つたが、六月の炎天とて眼くらみ爲に勝利を占めたので此名があると(四神地名録)。

ロクサン 「六算」 足利市外の農村に六算と稱する地方病がある。此病を判ずるには『九は頭、五七が肩(男は左、女は右、以下同じ)二六腰、一三足に四腹八俣』とし、更の九の數で割り、割り切れれば本六算、これに反して割り残つた數の所を飛び六算と云ひ、神官僧

侶に頼み治癒の祈禱する。

ロクシヨ 「六所」 尾張西春日井郡桶村大字味鏡郷社味鏡神社は、元六所明神と稱した。口碑に神武朝に宇麻志麻治命が物部を率ゐて此地に住み、御子饒田命を葬りし陵墓を二子山と云ひ、從屬の諸墓一千八十餘所あると(明治神社志料卷上)。按に、六所に就ては諸説あるも、墓所の轉訛と信じてゐる。

【参考文獻】

六所 神考 (中山 太郎) 日本民俗學論考

ロクヂザウ 「六地藏」 肥後に文明年中に建てた六地藏が所々にある。昔は此六地藏から地理を建てた。中の地藏から北何れ迄何丁と究める。今は離散して其跡は多く絶えた(肥後國志卷一四)。六地藏は藤原信西が京洛の地に建てたのが、我國の最古と傳へられてゐる。

ロクドウセン 「六道銭」 寶曆十一年冬に御觸があつて亡者葬式の際に六道銭を入れて遣る事は無益だから、以來止めるやう差止められた(攝陽落穂集卷九)。

ロクドウマヘリ 「六道參」 八月九日京都の松原建仁寺の六道珍皇寺へ諸人が參詣する。六道參りである。此處には冥府に通ずる路があると云ふ。參詣人は沿道で

楓の枝と稻を買つて歸る。精靈は楓の枝に乗つて來るといふ(民俗藝術二ノ八)。

ワ

ワウハン 「椀飯」 越前大野郡下味見村では、陰曆十月下旬に椀飯米とて、一戸より八合づゝ集め、舊元旦に稱名寺で椀飯振舞を行ふ(戸主悉く集る(同郡誌下編))。

ワカキムカヘ 「若木迎」 飛州の村民は毎年正月二日村里の山林に入り、始て薪を切り是を祝して若木迎へと云ふ。其木を集めて積置くを若木棚と云ふ(飛州志卷七)。

ワカシユイチバ 「若衆市場」 若衆市場は毎年春秋の彼岸日に、羽後横手町で壯健な若者三四百人顔を並べ、買手が其體格を見て半年米何俵で雇ひ入れて行く人身賣買市である(東京朝日新聞、昭和七、一一、二二)。

ワカミズ 「若水」 津輕では元日年男は未明に若水を汲む。其際の歌「あら玉やあら玉や年の始めの



年男年を汲まねど水を汲む、水を汲まねど黄金くむ金どつさり入つたどつこいさのさ」と唱へ神を拜む(津輕口碑集)。

【参考文獻】

若 水 考 (中山 太郎) 半面昭和八年正月號

ワカミヤ 「若宮」 薩州出水郡野田驛の若宮神社。祭神は嶋津忠兼。忠兼は文武に長じた良將であつたが、領主義虎之を忌み誘殺した。後に城中に怪異が多いのでに祀つた(同郡案内)。按に、近世の若宮は概して横死者の靈を祀つたものである。

【参考文獻】

人を神に祀る風習 (柳田 國男) 民族二ノ一

ワカメカリ 「和布刈」 豊前企救郡牟部村の牟部明神の和布刈の神事は、毎年古式の儘に七日間忌み籠り其間に女竹を伐り松明を作り草履も自ら作り、除夜の半頃に到り和布刈の火を見ては悪いと下の關を始め長門豊前の浦々は家を閉ぢ外に出る者はない、石階を下り砂礫を踏み和布を刈て翌日神前に供ふ(豊前志卷三)。

ワカメカリノシンジ 「和布刈の神事」 成務朝の六年正月五日の早朝、一羽の白鷗が和布を口に含み中空を飛

び、やがて出雲日御崎神社の欄干にかけて飛び去る事三度、欄干には青々と新鮮な幅廣く長い三條の和布が掛つた。社人は奇異に思ひ直ちに淨水にて洗ひ神前に奉つた。以來毎年一月七日に和布刈神事を執行する事になつた(島根縣口碑傳説集)。

ワカモノ 「若者」 若イ衆とも若モンとも云ひ、現時の青年團の母胎で各地にあつた。其發生、組織、沿革、功罪等頗る複雑してゐるので参考文獻で知られたい。

【参考文獻】

日本若者史 (中山 太郎) 單行本

ワゴウジン 「和合神」 會津高田町の伊佐須美神社の神體は、諸册二尊の立像で然も一木に二尊を刻み、人身鳥首長嘴大耳であり、且つ兩頭相交り手を以て相抱いてゐた(會津風土記)。按に、此神像は民間に和合神として信仰の歡喜聖天に似てゐる。或は聖天を誤り神體としたのではあるまいか。

ワシガミ 「鴛神」 三河額田郡幸田村菱池鴛田神明宮は社傳に昔楠の大木に鴛の巢あり人民を害す。依て領主が其臣をして之を射さしめ、鴛の斃死の箇所に神を勸請した(明治神社志料卷上)。

ワタイレマツリ〔編入祭〕 筑後上妻郡吉田村の老松宮は、毎年十一月二十五日祭禮を行ふ。又九月十五日綿着の祭禮があるが、此祭後村民綿入を着る例である(校訂筑後志卷二)。

ワタクシアメ〔私雨〕 越前大野郡坂谷の里にのみ降る雨がある。古歌に「坂谷の里にのみ降る夕立は、さかせの岳の雪のしづくか」とある。夏の日照に此處ばかりは日毎に雨の降る如く見えるので私の雨と云ふ(越前名蹟考卷八)。

ワタマシ〔移居〕 佐渡では「和泉正法寺のわたまし故に、おかや大工にたゝかれた」と云ふ民謡があるが、わたましとは靈を移す事、大工は坑夫の意である(佐渡の民謡)。按に、東京では轉居をわたましと云ふ。元の意は靈に關係あるか。

ワタリガミ〔渡り神〕 越中礪波郡高瀬村に高瀬神社あり、越中の一の宮ともいふ。里人の傳に此神は往古高麗より渡り此地へ七月十四日に着くと。神の足袋を洗ひし流れをたび川と稱し、毎年此川の邊に旅をする(越中神社誌料)。

ワタリヂザウ〔渡り地藏〕 土州高岡郡日下村の渡り地

藏は、元享釋書にある鹿の臭穢を忌み飛出した地藏とも、或は不孝な嫁が姑を夜分桑の葉摘みに出し、盗賊であると夫に告げ、射殺させ後此事現はれ、夫妻を殺し其桑の木で地地藏を作つたとも云ふ(土州淵岳志卷七)。

ワニガミ〔鰐神〕 讃岐三木郡に和爾賀波神社がある。和爾は鰐にて鰐の一種を云ふたのではあるまいか(神名帳考證)。按に、若狭國の和爾神社に就いては若狭官社私考に記してあるが、此外にも詮索すれば多く存してゐると思ふ。

ワニデンセツ〔鰐傳説〕 肥前唐津神集島は、神功征韓の折神々を集めた爲に此名がある。此處の鰐の浦の佃傳に、往古鰐人と化し蟹の妻と契り同棲し居たが、後に漁師の爲に殺され之を埋めた所を鰐塚と云ふと(唐津名所案内)。

ワビジャウ〔詫状〕 誤り證文とも云ふ。奈良朝の服辨平安朝の意狀(意り文とも云ふ)過狀とも云つた。後には謝罪狀として盛んに用ゐられた。

【參考文獻】
詫 狀 の 話 (中山 太郎) 歴史公論卷二

ワラウマ〔藥馬〕 飛騨船津町では、毎年七月六日町中

家並に藥一抱を集て大繩を作り、其繩に藥で作つた馬を家毎に持來て、聖靈祭として繋ぐのである。其繩を洞雲寺の下谷川の兩岸に繋ぎ置き、同十六日に其繩を取り來て夫を縮て其上に麻からを立て、夫に施餓鬼の旗を繋ぎ又古卒都婆を立て百姓三十六軒寄出て町中五六遍引廻し谷川へ流す(飛騨遺乗合府)。

ワラザシキ〔藥座敷〕 會津大沼郡は維新前は平民は概して土間に藥を敷き、其上に筵を敷き起居した、來客の時は其上に薄縁を敷いたが、明治後は一般に床板を張り疊を敷くやうになつた(同郡誌)。

ワラジイシ〔草鞋石〕 石見美濃郡都茂村丸茂の大智寺境内に石がある。昔藤井宗久が戦功を樹て歸國の途に草鞋の間に介在する小石を再三取除いても依然として狭まるので、不思議に思ひ持歸つて祀つたのであると此石は漸次其容を増し、今日は周圍五尺一寸となつてゐる(島根縣口碑傳説集)。

ワラシベ〔藥葉〕 葦家の門戸の間に薦をかけるは、内外の地を隔て、出入の人に穢を受けさせぬ爲で、堂上方は常に神事多き故に、格勤の人は藥しべを一寸許り

に切て懐紙の間に入れ置き、葦家へ入る時は出入口、長押等に此のしべを一つ差置て出入する是は穢を受けぬ爲である(夏山雜談卷五)。

ワラツ、ミノカミ〔藥包みの神〕 肥後益城郡横野村の林中に年神あり、俚俗神體は石で年々成長する。直に見れば兩眼忽ち盲すとて、毎年十二月晦日の夜藥で包み封をする。年々古藥の上を包む故祟り無いと(肥後國志卷五)。

ワラヒマツリ〔笑祭〕 紀州日高郡川上村丹生神社の笑祭(舊十月初卯の日)は、村の長老御幣を捧て先に立ち、續て辨の中に柿や蜜柑を串にさして並べ、其中央に御幣を立た者數人、此辨は先頭は大きく後は段々小さくなる。續いて小供達同様に蜜柑柿御幣等の長い行列が神社に着くと、長老は笑へと命じ一同聲を合せて笑ふ。此月神々が出雲に集るのに丹生神は遅れて行かなかつたので笑ふと傳ふ(民俗藝術一〇一〇)。

ワラビラクハヌ〔蕨を食はぬ〕 陸前本吉郡唐桑村に御崎神社がある。此地は蕨蕨を食ふ事を許されぬ。同社神託に傳言ふ、我常に蕨蕨を寓し郷黨を護るによつて之を食はぬと(封内風土記卷一四)。

ワラヒヲトコ 「笑ひ男」 土州香美郡大忍郷山北村に笑男とて年頃十四五の童子山中に栖む、獵師樵夫若し此者に逢へば指して笑ふ聲始は低く後高く遂には山岳も崩れ草木岩石も笑ふかと思はれ、獵師樵夫之に逢へば忽ち絶入ると(土州淵岳志卷六)。山男の一種であらう。

ワラフミ 「薬文」 讃岐の國の人、女を娉はうに薬を結んで送ると。萬葉の玉梓と云ふはこの事ではあるまい

◇ 餘 白 録

◇常に資料を多く集めやうとのみ心懸けた爲めに、餘りに諸書を亂讀して整理が行届かず、それが爲めに同じ資料を甲書からも乙書からも摘録して置いたので、本文中に二三重出するやうな結果になつた。誠に申譯の無い次第である。

◇本文に何々参照と記したもので、その参照記事を一二省略したものがある。之は記事の用意はしてあつたが、如何にするも頁數に制限されて止むを得ず此の結果となつたのである。理由はどうあれ之も誠に申譯の無い次第である。

◇類例を一つでも多く載せることは、その記事を結論に導く場合に役立つと思ひ、相當に集めて置いたが意に任せず、割愛したものの少くなかつたのは殘懐に堪えぬ。そして以上の不備は改版の機會に、訂正し増補したいと考へてゐる(編者追記)。

か(玉かつま卷一三)。

ワンカシツカ 「椀貸塚」 或る限られた塚又は淵で、頼めば膳椀を貸すと云ふ場所は、全國を通じて無慮數十ヶ所の多きに達してゐる。そして此事は無言貿易の傳説化とか、木地屋關係の事とか、此外一二の異説あるも今に定説を聞かぬ。

【参考文献】
隠れ里の話(柳田 國男)東京日々新聞大正七年二月

類 從 索 引

▽類別は必ずしも細密でなく全く大體に留めた。
▽例へば神事に農業に渉るものは農業に收めた。
▽動植物に就いても又此の例に據りて分類した。
▽道教に關するものは便宜上神佛の部に入れた。
▽類別に漏れたものは雜載に就き検索されたい。

天 象

鬼雪……………三〇〇
カイナンボシ……………三六一
鎌風……………四九九
胡星……………五三三
龍卷……………七〇六
種蒔翁……………七七八
虹……………七九三
雪占……………八四七
雪竿……………八七七
雷……………八八六
私雨……………八八六

地 理

上げ山……………三三
阿漕塚……………三四
朝日夕日の歌……………三六
朝六つ橋……………三〇
汗山……………四三
海女塚……………七七
雨引山……………九
鮎返瀧……………八四
産品村……………一〇三
池の鐘……………一〇八
池の鞍……………一〇三

石積の遊拜所……………一三五
石無き土地……………一三六
石持の地名……………一三六
伊勢や日向の物語……………一四〇
一杯水……………一五三
犬教への湯……………一五六
犬塚……………一六〇
磐座……………一六六
磐境……………一六六
磐境風の墓地……………一六七
岩屋浦の別當潮……………一六八
妹香島……………一七四
妹香山……………一七四
院内……………一八〇
陰陽の瀧……………一八三
陰陽町……………一八五
井川……………一八五
井戸落し……………一八六
井戸無村……………一八六
井戸の變遷……………一八七
猪苗代……………一八九

中の頭	一六〇	魚止川	三六一	カクラ	三九六
牛ヶ城	二〇三	縁切山	二九八	隠れ里	三九六
牛ヶ淵	二〇三	拜所	二〇六	影取池	四〇一
牛塚	二〇五	癒塚	三三三	笠掛森	四〇四
白ヶ森	二二一	御積山	三三七	片目の多い村	四一七
轉寢森	二二八	お仙轉じ	三三三	片居塚	四二一
轉寢橋	二二八	恐ろし處	三三三	楮の森	四二一
歌詰橋	二二八	音無川	三三八	金澤の由来	四三二
歌ひ砂	二二九	丸塚	三三六	蚊無の里	四三二
荒道	二三二	帯取池	三三八	蟹坂	四三四
諸坂	二三七	帯を締ぬ村	三三九	鐘が淵	四三八
姥ヶ井	二三三	大炊井	三三九	蛙の住まぬ池	四五一
姥ヶ池	二三三	面影橋	三三七	蛙の鳴かぬ池	四五一
姥が浮橋	二三三	折華塚	三六一	蛙の鳴かぬ川	四五二
乳母ヶ塚	二三四	苞苴淵	三六四	不歸池	四五八
乳母ヶ懐	二三四	緒絶橋	三七〇	釜ヶ淵	四五九
馬取池	二四八	尾垂下	三七一	籠神町	四六九
馬墓池	二五一	男の汲む井	三七二	紙衣町	四六八
有耶無耶關	二五五	尾曳の城	三七四	禿村	四八三
占出山	二五七	海賊村	三八〇	龜城	四八三
芋を忌む村	二五七	垣内	三八一	龜塚	四八四

カモ	四八五	金鷄塚	五三三	胸人橋	六〇九
通ふ水	四九二	クセヤマ	五三三	胸ヶ嶽	六〇九
輕井澤	五〇〇	轉虫の鳴ぬ村	五三六	こめ塚	六一三
神南備山	五〇三	クラ	五三七	轉び橋	六一五
桔梗の咲かぬ里	五〇八	鞍池	五三七	強清水	六一六
桔梗の無き村	五〇八	鞍掛	五三七	西行返	六一〇
期限付の墓地	五〇八	クルスバ	五三七	西行戻	六一〇
鬼市	五二〇	光月の輪	五三七	賽河原	六一一
吉次沼	五二六	傾城塚	五八一	坂盡	六一七
杵ヶ森	五二六	傾城沼	五八一	境塚	六一七
杵島山	五二六	鷄足山	五八一	境の定め方	六一八
祈念ヶ鼻	五二八	弘法水	五九四	左京ヶ橋	六三九
京丸牡丹	五三一	子落崖	五九五	酒塚	六三一
經讀峯	五三二	五鬼岩	五九六	笹無山	六三三
共有地の舊慣	五三三	五器町	五九六	細語橋	六三三
共産の村制	五三四	五軒村	五九七	座頭塚	六三七
共同井	五三四	乞食村	五九九	實盛塚	六三九
清水の舞臺	五四四	小袖塚	六〇一	皿屋敷	六四〇
霧隠れの城	五四八	子取塚	六〇五	猿盃	六四二
金鷄山	五五三	戀が窪	六〇七	猿屋町	六四二
金鷄城	五五三	蟋蟀橋	六〇九	産所	六四三

三千人塚	六四四
三度橋	六四四
三都名物	六四四
三年坂	六四四
三年橋	六四四
三盃池	六四四
十三塚	六四三
勝井	六四三
勝負澤	六四三
鶴杖泉	六四三
白菊淵	六四三
不知火	六四三
白鬚水	六四三
妻貝池	六四三
楠塚	六四三
聖母田	六四三
世古	六四三
鯉の鳴かぬ里	六四三
洗足池	六四三
宗祇辰	六四三
底拔井	六四三
染井	六四四
大太法師の足跡	六四七
竹の臺	七〇四
方便村	七〇九
太夫村	七一一
血洗池	七二四
血忌池	七二四
兒ヶ原	七二五
稚兒塚	七二五
血の池	七二六
茶白山	七二二
長吏村	七二三
通婚せぬ村	七二五
頭痛塚	七二九
椿原	七三三
燕の濱	七三三
杖清水	七三三
手習せぬ村	七三六
手塚村	七三九
當番町	七四〇
桐懐塚	七四〇
年不取川	七四七
殿原	七四八
楠投森	七五五
七塚	七五七
七つ籠	七五八
業平橋	七六三
錦木塚	七六三
ニタ	七六四
二位洲	七六七
女護島	七六七
糠塚	七六九
濡衣塚	七七一
猫塚	七七三
鼠島	七七三
寢物語の里	七七四
念佛塚	七七五
白米城	七八一
機織池	七八三
旗塚	七八三
耻覆坂	七八四
八人塚	七八四

花折坂	七六六
鼻取塚	七六六
聖村	七九〇
琵琶ヶ淵	七九四
日招岩	七九五
百日坂	七九五
平家村	八〇三
弊立山	八〇三
墓地の無い村	八〇九
松虫塚	八二四
怕所	八二七
陵	八二八
水塚	八二九
水無川	八二九
水無村	八二九
耳塚	八三一
虫切塚	八三三
虫塚	八三三
腰清水	八三六
村境	八三七
女夫淵	八三九
春山	八三三
六村の権利	八三四
榎井	八三六
森は風呂	八三六
楊貴妃の墓	八三八
楊枝清水	八三八
ヤタテ	八四二
矢の根清水	八四三
山の背較べ	八四三
山伏塚	八四六
遣るか水	八四六
弓の清水	八四九
葦の生えぬ村	八五一
夜泣塚	八五三
讀坂	八五三
嫁成し谷	八五四
嫁殺し田	八五四
寄邊の池	八五五
便宜水	八五五
鯉塚	八五六
六月村	八五八
碗貸塚	八六八
上り正月	一七
アガリヤザガマ	一七
明の方	一八
館市	八一
犬の子朔日	一六〇
忌月	一七三
芋名月	一七五
印地打	一七九
亥の子	一九一
牛正月	二〇四
牛節句	二〇七
卯杖	二三四
梅若忌	二五五
盃蘭盆	二五七
閏年	二五七
恵方柳	二六三
縁日	二九八
送り正月	三〇八

御九日	三九	粥釣	四九	除夜の行事	七四
乙子朔日	三八	吉書揚	三七	月待	七六
お年越し	三八	毬打	三七	榎曳	七六
鬼板	三三	黍籾	三六	追儺	七四
鬼打木	三三	宮中の節分	三三	年越	七四
鬼押木	三三	鯨を元日に食ふ	三三	年棚	七四
鬼時	三三	元日の福迎	三三	土用人	七四
御日待	三三	コトコト	三三	土用講	七四
お日待年取	三三	左義長	三三	七草粥の起原	七四
御柱年	三三	十五夜	三三	七草の咒文	七四
岡見	三三	正月の仕直し	三三	七草風呂	七四
變若水	三七	時螺	三三	七草貫	七四
女正月	三七	神馬の禁忌	三三	七日注連	七四
女の家	三七	節分	三三	七日正月	七四
カセトリ	三七	大正月	三三	生鼠曳	七四
片月見	三七	寶船	三三	生剝	七四
カバカバ	三七	七夕	三三	二十六夜待	七四
棒火	三七	七夕鱈	三三	二度正月	七四
鎌倉	三七	端午の祝儀	三三	新嘗	七四
神無月	三七	彈正日待	三三	ニユウギ	七四
粥杖	三七	チャセシコ	三三	眠た流し	七四

農曆	七六	神祇	一〇	愛宕の神事	四九
齒固	七六	愛敬祭	一〇	悪口祭	四九
墓の土を飲む	七六	赤色を忌む神	一〇	梓巫	五一
箸替	七六	藜を嫌ふ神	一〇	梓巫女のハヂメ	五一
ハマ	七六	縣祭	一〇	熱田女郎	五一
日待	七六	縣巫女	一〇	穴神	五一
福拾ひ	七六	贖物	一〇	淡島信仰	五一
盆	七六	商神	一〇	アバレゴモリ	五一
盆釜	七六	秋葉祭	一〇	阿夫利神	五一
盆鏡	七六	上松明	一〇	甘酒祭	五一
蘭玉	七六	麻を嫌ふ神	一〇	雨慎み	五一
蚯蚓織	七六	足駄権現	一〇	アマツボサマ	五一
麥正月	七六	足止いなり	一〇	雨好の神	五一
脱皮の朔日	七六	葦流し神事	一〇	アミを嫌ふ神	五一
目籠	七六	アシヤゲ	一〇	荒脛中神	五一
餅花	七六	足尾明神	一〇	アラホレ	五一
ヤガマ	七六	足助八幡	一〇	蟻通明神	五一
柳迎	七六	阿須波の神	一〇	歩き巫女	五一
六月正月	七六	阿蘇の神體	一〇	アレヲトメ	五一
若木迎	七六	アソメ	一〇	白馬祭	五一
若水	七六			青柏祭	五一
				青袖祭	五一

青柴垣神事	凸	石割神	一元	忌珠	一七五
案内社	凸	石を惜む神	一元	芋薺べ神事	一七三
阿波大杉神	凸	石を好む神	一元	芋て祭る神	一七四
飯盛信仰	九	伊勢信仰	一五	伊豫と八幡	一七五
烏賊祭	一〇〇	伊勢の御神	一六	海豚は神使	一七六
生ながらの神	一〇〇	伊勢の心柱	一六	倚盧拔天神	一七七
生石神社	一〇〇	市神	一三	印鑰神	一八〇
生石八幡	一〇一	市子	一四	陰毛の長き神	一八三
生性	一〇四	市子の隠語	一四	堰祭	一八六
居籠祭	一一	市子の笠	一四	井戸を嫌ふ神	一八八
伊雑宮の心御柱	一一	一年神主	一四	井の上の社	一八九
石上祭	一一	一時女郎	一五〇	井の神	一九〇
石打明神	一一	飯繩信仰	一五二	猪山八幡	一九四
石蛭子	一一	出雲の刀自話	一五二	宇賀神	一九七
石神	一一	蝗送	一五三	宇賀神祭	一九七
石姉妹	一一	稻荷	一五三	鶏坂祭	一九七
石手向の神	一一	稻荷神	一五三	兎神	一九九
石礎を祀る	一一	稻荷の豊年祭	一五三	牛石祭	一九九
石探祭	一一	大神人	一五八	牛馬と山神	二〇〇
石投の神事	一一	忌串	一七一	牛飼神	二〇一
石枕稻荷	一一	忌籠	一七二	牛瀧祭	二〇三

牛天神	二〇五	姥神	二五三	恵比須信仰	二八八
牛御前	二〇七	後妻打神事	二五三	恵比須は田の神	二九三
牛は穀神	二〇八	乳母巫女	二五七	恵比須の火祭	二九三
牛祭	二〇八	産土	二五七	繪馬信仰	二九五
卯精進	二〇九	産土神	二五八	縁切稻荷	二九七
牛疾の厭勝	二〇九	鶴祭	二五八	延年祭	二九八
牛を嫌ふ神	二一〇	馬に乗て降る神	二五九	縁結祭	二九九
議稻荷	二一八	既祈禱師	二六一	縁結神	二九九
菟足祭	二二〇	海川現神	二六一	御忌祭	三〇三
氏神	二二二	産八幡	二六四	奥州講	三〇三
氏神が飛ぶ	二二二	梅ヶ香祭	二六五	御香水	三〇四
氏神祭	二二二	閏年祭	二六五	乎加神	三〇五
氏子を惜む神	二二三	海神祭	二六五	オカミン	三〇六
太秦の牛祭	二二三	鎮神	二六三	巫女の神附	三〇六
兔頭神	二二八	エタの祖神	二七二	おきえ祭	三〇七
鯉神	二二八	胞衣姫社	二七二	オクナイサマ	三〇八
雪隠虫祭	二二八	覆玉の神事	二八〇	御銀神	三〇八
宇奈根神	二二八	覆八幡	二八二	御銀祭	三〇八
ウナリ	二二八	エビス	二八四	送り神	三〇八
卵の當	二二八	蛭子講	二八四	白求祭	三〇九
卵葉の神事	二二八	恵比須神	二八七	御公殿	三二〇

御腰や祭	三〇	鬼燻	三二四	女許りの祭	三七九
御事	三〇	鬼祭	三二四	降神式	三八四
オコナイマツリ	三〇	神勸請	三二四	鍵懸	三九三
オコボマツリ	三一	御火焚	三二四	鉾取	三九四
御駒様	三一	御一つ馬	三二八	神樂	三九六
お駒参り	三一	帯祭	三四九	神樂を好む神	三九六
御子安神	三二	大阿母知られ	三四九	笠上	四〇三
押合の神事	三二	大迫祭	三五四	瘡神	四〇三
御鹿祭	三二	大人彌五郎	三五五	笠咎の神	四〇三
押手社	三二	大講神	三五五	カサトリ	四〇四
御社護司	三二	大山神事	三五七	風祭	四〇四
オシヤモヂサマ	三二	御水取	三五七	笠守様	四〇六
おしら神	三八	オヤセ	三五七	笠森神社	四〇六
御除祭	三三	御衣祭	三六一	鹿島大宮祭	四〇七
お岳の神祕	三三	御柱祭	三六三	鹿島の神眠	四〇七
御清祭	三三	御弊流	三六三	春日若宮	四〇七
遠近宮	三七	可笑の宮	三六五	霞除の神事	四〇八
大手権現	三七	尾花祭	三六五	カスンドリ	四〇八
音無神	三九	大前権現	三七四	風邪神送	四〇八
姉妹神	三九	女嫁の神	三七五	片足神	四〇九
鬼押へ神事	三四	女彌宜	三七六	肩組祭	四一一

擔げ祭	四一	釜の神	四四	神使	四七五
片輪車神	四二	鎌八幡	四四	神の使令	四七五
金御子様	四三	釜屋神	四六	神の火	四七七
金屋子神	四三	権男	四六	神の路	四七九
カナヤマオロシ	四四	神送り	四七	神祭の特権	四七九
蟹賭神	四四	神降の標	四七	神迎	四七九
蟹の贊	四六	神鯖	四八	神主の收税	四八一
蟹八幡	四六	神標	四九	神主の秘密	四八二
蟹を憎む神	四七	雷	四九	龜神	四八三
神鹿祭	四九	神預子	四〇	龜太夫神事	四八四
蛙狩の神事	四〇	カミノイベナ	四〇	龜の宮	四八四
蛙飛の神事	四〇	神の歌	四一	蚊寄八幡	四九一
蛙祭	四三	神の御立	四一	傘権現	四九二
厠神	四三	神の借屋	四二	加里田神社	四九七
瓦嫁の神	四四	神の契約子	四三	狩直祭	四九七
夏祭	四五	神の聲	四三	閑所神	五〇一
兜神	四五	神の裁き	四三	神局祭	五〇二
庵神祭	四九	神占地	四四	漢帝祭	五〇三
鎌荒神	四九	神の砂	四五	神人分れ	五〇三
龍神	四九	神の戦	四五	胡瓜祭	五〇六
鎌神體	四九	神の狼子	四五	菊水神社	五〇九

菊理姫神	五〇九
鬼子母神	五〇三
鬼射神事	五〇四
鬼神塚の祭	五〇五
木津祭	五〇五
巫女	五〇五
杵こさ祭	五〇六
杵の神事	五〇七
杵の宮	五〇七
杵祭	五〇七
木御先様	五〇七
季忌宮精進	五〇七
鬼門	五〇七
京上藤の神事	五〇七
客神	五〇七
御印祭	五〇七
樹を惜む神	五〇七
金鶏が神體	五〇七
久具都比賣神社	五〇七
草分と祭祀權	五〇七
草分を神に祭る	五〇七
櫛神	五〇一
櫛を拾へば他人	五〇一
口寄の憑神	五〇二
口寄巫女	五〇四
香掛信仰	五〇五
香掛天神	五〇五
履脱八幡宮	五〇六
轡權現社	五〇六
九頭龍權現	五〇六
久豆呂の宮	五〇七
履を悦ぶ神	五〇七
鍛神	五〇八
喰ひ祭	五〇七
鞍掛神社	五〇七
鞍馬の竹切	五〇七
暗闇祭	五〇七
栗神	五〇七
車咎神	五〇七
車止の社	五〇七
荒神様	五〇八
軍器を神に祀る	五〇八
郡内不出の神職	五〇八
氣多神	五〇八
毛長神	五〇八
喧嘩祭	五〇八
源太夫神	五〇八
女武神	五〇九
孔子神社	五〇九
麥粉祭	五〇九
穀種交換祭	五〇九
御願祭	五〇九
飯天神	五〇九
小袖祭	五〇九
事納と送神	五〇九
事追祭	五〇九
子供と神事	五〇九
木本祭	五〇九
鯉明神	五〇九
御幣合の神事	五〇九
胸形神人	五〇九
胡麻神	五〇九
こめのみつ祭	五〇九

米宮	六〇四
蕪枕神事	六〇四
子守神	六〇四
兒守社	六〇四
御靈	六〇五
金毘羅信仰	六〇九
金毘羅祭	六〇九
塞の神	六〇九
祭費	六〇九
祭禮と子供	六〇九
祭禮と葬儀	六〇九
祭禮の特権者	六〇九
蒼前神	六〇九
酒垂宮	六〇七
酒殿神	六〇七
鷹神	六〇八
左宮司	六〇九
酒忌祭	六〇九
鮭神	六〇九
酒餘神	六〇九
笹神	六〇九
角豆祭	六〇三
蹠跣天神	六〇三
座頭支配の神	六〇三
座頭宮	六〇三
早苗降神	六〇三
散飯神	六〇三
棹差神	六〇三
サンバイ	六〇三
三寶荒神	六〇三
鹿の来る日が祭	六〇三
シナ子祭	六〇三
柴神	六〇三
柴刺神事	六〇三
柴手水	六〇三
柴報賽	六〇三
柴祭	六〇三
柴神輿	六〇三
柴宮	六〇三
十三所神	六〇三
十三神	六〇三
十二眷神	六〇三
十二社	六〇三
十里八幡	六〇三
鹽忌神	六〇三
霜宮の火燒	六〇三
霜祭	六〇三
裝束祠	六〇三
社宮司	六〇三
杓子を盗んだ神	六〇三
借地神話	六〇三
折楠花神	六〇三
巡幸する神	六〇三
殉死神	六〇三
乘馬咎神	六〇三
女装の神事	六〇三
白神	六〇三
白紙神社	六〇三
白圓神	六〇三
尻叩祭	六〇三
尻突祭	六〇三
尻摘祭	六〇三
尻振祭	六〇三

白酒祭	六九	螺螄貝の神事	六六	戦争に神體	六九
神竿	六九	薄祭	六七	千把焚	六九
神婚の神事	六七	雀宮	六八	奏者神	六九
神祭と鳥政	六七	龍祭	六九	袖もぎ神	六九
神社と市場	七一	捨子神	六九	蕎麥食神	六九
神事と休日	七一	砂山祭	六〇	蘇氏將來	六九
神事の持権者	七一	諏訪神と牛	六一	蘇氏曳	六九
神社と製紙	七一	諏訪神と鎌	六一	大頭役	六九
神社と民家	七一	諏訪神は蛇體	六一	松明儼々會	六九
神社の富圖	七一	鰯神	六二	松明祭	六九
神水の禁	七一	水鏡天神	六三	丈較の神事	七〇
神水の相續	七一	水神祭	六三	瀧の木	七〇
神水の誓	七三	水天宮	六三	瀧神事	七〇
新婦の神詣	七三	生祠	六四	敲き祭	七〇
神母	七四	性神に祈晴	六四	立石祭	七〇
神木	七四	性的神	六五	蓼祭	七〇
神名帳の行事	七四	細男	六五	玉取祭	七〇
神文の鐘	七五	伴別當	六六	魂祭	七〇
神慮裁判	七五	ぜゝ八幡	六六	手向神	七〇
芋蕨祭	七五	神錢	六八	近戸社	七〇
鋤鍬祭	七五	戦争と神官	六九	地神祭	七〇

地主神	七六	椿神體	七一	戸閉祭	七〇
地神官僧	七七	鶴に乗る神	七三	交歡祭	七〇
爺婆祭	七七	鶴は神の使	七三	飛び神	七〇
地神祭	七八	杖を嫌ふ神	七三	鳥落八幡	七〇
血祭	七三	蟹姪子	七三	鳥神	七〇
乳守薬師	七〇	蟹春日	七三	鳥乞神事	七〇
提灯祭	七二	出合の神事	七三	鳥真似祭	七〇
茶々神輿	七三	手長	七八	泥掛祝	七〇
中話神	七三	天獲社	七九	盗人神	七〇
女装の神事	七三	手桶を忌む	七九	トロベイ	七〇
鎮火祭	七四	關鷄社	七四	團栗祭	七〇
通譯神	七五	唐土神	七四	流れ神	七〇
掴みの御料	七六	頭人	七四	泣祭	七〇
憑き神	七六	燈籠祭	七四	投松明	七〇
月輪の神事	七六	戸隠神	七四	夏越祓	七〇
土を惜む神	七九	偶體社	七四	茄子取祭	七〇
筒粥の神事	七九	年男	七五	鉈切神	七〇
綱掛の神事	七〇	年神送	七五	七瀬祓	七〇
綱敷天神	七〇	年神祭	七五	苗代祭	七〇
綱引	七〇	泥鰯祭	七五	鍋不懸祭	七〇
椿神	七二	浅徳神	七五	鍋被祭	七〇

苗祭	六〇	齒神	六〇	一踏鞴	七九
鯉は神の使	七〇	商榷神社	六〇	一つ物	七九
奈羅須神	七一	禿神	六一	人と神	七九
西向の社	七三	機織を忌む	六三	人身御供	七九
蟻祭	七四	裸祭	六三	ヒナイジン	七九
庭渡社	七四	裸參	六三	雛祭の起原	七九
鶏祭	七五	鳩換祭	六六	日ノ御綱	七九
鱒神	七六	埴取	六六	火箸神	七九
性狩の神事	七六	雁巾脱祝	六六	火祭	七九
鶯祭	七六	婆々焼祭	六六	日招八幡	七九
拔參の原義	七〇	灰振祭	六七	火貫ひ	七九
猫神	七一	鱧祭	六七	百太夫	七九
猫の宮	七一	腹孕祭	六八	火渡の神事	七九
猫祭	七二	播磨船を忌む	六八	神を忌む	七九
強請祭	七三	火打合	六九	貧乏神送	七九
倭武多祭	七三	燧神	六九	吹草祭	七九
農業神事	七六	糞糞祭	六九	富士講	七九
農業祖神	七六	備謝祭	七〇	歩射の神事	七九
祭農と新婿	七六	火焼神	七〇	藤を忌む神	七九
乗童	七六	羊の性	七〇	船止毘沙門	八〇
祝女の守神	七九	人が虫に成る	七九	船で遊ぶ神	八〇

幣落社	八三	未婚者と神事	八七	餅嫌の神	八三
兵兒搔祝	八三	御崎榮	八七	蟹	八四
兵兒搔祭	八三	御雲放	八七	物争ひの神事	八四
蛇神	八四	御左口神	八八	物忌	八五
蛇神持	八四	道明祭	八九	物忌神	八五
蛇の神詣	八四	水鏡天神	八九	挑祭	八六
祝が神體	八七	水試し	八九	モロト	八七
穗落神	八七	水口祭	八二	影向祭	八七
穗掛の行事	八八	耳神	八二	矢落社	八九
鉾祭	八八	宮座	八三	疫神祓	八四
穗垂引	八九	三輪神婚	八三	矢口祭	八四
穗屋祭	九〇	麥穗祭	八三	彌五郎祭	八四
母衣八幡	九〇	麥を忌む神	八三	矢刺社	八四
孫嫡子	八三	無言祭	八四	ヤセ	八四
松植神事	八三	巡り神	八三	屋立の神事	八四
松勧進	八三	巡り大黒	八三	彌彦神	八四
腹嫁の神	八四	巡り地頭	八三	山神の愛木	八四
御阿禮	八五	廻りの神	八三	山神のメ木	八四
神子	八六	巡り八幡	八三	山神の年越	八四
御子神祭	八六	眼を痛めた神	八三	山神は一本足	八四
御興荒	八六	裳掛天神	八三	山の神は猿	八四

山伏の苦行	八四四	若宮	八六五	汗流し地藏	四〇
湯起請	八四七	和布刈	八六五	アヅキ餅地藏	四九
湯祈禱	八四七	和布刈の神事	八六五	後清め	三
湯立	八四八	和合神	八六五	足妹地藏	四
湯立神事	八四八	鷲神	八六五	油かけ地藏	六三
弓祈禱	八四九	綿入祭	八六六	阿彌陀の眼玉	八〇
弓矢を祭る	八四九	渡り神	八六六	綱引地藏	八〇
搖輪	八五〇	鰐神	八六六	雨降地藏	八一
浴油祭	八五〇	笑祭	八六七	洗ひ晒	八六
夜籠祭	八五二	赤地藏	八六七	泡子地藏	八八
世計神	八五三	粟國の墓	八六七	行者	九三
嫁祭	八五四	頭なし地藏	八六七	言成地藏	九六
蓬神	八五五	足洗はずの阿彌陀	八六七	生身魂	九六
寄り神	八五五	足洗ひ地藏	八六七	石好み地藏	一〇三
依代	八五五	足切り観音	八六七	石の落た處に寺	一〇三
龍宮神	八五九	足止不動	八六七	石薬師	一〇七
里鏡	八六一	汗かき不動	八六七	一人一願	一〇四
旅行の祭	八六一	汗書の名號	八六七	一夜地藏	一〇七
雲竿祭	八六一			一向宗を忌む	一〇九
狩師の神	八六二			一遍上人	一五三
				大卒塔婆	一五九

犬奉地藏	一六〇	烏八白	二二六	御迎人形	三三七
疣地藏	一七一	馬市辨天	二四四	踊地藏	三七三
芋洗地藏	一七三	魚腹に佛像	二六三	温泉薬師	三七五
芋観音	一七四	驛路寺	二六四	庚申	三八三
異様の墓標	一七五	回向院	二六四	庚申講	三八三
いらたかの珠數	一七六	エタ寺	二七三	庚申と性祭	三八四
色變り地藏	一七七	繪解比丘尼	二七四	庚申と亂婚	三八四
怒熱佛	一七八	役小角	二八二	庚申の龍水	三八四
因果地藏	一七八	蝦蟇ひ不動	二八三	庚申待	三八五
引導地藏	一八〇	縁切地藏	二八七	高野の制禁	三八六
井の上に寺	一八九	縁切寺	二八七	高野聖	三八六
位牌袋	一九四	圓魔様の土産	二九九	行季地藏	三八七
牛皮の華曼	二〇三	縁結地藏	二九九	隠し念佛	三九五
牛裂地藏	二〇四	延命地藏	二九九	笠脱観音	四〇四
牛地藏	二〇五	押合地藏	三二四	笠菩薩	四〇四
後佛	二一〇	御試地藏	三三七	瘡佛	四〇四
烏瑟沙摩	二二一	御茶湯地藏	三三七	笠森観音	四〇六
歌屑佛像	二二七	御手薬師	三三六	瘡薬師	四〇六
歌比丘尼	二二九	帯解地藏	三四七	風邪地藏	四〇八
氏堂	二三三	追分地藏	三四七	風吹地藏	四一一
氏寺	二三四	オミタマ	三三七	片手薬師	四二二

片目地藏	四一四	經讀地藏	四三二	五大力	六〇一
片目の観音	四一七	清水の手足	四三三	子種地藏	六〇二
拵取地藏	四二〇	空葬	四三七	子供好の佛	六〇三
柁原施餓鬼	四二〇	釘抜念佛	四三九	粉掛地藏	六〇五
蟹寺	四三三	草取仁王	四三九	小法師	六〇六
鐘	四三七	供僧の村持	四三九	護法附	六〇七
鉦打	四三三	香掛地藏	四三九	護摩の灰	六〇七
鐘講	四三六	屈葬	四三九	虚無僧	六〇三
狩野地藏	四四九	功德日	四三七	虚無僧掟	六〇三
川越地藏	四五〇	首切地藏	四三九	牛王杖	六〇五
紙子佛	四六八	熊野の水葬	四七一	牛王寶印	六〇五
懸掛地藏	四八五	熊野比丘尼の開村	四七一	聲を出す佛	六〇六
傘地藏	四九三	火葬せぬ土地	四七八	葬儀	六〇三
鴈卒都婆	五〇一	観音の銭借	四七九	葬儀の古俗	六〇三
牛乳塔	五〇四	毛變地藏	四八一	刺鱒	六〇三
起請鐘	五三三	汚れを好む墓	四八三	座頭観音	六〇七
北向地藏	五三六	化粧地藏	四八三	早乙女阿彌陀	六〇三
木登地藏	五三八	毛坊主	四八六	死忌と家畜	六〇五
急々如律令	五三九	喧嘩佛	四八七	死刑の助け方	六〇七
忌明塔	五四〇	子賣地藏	四八七	時化地藏	六〇七
經讀観音	五四二	腰打地藏	四八九	死後の靈魂	六〇八

四至の不動	六〇八	石塔磨	六〇六	袈裟師	七〇九
死者と炊事	六〇九	鏡瓶辨天	六〇八	玉章地藏	七一〇
屍體から蔵	六〇九	洗骨	六〇九	魂呼	七二〇
屍體と遊ぶ	六〇九	千手観音	六〇九	扶観音	七二一
屍體に相鉢	六〇九	千骨骨地藏	六〇九	タリボトケ	七二二
屍體分葬	六〇九	千日寺	六〇九	男根地藏	七二三
屍體を抱寝	六〇九	千日念佛	六〇九	地藏送	七二五
縛られ庚申	六三三	善の綱	六〇九	地藏塗	七二六
縛られ地藏	六三三	僧刑	六三三	地藏の奉公人	七二六
齋焼地藏	六三三	俗道場	六三三	血染閻魔	七二七
四萬六千日	六三三	賊除地藏	六三三	地鎮法	七二七
成佛の標	六三七	村民の寺務	六三三	血池地獄	七二八
舍利吹大師	六三九	大根名號	六三九	血の出る像	七二九
勝軍地藏	六六三	大師粥	六六三	撞ぬ鐘	七三三
乗馬符佛	六六三	田植地藏	七〇一	爪書不動	七三三
唱門師	六六四	田植毘沙門	七〇一	手石寺	七三六
代播地藏	六六九	田植不動	七〇一	手無地藏	七三六
薄念佛	六七七	田植観音	七〇三	天道念佛	七四〇
涼み念佛	六七八	焚火地藏	七〇三	道中地藏	七四三
素つ標の佛	六七九	立聞観音	七〇六	堂童子	七四三
消燈の法儀	六八五	立木観音	七〇六	土砂加持	七四七

飛び佛	七六	野施行	七六	類焼阿彌陀	八〇七
泥掛地藏	七五	化地藏	七六	墓所と葬地	八〇八
泥塗地藏	七三	鉢叩	七四	墓地	八〇九
流れ灌頂	七三	八百比丘尼	七五	墓地と民心	八〇九
流れ地藏	七四	鼻取地藏	七六	墓地に録	八〇九
泣鐘	七四	灰佛	七六	佛に魚	八〇〇
泣観音	七四	齒吹如来	七六	枕形代	八〇二
泣地藏	七四	演置	七六	豆鼓不動	八〇四
泣佛	七五	彼岸乞食	七九	身代り阿彌陀	八〇六
なす崎地藏	七六	比丘尼頭	七九	御酒地藏	八〇六
七墓廻り	七六	秘事門徒	七九	水引地藏	八〇〇
繩手地藏	七九	人買鐘	七九	蓮名號	八〇六
鯨佛	七六	一口観音	七九	眼から血の出る佛	八〇〇
内身佛	七六	一言観音	七九	巡り地藏	八〇一
西を嫁ふ墓	七六	人肌観音	七九	戻り鐘	八〇四
入棺後の寺法	七六	厭三昧	七九	物言地藏	八〇四
濡地藏	七一	臥り行者	七九	養置と馬頭観音	八〇六
寝ませ薬師	七三	船曳地藏	八〇	焼地藏	八〇〇
眠地藏	七三	文使地藏	八〇	矢取不動	八〇三
年忌	七三	漂着佛	八〇	柳卒塔婆	八〇三
念佛優人	七三	通路	八〇	矢房	八〇三

矢負如来	八四七	アヂチ	四〇	安産の厭勝	九三
夢違ひ観音	八五〇	阿蘇のおつとり嫁	四〇	安壽姫	九三
洋服地藏	八五〇	綽名	四〇	育兒	一〇一
夜泣地藏	八五一	アツナヒ	四一	イザイホー	一一一
龍燈	八六〇	穴掘役	四一	石打	一一三
六阿彌陀	八六三	嫂を妻	四一	石合戦	一一六
六所	八六四	姉女房	四一	石子詰	一一〇
六地藏	八六四	安八太夫	四一	石手紙	一一五
六道銭	八六四	粟長者	四一	石で拒む	一一五
六道参	八六四	アヒアケ	四一	石童丸	一一五
渡地藏	八六六	アヒキ、ノモチ	四一	石に立つ矢	一一七

人事

愛護の若	二	相悔	六三	石踏	一一八
アイヌ	四	アヒヤケ	六三	石を生んだ人	一二九
アエカマド	四	海女	六三	伊勢講	一二三
赤信女	二〇	尼返	六三	伊勢乞食	一二四
赤子の雪隠	二〇	アヤオリヒメ	六三	伊勢比丘尼	一二九
握手誓約	三〇	葛蒲ノ前	六三	イタカ	一二九
悪路王	三〇	歩き筋	六三	イタコ	一二九
足入れ	三三	歩き初	六三	イタコタンテン	一二九
		青屋	六三	板戸と葺戸	一二九
		アンコ	六三	一極めの詞	一二九

市守長者	四七	右次郎左次郎	二〇	エタの投き別	二七
一妻多夫	四九	白殺	二一	エタの役儀	二七
出雲巡禮	一五	白餅柱	二四	エタの俚稱	二七
イナコヅル	一五	氏子の特徴	三三	胞衣	二七
岩城判官	一六	現實	三五	延引棒	二八
異風の入浴	一六	乳母	三五	烏帽子着	二〇
鑄物師	一七	産衣	三七	御宗旨入	二八
半彌長者	一七	産土柄	三八	大人入	二八
イレダメ	一七	産湯	三九	オトラシヤ	二九
狗の子	一八	馬長者	三九	鬼役	二九
インノコ部落	一八	海女房	四〇	伯母の靈力	三〇
忌火	一八	うれり女	四〇	帯解祝	三〇
忌火と庭火	一八	鱗の有る人	四〇	大磯の虎	三〇
陰部の三訓	一八	エタ	四〇	覺え繩	三〇
陰陽師	一八	エタ頭の屋敷	四〇	親方	三〇
居壇裡座席	一九	エタ金	四〇	親方取	三〇
浮結	一九	エタ胡麻	四〇	御坊	三〇
誓納	一九	エタ支配	四〇	小笠原島の結婚	三〇
ウジサジ	二〇	エタと海賊	四〇	小栗判官	三〇
牛定の當屋	二〇	エタと乞食	四〇	桶叩	三〇
牛乘權兵衛	二〇	エタト役者	四〇	箆振	三〇

箆を持つ女	三六	家徒	四七	擬産	三〇
小野小町	三七	家頭打	四七	起講文	三〇
姥捨	三七	カニサガシ	四七	木尻	三〇
階級と髪	三八	蟹稚兒	四七	木地屋	三〇
講	三八	蟹守	四七	擬姥	三〇
弁と階級	三八	棒皮の家	四七	兄弟契	三〇
香具師	三八	皮屋	四七	共同風呂	三〇
郷土の株	三八	カマギ	四七	漁業の神	三〇
高野金	三八	釜拂	四七	切捨御免	三〇
鏡研	三八	釜拂職	四七	巾着天窓	三〇
柿暖簾	三八	神の申し子	四七	組	三〇
角兵衛獅子	三八	家紋	四七	タルミヤキ	三〇
懸初	三八	蚊帳	四七	外來者	三〇
駈落者	三八	萱講と瓦講	四七	荒神講	三〇
笠作	三八	傘連判状	四七	畫指	三〇
笠の者	三八	狩人の忌	四七	願斷	三〇
貸妻	三八	狩頭	四七	外道	三〇
刀狩	三八	勘定汁	四七	下女下男の市	三〇
鍛冶	三八	勘當と久離	四七	月經	三〇
鍛冶屋の婆々	三八	舊香	四七	ケンゲウ	三〇
桂女	三八	機具職は賤業	四七	元服	三〇

古六騎	六九五	座頭	六六六	尻	六六〇
乞食仕置	六九八	座頭仕置	六六〇	修驗	六六一
乞食頭	六九八	座頭支配	六六〇	授胎の厭勝	六六一
御陣女郎	五九九	座頭の配當	六六六	出産	六六一
子棄の習俗	五九九	座頭はエタ下	六六六	酒吞童子	六六三
替女頭	六〇〇	讃岐の局	六三九	鯛糍	六六三
古代の發火法	六〇一	讃留靈王	六四三	尻打	六六七
子津守上人	六〇二	山窩	六四三	汁講	六六九
子供小屋	六〇三	産籠	六四三	白袴	六六九
子供の命名	六〇三	産縛に注連	六四三	人口制限	六六九
子供の命名法	六〇四	産兒制限	六四四	人畜	六七三
小町	六〇六	三八頭	六四四	煤男	六七七
小屋者	六一五	鴟居來	六四四	鈴鹿御前	六七七
小若衆入	六一五	死骸取片付	六四四	煤掃	六七八
婚姻	六一六	私生兒	六四九	棄子の習俗	六七九
午勞種	六一〇	寺中	六五〇	砂持	六八〇
坂の者	六一七	静御前	六五〇	相撲行事	六八一
雜魚寢	六一一	失火の制裁	六六一	炭燒長者	六八二
彫	六一三	シヤア	六六六	成女式	六八四
彫三八	六一三	手印	六五九	清少納言墓	六八四
左尊右卑	六一六	壽賀	六五九	生兒壓殺	六八四

性的行事	六八四	地者	七二六	頭白上人	七四三
成年式	六八五	乳付	七二七	トウビョウ	七四四
世間者	六八六	千葉笑	七二九	度市參	七四七
攝待	六八七	茶筌	七三三	土用座頭	七四九
攝待風呂	六八七	厨簿	七三三	虎御前	七四九
千壽前	六九〇	女中市	七三四	頓死者	七五三
賤職	六九〇	通婚せぬ家筋	七三五	仲居	七五三
千人斬	六九二	ツカサ	七三五	泣女	七五三
千人結び	六九二	塚と罪人	七三五	名子	七五五
代々養子	六九六	辻寄合	七三八	七歳湯文字	七五八
風合職	七〇四	衝突入	七三〇	鍋底	七六〇
タコタン	七〇四	爪	七三三	擔柿講	七六四
墮胎の俚稱	七〇五	鶴の育てた人	七三三	庭者	七六五
玉結び	七〇	弦召	七三三	新築	七六六
太夫筋	七二二	杖	七三三	女人禁制	七六七
且過	七二二	出代	七三六	妊娠の厭禁	七六八
彈左衛門	七二二	適婚齡	七三七	妊娠と感應	七六八
誕生祝	七二二	てゝ筋	七三六	妊娠と産婦	七六八
旦那頭	七三三	天笠浪人	七三六	妊娠と餅搗	七六八
婿長者	七三三	藤太巫女	七三三	妊娠の腹帯	七六八
千方將軍	七四四	トウナイ	七三三	盜み水	七七〇

農宿	七七四
寝若衆	七七四
野荒し	七七五
納税に人質	七七五
農婢	七七七
農民の階級	七七七
能役者	七七七
ノイチ	七七八
祝女の相續法	七七八
白山相人	七九〇
ハチ	七九〇
ハチブ	七九四
鉢屋	七九四
番役	七九六
火改	七九六
ヒザ	七九八
火立所	七九八
ヒトイチ	七九八
非人頭	七九三
火保存法	七九四
丙午	七九四

廣筋	七九六
福引	七九七
春筋	七九八
柴漬	七九八
伏屋	七九九
譜代	七九九
札配	七九九
女頭	八〇〇
風呂屋	八〇一
ブンゴ	八〇一
分焼	八〇三
米毒	八〇三
兵兒親	八〇三
臍の緒	八〇三
篋渡	八〇三
變死者	八〇五
變生男子	八〇五
便所	八〇六
ホイト	八〇六
博印	八〇六
奉公人	八〇七

歩荷	八〇九
ボテ	八〇九
ホトホト	八一〇
盲僧	八一一
盲女僧	八一一
マダギ	八一一
マチ	八一一
町八分	八一一
待宵待従	八二四
舞々	八二四
水祝	八二〇
耳切團一	八二二
冥伽金	八二三
宮參	八二三
聲苛め	八三四
無盡講	八三六
無實講	八三六
胸倉金	八三六
紫式部	八三七
村裁き	八三八
村の休日	八三八

村八分	八二六
替帳	八二六
股の権利	八二六
黄子	八二六
モリコ	八二六
養子虐待	八二六
彌三郎の母	八四〇
養ひ親	八四一
山入	八四四
山裁き	八四四
山吹御前	八四四
山伏間諜	八四四
山伏仕置	八四四
油断金	八四四
輸入結婚	八四八
指切	八四九
許し名	八五〇
與五郎	八五二
與太	八五二
呼名の神秘	八五三
線市	八五三

嫁入と氏子	八五三
嫁の尻打	八五三
來者拒絶標	八五三
生命の指標	八五三
龍太龍次	八五三
力者	八五三
離婚	八五三
留守見舞	八六一
流入	八六一
レンド	八六一
若衆市場	八六四
若者	八六五
詭状	八六六
笑ひ男	八六六
藁文	八六八
農業	
アキイレ	八六八
秋振舞	八六八
アキバタケ	八六八
秋忘	八六八

アーボーヘーボー	三三
雨乞	三七
雨悦び	八〇
青祈禱	八九
青田譽	九〇
一人前の仕事	一四
植付祈禱	一九七
植上祝	二五
植付祈禱	二五
浮塵子送	二五
長百姓	二五
御田植の神事	二五
宇成	三三
表百姓	三三
男一人の仕事	三三
耕作の禁忌	三三
案山子	三八
案山上げ	三八
案山子祭	三九
刈上	三九
刈上節句	三九

繪馬傳説	二六	廁詣	四三三	喫煙と魔除	五二六
縁切願	二九七	徴占	四三四	吉夢	五三三
大助人形	三〇三	竈を造らぬ村	四六三	杵音を忌む	五三六
御隠参	三〇四	釜鳴	四六四	杵崇拜	五三九
御籠り	三二二	鎌豚勝	四六四	杵の厭勝	五三七
鬼	三三三	鎌奉賽	四六五	喜の祝と米の祝	五三八
鬼の子孫	三三八	神占	四六六	黍を作らぬ村	五三九
鬼の特鼻樫	三四〇	神隠	四六七	龜卜	五四〇
御札が降る	三四〇	神嫉み	四六九	鬼門除	五四〇
織物の忌	三四二	神の忌む物	四七〇	驚風の禁咒	五四一
男早死の村	三七二	神の嫌ふ人	四七三	逆流する首	五四三
女の顔に曇	三七六	神の物恥	四七九	木を厄る信仰	五四三
女の育たぬ家	三七八	神を盗む	四七九	草占	五四九
海運と風	三八〇	神を見ると死ぬ	四八〇	草人形	五五九
鏡	三九〇	粥占	四八〇	噓	五六〇
影	三九七	樹占	四八〇	怪我除符	五六二
蔭膳	四〇一	胡瓜を食はぬ家	四八六	血液俗信	五六三
鹿島の事觸	四〇七	胡瓜を食はぬ村	四八六	公然物を盗む日	五六五
風占	四〇八	胡瓜を好む神	四八六	子占	五六五
方違	四二二	桔梗を忌む村	四八六	扱上	五六六
蟹を見るは凶	四二七	樵夫獵人の忌詞	四八九	五月子を忌む	五六六

子供の背守	六〇三	死親の顔	六五一	鈴木姓を忌む	六七
子無き者の俗信	六〇五	十三鏡	六五二	煤拂に無言	六七八
戀占	六〇七	十三と魔除	六五三	髓を喰はぬ村	六七九
鯉織を立てぬ村	六〇八	十三参り	六五四	髓を捕らぬ村	六七九
胡麻を忌む村	六二二	十三を忌む歌	六五四	砂撒信仰	六八〇
米占	六二二	注連繩に豕	六五五	砂符	六八〇
米が降る	六二二	注連盜	六五五	相撲占	六八一
米に字を書くを忌む	六二三	傷寒坊送	六五五	水死人を祭る	六八三
米引	六二五	杓子の俗信	六五七	誓文の灰	六八五
轉し火	六二五	邪視	六五九	錢占	六八七
子を産ぬ咒	六二六	女子を嫌ふ水	六六四	錢圖	六八八
金精様	六二九	死靈除	六六八	背守	六八八
金毘羅の鳥流	六二九	白達磨	六六八	千社札	六八九
塞神盜	六三三	神占の異法	六六九	聖エルモの火	六九〇
祭禮と制裁	六三三	神占の境界	六七二	千の数	六九一
倉庫を建てぬ村	六三三	神體虐待	六七三	底抜柄杓	六九三
相場占の注連	六三三	神體に血を塗る	六七三	大黒盗み	六九五
相場を占ふ川	六三六	神體の逆流	六七三	大黒の芽迎	六九五
酒占	六三〇	神體漂着	六七三	太陽を射る	六九八
座敷童	六三五	神託と移民	六七三	寶の鍵	七〇三
視害	六四四	神地の高低	六七四	他國人を嫌ふ	七〇四

他村の者を嫌ふ	七五	天火と龜卜	七二	白鳥崇拜	六一
ダラシ	七一	同情悲願	七三	柱擔	六三
血合	七三	年占	七五	裸行事	六三
血忌	七四	鳥迷	七五	灰占	六七
血の咒力	七八	亡魂招	七五	火忌	六九
粽を忌む	七〇	七不思議	七六	火占	六九
町名と縁喜	七二	苗代糶を忌む	七六	福釜	六七
茶を忌む	七三	鳴らさぬ鐘	七一	伏見の土鈴	六八
ちん毛	七四	鳴釜	七一	双兒を忌む	六九
辻占	七七	名を知らさぬ	七三	藤占	六九
土信仰	七八	成田を忌む	七三	藤豆を忌む	七〇
唾液信仰	七九	名を呼ぶ怪	七三	太卜	七〇
唾液俗信	七九	仁王の跨潛	七三	船靈	七〇
燕俗信	七九	人形送	七三	船咎	七〇
蟬の生れる家	七九	人狐	七三	船で忌む數	七〇
照々法師	七九	塗下駄を忌む	七一	弊送	七〇
天狗像	七九	鼠鳴の由來	七三	米價の占	七〇
天狗の正體	七九	幟を忌む	七三	豊凶占	七〇
天狗の爪	七九	蛋流	七三	星占	七〇
天狗の羽	七九	詛ひの人形	七三	帆咎	七〇
天妃信仰	七九	詛ひ宮	七三	亡者宿	七二

目勝	八三	物を匿る信仰	八三	動物	
樹拾ひ	八三	門を造らぬ村	八三	赤牛傳説	一一
樹を洗ふを忌む	八三	矢占	八三	アコヤノ松	一五
松囃	八三	厄落	八三	芦毛の馬を忌む	一六
舞占	八四	厄拂	八四	阿蘇の鶴	一六
鎮魂	八四	彌惣左衛門稻荷	八四	鮑崇拜	一六
神輿送	八六	家内を掃かぬ	八四	粟苳蟬	一六
神輿昇	八六	湯具て取揚た神	八四	蟻の熊野詣	一七
神輿の囃詞	八七	湯具の厭勝	八四	青馬を飼ふ家	一八
神輿割	八七	指切の古俗	八四	生駒	一〇三
水占	八九	夢占	八五	池の主は赤牛	一一〇
宮を嫌ふ神	八三	蓬湯	八五	鹿の頭	一四三
彌勒元年	八三	良縁の咒物	八六	犬供養	一四
虫送	八四	旅行の厭勝	八六	犬忌里	一六
虫喰託宣	八五	靈魂人替る	八六	犬を忌む	一六
虫除歌	八五	靈魂の山	八六	忌馬	一七
虫除咒文	八六	靈地の砂	八六	鱈俗信	一六
紫を忌む	八七	漁師の忌詞	八六	猪と鹿	一九三
冥土の父母	八九	六忌	八六	猪と蛇	一九三
毛髮信仰	八三	六算	八六	猪の害	一九四
喪中の髪	八三	薬薬	八七		

猪の供養塔	一九四	牛の巾ひ	二〇七	馬蹄	二二五
猪の千頭供養	一九四	牛宮	二〇七	饑餓の歌	二二七
猪を食はぬ村	一九四	牛藪入	二〇七	魚占	二二八
ウガ	一九七	牛牽猿	二〇八	魚食變身	二二八
鶯湯	一九九	善知鳥	二二五	魚供養	二二八
鶯を飼はぬ	一九九	鯉傳説	二二九	魚蘇生譚	二二八
牛市司	二〇〇	勸ひ初	二二〇	魚斑紋譚	二二八
牛馬祈禱	二〇一	馬洗	二二〇	鰯退治	二二八
牛馬供養	二〇一	馬占	二二二	海老責	二二八
牛馬の子占	二〇一	馬教へ湯	二二二	惠比須魚	二二八
牛馬の耳剪	二〇一	馬隠れ場	二二二	惠比須鮫	二二八
丑占	二〇一	馬駝	二二二	惠比須と鯨	二二八
丑鬼	二〇一	馬掛樹	二二二	お菊虫	二二八
牛鬼	二〇一	馬頭の厭勝	二二二	送り雀	二二八
牛鬼傳説	二〇一	馬俗信	二二二	御先狐	二二八
牛鬼道雲	二〇一	馬爺	二二二	お先き狸	二二八
牛駝	二〇一	馬繁松	二二二	御供馬	二二八
牛突	二〇一	馬毛と相性	二二二	鐵槩蛇	二二八
牛の塔	二〇七	馬の腹掛	二二〇	狼	二二八
牛の玉	二〇七	馬不渡橋	二二〇	親子狐	二二八
升血	二〇七			虎魚	二二八

長田蟹	三六七	墓	四八八	魚靈堂	五二五
女の釣る魚	三七九	鎌鼬	四八九	金鷄傳説	五二二
蝙蝠は神使	三六五	神下り松	四八八	金の蛙	五二六
縣央	四〇〇	神の乗る馬	四七七	管狐	五二二
鯉供養	四三二	禿蛇	四八二	鯨惠比須	五二四
蟹掛堂	四三四	龜教へ湯	四八三	鯨供養	五二四
蟹噺	四三四	龜崇拜	四八三	鯨で来た神	五二四
蟹傳説	四三三	龜と雷	四八四	鯨は沖の殿様	五二四
蟹禁食	四三六	龜の尿	四八四	鯨を忌む	五二四
蟹の棲ぬ里	四三六	龜蛇	四八四	首切馬	五二九
蟹誕生日	四三六	烏	四九三	蜘蛛の怪	五三二
蟹報恩	四三六	雁教へし湯	五〇〇	栗毛の馬を忌む	五三五
蟹の夢	四三六	雁塚	五〇二	黒馬を飼ぬ村	五三六
鹿子踊	四三九	雁風呂	五〇三	鶴鳴傳説	五三一
蛙供養	四三〇	九尾狐	五〇五	犬齒を缺く習俗	五三八
蛙は神の使	四三二	義犬傳説	五二六	鴻巢	五九三
川釜	四三三	雉子	五二二	鴻鳥	五九四
狸祈	四三四	狐	五二八	鴻の湯	五九四
狸供養	四三四	狐狩	五三四	鮎	五九六
狸の由來	四三四	狐の陣取	五三四	腰元蟹	五九六
狸賦勝	四三四	狐の窓	五三四		

小袖貝	六〇〇	鹿の耳に舌鳥	六〇六	狸の書	七〇八
小袖松	六〇一	鹿の井	六〇六	鯛信仰	七〇九
鯨	六〇六	鹿用水	六〇七	鶏卵を食はぬ	七一〇
鯨傳説	六〇六	鹿を殺すと追放	六〇七	太夫驢	七一一
鯨を忌む	六〇六	屍體探しに鶏	六〇九	鯉傳説	七一一
鯨と龜を食はぬ	六〇八	白鷺傳説	六〇九	且那飼	七一二
鯨の棲ぬ園	六〇八	白鷺の先導	六〇九	血を吸はぬ蛭	七二四
鯨を食はぬ	六〇八	白鷺を忌む	六〇九	月毛の胸を忌む	七二六
駒形楠	六〇九	白猪供養	六〇七	燕	七三三
西行と蟹	六二〇	白犬を忌む	六〇九	鶺鴒への焼物	七三三
鶺鴒へ湯	六二八	神馬と四つ白	六二四	鶺鴒へ湯	七三三
鶺鴒供養	六三二	神鹿と建社	六二五	鶺鴒と稻	七三三
鶺鴒神體	六三二	鈴虫松虫	六二八	鶺鴒の宮	七三三
鶺鴒の神詣	六三二	大蛇の鱗	六二八	鶺鴒を食はぬ	七三三
鶺鴒	六三三	ダイバ	六二七	天に昇つた馬	七四一
鯖大師	六三〇	鷹教へ湯	七〇二	鶺鴒を捕らぬ	七四九
鯨崇拜	六三〇	鷹羽清水	七〇二	鳥總	七四九
鯨禁食	六三〇	鮪信仰	七〇二	鳥追	七五〇
猿	六三一	田螺	七〇七	鳴かぬ鶺鴒	七五三
猿教へ湯	六三一	狸藥	七〇七	鶺鴒を忌む	七六〇
鹿教へ湯	六四六	狸憑	七〇八	鶺鴒を忌む	七六五

鶴	七九	蜈蚣	八三	争ひの木	八四
猫憑	七三	虫供養	八三	安珍櫻	九七
鼠鳴	七三	絡	八三	石芋	一一二
年頭鯨	七四	虫の口饒	八三	石胡桃	一一〇
鯨	七四	土龍打	八三	一夢權	一四七
鳩教へ湯	七六六	門に蟹	八七	一夜萩	一四八
鳩を食はぬ	七六六	影向松	八七	一夜松	一四八
蛤	七六七	八ツ目饒	八三	犬懸松	一五八
蛭賭	七六九	山立姫	八四	稻	一六二
蛭供養	七六九	山鳥崇拜	八四	稻麥祈禱	一六五
鯨を忌む	七九七	山鳥の征矢	八四	稻柳	一六五
河豚	七九七	鯉傳説	八四	芋井戸	一七二
鮓を食はぬ	八〇〇	薬馬	八七	芋忌屋敷	一七五
蛇	八〇三	植物		牛懸木	二〇三
蛇夫	八〇四	愛染椿	三	牛廻松	二〇九
蛇となつた女	八〇四	アカ、ブラ	三	薄墨櫻	二二一
蛇の子孫	八〇四	藜	二	卯ツ木	二二四
蛇巻	八〇五	藜の杖	二	卯ツ木箸	二二五
蛇除の歌	八〇五	阿彌陀柳	八〇	獨活を忌む	二二八
時鳥	八二〇	綾杉	八三	優曇華	二二八
宮寫貝	八三三			姥櫻	二二六

梅を忌む	三三三	降臨杉	三三八	楸	三三〇
榎	三三七	降臨木	三三八	桐	三四七
榎信仰	三三八	柿	三九二	霧吹銀杏	三四九
榎千依	三三九	柿葉酢	三九五	柿崇拜	三五三
榎傳説	三六〇	蔭伐	四〇〇	柿の牢	三五三
榎と族霊	三六一	影の無い木	四〇三	不喰の梨	三六八
榎の杖	三六一	榎箸	四〇七	首掛松	三五九
榎の蛇	三六一	嫁樹	四〇八	鞍掛松	三五三
榎の水	三六一	刀の目釘	四一三	鞍掛森	三五四
榎の井	三六二	片葉芦	四一三	栗は樹の王	三五五
榎室連	三六二	桂	四一五	果樹實	三五八
槐	三六一	門松	四一七	棺掛櫻	三五九
オガタマノ木	三〇五	鐘掛松	四一六	勸請松	三六〇
鬼影松	三〇四	南瓜を忌む	四一八	子授銀杏	三五七
箕入柳	三〇三	鎌松	四一六	子授松	三五九
箕掛松	三〇三	茅の穂	四一九	牛蒡を忌む	三六〇
箕捐杉	三〇六	萱崇	四一九	胸繫榎	三六三
萬年青	三〇六	萱箸	四一九	子持杉	三六四
親抱松	三〇一	木忌	四〇四	子安木	三六五
拜ん松	三〇六	胡瓜に蛇	三〇六	西行笑松	三六二
姥杉	三〇三	木槌	三〇九	犀は百合	三六三

逆銀杏	六六六	縛り松	六五三	血の出る木	七一九
逆榎	六六六	樹木崇拜	六五三	血の出る竹	七一九
逆櫻	六六六	白髪松	六五五	茅の輪	七一九
逆杉	六六六	白雞を忌む	六六六	茶筌榎	七二三
逆竹	六六六	墨染櫻	六六一	椿	七三二
逆椿	六六七	簿箸	六七七	椿崇	七三二
逆松	六六七	節分櫻	六七七	杖櫻	七三三
咲ぬ藤	六六七	錢掛櫻	六七八	傳供木	七三九
作試木	六六九	錢掛松	六七八	燈明松	七四四
作物の禁忌	六六九	大根を忌む	六九六	椰	七四四
櫻胸	六三〇	大木傳説	六九七	梨を忌む	七五八
櫻の精	六三〇	竹較べ	七〇三	七色櫻	七五七
作物を盗む日	六三〇	竹神木	七〇三	ナリギリ	七六一
挿木傳説	六三四	竹の皮を忌む	七〇三	南天の葉	七六三
挿竹傳説	六三六	筍の禁忌	七〇四	二度栗	七六四
挿矢傳説	六三六	竹の實	七〇四	姪娘栗	七六八
三度栗	六四〇	竹箸	七〇四	盗人松	七七〇
楮	六四〇	袂杉	七一一	勝軍木	七七一
十六日櫻	六四八	誓の木	七二四	勝軍木の打木	七七一
柴打	六五一	乳垂松	七二七	詛ひの木	七三九
柴刺	六五三	乳銀杏	七二七	柱松	七六三

柞	七九
二股大根	七九
飯器松	八〇
盲杖櫻	八二
不蒔稻	八三
松楦	八三
松の精	八三
豆鷄頭	八四
大豆を忌む	八四
萬年草	八五
麥俗信	八三
麥譽	八三
茗荷占	八三
女夫木	八九
女夫杉	八九
女夫松	八九
匣り木	八〇
粗播	八三
桃の矢	八六
桃船	八六
瓔珞駱駝	八九

金石

矢立杉	八四
柚の木の祝儀	八四
夕顔を忌む	八四
夜泣松	八五
世の中櫻	八五
愛敬石	一
鸚鵡石	二〇
赤子の足跡石	三
足跡石	三
足酒石	三
足駄石	三
穴石	三
池の出る石	三
石鹽	三
石信仰	三
石成長	三
石に雨を祈る	三
石に水を祈る	三
石の種々	三

石の膳	三七
石の團子	三七
石の時鳥	三六
石割傳説	三九
石を生む神	三九
板碑	四三
犬石	四五
岩船	五七
陰陽石	八三
鷓鴣石	九八
牛石	一〇〇
牛足跡石	一〇〇
姥石	一〇一
烏帽子石	一〇〇
押手石	一〇七
鬼石	一〇三
ノオコロイハ	一〇三
笈石	一〇三
笈懸岩	一〇六
和福石	一〇九
重輕石	一〇七

神護石	三二
降臨石	三八
神樂石	三六
要石	四三
鐵漿石	四四
祈願石	五〇
鬼爪石	五〇
金龜傳説	五三
金抗傳説	五三
金の茶臼	五三
金の鶴	五七
轡を貸す石	五七
鞍掛岩	五七
傾城石	六一
結界石	六一
子生石	五九
御休息石	五九
御座石	五九
子授石	五九
腰掛石	五九
臂女石	六〇

子補石	六〇
子泣石	六〇
護法石	六〇
子孕石	六〇
五福石	六〇
子持石	六〇
權現石	六二
西行戻石	六二
鹿の足跡石	六四
神足石	六三
神紋石	六五
石敢當	六六
太鼓石	六九
對面石	六九
誕生石	七二
誓の石	七二
石力	七三
血の出る石	七三
牛曳石	七三
角針	七三
手形石	七三

鐵火	七七
鐵を忌む	七七
手箱石	七九
天馬石	七九
砥石洗	七九
虎石	七九
泣石	七九
鈍投	七九
盜人石	七九
盜み石	七九
布晒岩	七九
齒形石	八〇
馬蹄石	八五
針供養	八八
人取石	七九
目守石	七九
女夫石	八二
文字摺石	八三
物言石	八三
影向石	八七
夜泣石	八五

飲食

夜泣石傳説	八五一	笠の餅	四四四	食事と團體	六三三
寄り石	八五五	門飯	四三二	食人風俗	六三三
草鞋石	八六七	川浸餅	四四六	人肉を食ふ	六三三
愛敬殿の飯	一	貝焼皿	四七〇	スミツカリ	六三三
愛敬餅	二	喃酒	四六八	酢を忌む	六八三
鯛飯	三	粥時	四九一	善光寺餅	六八九
小豆	四	切飯	五〇〇	長壽貝	七三二
小豆粥	四七	狗糞餅	五〇一	辻飯	七三九
油祝	六三	御幣餅	五〇九	椿餅	七三三
甘茶	七七	米喃	五三三	天狗の麥飯	七四〇
餡	八一	五月飯	五三八	天道餅	七四〇
飯綱	一五〇	雑煮を忌む	五三六	十日汁	七四一
牛舌黍	二〇四	酒彌勒	五三二	燗體盃	七四四
姥ヶ餅	二二六	笹團子阿彌陀	五三三	年餅を作らぬ	七四七
狗ころ飯	二九六	鯖食	五四〇	鳥禁食	七五〇
襟懸團子	二九七	四十九日の餅	五四八	投げ餅	七五五
お強い	三二七	鹽蛙と年越	五五五	生團子	七六〇
發足飯	三三七	鹽水の淨め	五五五	人參	七六八
尾花粥	三七四	鹽を喰ぬ	五五五	農家の食事	七六八
		葛蒲酒	五五七	載せ飯	七六八
		宿世燒	五六〇	晝飯持	七六八

穂垂粥	八〇八	厠	四三三	長屋門を忌む	七五三
見鹽	八一八	厠と移徒	四三三	野小屋	七六八
精製飯	八二八	鹽	四三三	柱立	七六二
神玉飯	八二八	建築	四三三	東窓	七六九
耳塞ぎ餅	八二二	建築と縁喜	四三九	蕙暖簾	七八六
飯杓子	八三二	建築と信仰	四三九	棟上	七八六
飯杓子踊	八三二	建築と税金	四三九	棟包	八二七
餅打	八三三	十間の家を忌む	四三九	門を締め家	八三七
餅講	八三三	新宅と煤拂	四三九	家移式	八三八
餅投	八三三	新宅の習俗	四三九	屋敷の選み方	八四二
八皿酒	八四〇	新宅持	四三九	屋根葺講	八四三
椀飯	八四四	白壁を忌む	四三九	横座	八五二
蕨を食はぬ	八六七	關錢	四三九	汚れ屋	八五二
		善光寺の棟	四三九	移居	八六六
		大黒柱	四三九	藁座敷	八六七
		大黒柱と藏開	四三九		
		大黒柱と轉居	四三九		
		他屋	四三九		
		血天井	四三九		
		庭園と信仰	四三九		
		鳥小屋	四三九		

建築

服裝

不開門	一五	愛敬守	二
石切棟梁	三〇	赤前垂	六
家祈禱	一七一	總角	三三
産屋	三三九	アソソウリ	三九
鬼瓦の置方	三四		
御福窓	三五〇		

足半	四〇
岩田帯	一七〇
衣服	一六九
異様の月代	一七五
入墨	一七六
陰形の染物	一七六
内機	三三七
髪束花	三六五
鹿杖	四〇八
鐵槩	四〇九
カラサン	四四九
後家帯	五九六
紺轡鼻輝	六六九
縞帳	六五五
撞木杖	六六二
千早	七二〇
手拭被り	七三八
濡衣	七七一
喪服	八三三
山袴	八四四

舞踊

商ひ踊	六
足半踊	四二
淡路の操人形	七〇
間の山節	六〇
阿呆踊	三三
アヤゴ	八二
綾子踊	八二
伊勢踊	一三三
伊勢音頭	一三三
一絃琴	一四〇
犬舞	一六〇
亥の子舞	一五九
牛舞	二〇九
白太鼓踊	二二一
歌祭文	二二七
歌説經	二二七
歌念佛	二二八
諸を忌む	三三〇
姥舞	三三七

越前萬歳	二七四
惠比須踊	二八四
夷太夫	二九一
惠比須廻し	二九三
惠比須舞	二九四
惠比須舞の神事	二九四
延年舞	二九八
杖	三〇三
御陰踊	三〇五
奥淨瑠璃	三〇七
御狛舞	三一一
鬼の舞	三二〇
小集樂	三三〇
踊	三三二
踊念佛	三三二
尾花踊	三三三
掛踊	四〇二
金山踊	四〇四
鎌舞	四〇六
カンカンヲドリ	四〇一
羯鼓踊	四〇一

杵島曲	五三三
杵舞	五三七
吉備樂	五三八
金藏獅子	五五七
禁裏萬歳	五五七
傀儡	五五八
傀儡師	五五八
鍬形筑子	五五八
蜘蛛舞	五五九
戲瓢踊	五八七
諷り歌	六〇〇
粉屋娘	六〇五
小町踊	六二二
駒舞	六二二
榊舞	六二六
鶯舞	六二九
山路笛	六四四
式地太夫	六四七
重高萬歳	六四七
獅子頭の鼻毛	六四八
獅子舞	六四八

獅子舞と相續人	六四八
ジャンガラヲドリ	六五九
女装の踊	六六〇
神事舞太夫	六六〇
雀踊	六六八
説經師	六六七
題目踊	六六八
田植躍	七〇一
知多萬歳	七〇七
つく舞	七〇六
蝶々舞	七三九
鶏踊	七五〇
鶏舞	七五〇
念佛踊	七五〇
裸踊	七五三
蟾舞	七六九
瓢舞	七九七
盆踊	八二一
萬歳	八二五
御崎踊	八二八
大和萬歳	八四四

傳説

阿古多丸	二四
足洗傳説	四
足摺り傳説	三九
阿蘇沼傳説	四〇
安達ヶ原の鬼	四六
鑄鐘傳説	九九
和泉式部傳説	一三〇
鑄佛傳説	一七一
井水傳説	一九五
歌詠み幽霊	二三〇
庭池傳説	二三一
生代り傳説	二五一
浦島傳説	二五一
惠比須の緒額	二九一
鬼傳説	三三六
笈重り傳説	三三六
笈傳説	三三七
追分傳説	三三九
鶯齋寺傳説	三三八

温泉傳説	三三五	白瀧姫傳説	六六六	伏拜	七九八
甲賀三郎傳説	三八一	白旗傳説	六六六	文使ひ傳説	八〇一
景清傳説	三六九	硯水傳説	六六六	別所	八〇三
片日傳説	四四四	背較べ傳説	六八四	銚清水	八〇八
刈萱傳説	四四六	洗濯傳説	六九〇	將門傳説	八三三
畸形傳説	五二〇	曾我傳説	六九五	密告傳説	八一九
棄老傳説	五三六	竹取傳説	七〇三	皆鶴姫傳説	八三二
妓玉傳説	五五〇	長者傳説	七〇三	名畫傳説	八三六
首飛傳説	五七〇	中將姫傳説	七三三	名劍傳説	八三六
首引傳説	五七〇	沈鐘傳説	七三三	焦米傳説	八三九
懐胎傳説	五七〇	九十九傳説	七三七	安良姫傳説	八四一
化石傳説	五七六	杖立傳説	七三三	米一傳説	八三三
蹴裂傳説	五八二	姫傳説	七三三	黄泉の穴	八三三
湖口開閉傳説	五九七	望夫石傳説	七三九	頼政傳説	八三五
湖水傳説	五九九	白蛇傳説	七六〇	龍穴傳説	八五九
米洗ひ傳説	六三三	羽衣傳説	六六一	龍女傳説	八五九
實盛傳説	六三九	箸立傳説	六六三	龍體傳説	八六〇
鹿姫傳説	六四六	針磨傳説	六六八	愛染お火焚	三
淨瑠璃姫傳説	六五七	人影清水	六七一	愛知御曾子	三
酒泉傳説	六六一	人柱傳説	六九三		
呪詛傳説	六六一	飛鉢傳説	七四四		

赤土	六六	淡島願人	五五	稻荷の參宮	一五五
アカモノカアハン	六六	合ひ詞	六〇	犬を使ふ神	一六一
あがり子	六六	合火	六二	稻食ふ石神	一六五
アクチ	七〇	アブシバラヒ	六三	疣神	一七一
悪魔拂	七〇	阿彌陀籤	八〇	隠語	一七九
悪夢	七〇	綾取	八二	牛打坊	二〇〇
アゲイチ	七三	誤り證文	八二	牛役	二〇九
朝顔の露の宮	七六	菖蒲菱	八四	牛疫歌	二〇九
足洗	七三	荒夷	八四	失人の魂返	二二四
足浸	七三	アラゾウリ	八四	虚言の償	二二五
足長	四一	アラハンサラ	八五	歌垣	二二六
芦船	四二	アリマサ	八七	税が揚らぬ	二二八
葦矢	四三	アラザシ	八九	打出小槌	二三三
阿蘇神の妾	四三	青屋箸	九一	宇治の橋姫	二三三
遊	四四	伊勢兩宮は無夜燈	一三六	散米	二三四
遊び子	四四	一日一人	一四四	軀堂	二三六
遊び宿	四四	一目連	一四七	軀火	二三六
咫	四四	一色	一四九	馬乳母	二五〇
小豆洗	四七	一本足	一五三	馬聖	二五一
小豆磨	四九	出雲大社の神體	一五三	守袋	二五四
阿呆金	四九	出雲の神集	一五三	海の亡魂	二五四

海坊主	三五四	オタタキ	三三三	小野照像	三三三
裏付	三三七	御手火	三三七	尾上釜の由来	三三三
疫神送	三六四	オトヤ	三三九	温泉税	三三九
エタ村を嫌ふ	三七四	鬼劫	三三三	女て禮	三三九
惠比須送	三六四	鬼と豆	三三六	強盗と童丸	三六五
惠比須雜載	三六五	鬼の腕	三三七	郷宿	三六六
夷扇子	三九〇	鬼の贈物	三三七	權會	三九〇
惠比須託宜	三九〇	鬼の三魂	三三六	カクチ	三九五
惠比須曇	三九〇	鬼の俚稱	三四〇	河童	四〇二
惠比須附	三九一	鬼走	三四〇	鉦洗	四〇三
惠比須槌	三九一	鬼火焚	三四〇	金賣吉次	四〇五
惠比須の實	三九三	鬼焼	三四三	變つた誓文	四〇五
蝦蟇船	三九四	オビシヤ	三四六	權練	四〇七
繪馬雜載	三九五	オヒサギ	三四六	鎌倉権五郎	四〇一
繪馬の起原	三九六	おもろ双紙	三六六	釜の古語	四〇四
縁結の通夜	三九六	親養	三六一	鎌梓	四〇六
エビシルノトウゴラウ	三〇〇	オンベウチ	三六三	神と話す	四〇九
オイゲ	三〇一	フカイレ	三六四	神に香	四〇九
オゲ	三〇九	ラタケ	三七〇	カラサガシ	四〇三
オコケラ	三二〇	女影	三七三	狩の儀式	四〇八
御駒送	三二一				

カンコ	三〇一	削り掛	三六五	三助	三六五
神立	三〇一	喧嘩太鼓	三六七	七難の揃毛	三六五
邯鄲枕	三〇三	コウザキ	三六三	死人の屋敷	三六一
胡瓜堂	三〇五	コウビ	三六四	死の隠語	三六一
消えずの火	三〇七	コケシ	三六七	柴子	三六三
木七竹八	三〇三	コサ	三六七	柴手向	三六三
木の精	三〇三	後生車	三六九	柴床	三六三
起語の矢	三〇三	木靈	三六三	鹽掛たば	三六四
奇姓	三〇三	子孕	三六三	鹽籠	三六四
菊花紋章	三〇六	コヅミナガシ	三六三	借家人の制裁	三六五
吉兆金魔羅	三〇八	御幣と削り掛	三六九	樹婚	三六一
杵天より降る	三〇七	小楊枝	三六四	女子相續	三六四
きのを様	三〇八	金剛	三六八	女子の禁忌	三六四
狂歌師の屋號	三〇〇	ゴンドチ	三六九	處女は娼婦	三六四
細堂待	三〇一	賽	三三〇	初夜權	三六五
行屋	三〇二	冠嶺	三三七	白羽矢	三六六
客神權現	三〇三	左遷の七逆	三三六	白人	三六七
キリシタ	三〇九	座方	三三九	白姫	三六七
公家の財源	三〇九	皿吊し	三三九	屍蠟	三六七
臭木の灰	三〇九	猿瓦	三三三	數字の異稱	三六五
狗濱	三七一	三十三所	三三三	墨塗	三六三

摺り木	六三二	頭串	七四二	一目入道	八九一
摺鉢免	六三二	燈火	七四三	火取玉	七九三
石塔倒	六六六	東尋坊荒	七四三	ヒヤリ	七九五
蟬丸	六六八	燈籠押	七四四	袋子	七九八
ソリコ	六六八	年桶	七四六	船の丸	八〇一
大黒湯	六九六	年柴	七四六	紅血缺血	八〇三
高階氏	七〇三	鳥年貢	七五一	辨慶水	八〇五
武島女郎	七〇三	鈍血柱	七五二	ホッゼン	八〇七
立待	七〇六	榮生	七五八	穂掛	八〇七
タネヒロヒ	七〇八	鍋借	七五九	萬次萬三郎	八一五
旅	七〇九	鍋止	七六〇	三替	八一五
痰切	七二二	和炭	七六三	巫女の奇驗	八一七
千木篋	七二二	肉付の假面	七六三	水牢	八二〇
チクゴデン	七二五	日光責	七六四	鳴弦	八二八
チグラ	七二五	日本試	七六四	餅を搗かぬ村	八三三
嫁手向	七二五	仁王の無い仁王門	七六六	ヤマゴマヒ	八四四
十洗ひ	七二六	弊打	七六七	山丈	八四四
土持氏	七二九	練子	七四〇	山女	八四六
杖と歌擧	七三三	鬘斗	七四四	雪女	八四七
氏胡奈	七三七	八面大王	七四四	夜宮初	八五三
手長足長	七三八	盤次盤三郎	七六八	龍宮參賀	八五八

龍女の髪	八五九
連雀役	八六三

日本民俗學辭典終

昭和八年十一月一日印刷
昭和八年十一月七日第一刷發行
昭和十一年五月六日第二刷發行

日本民俗學辭典

普及版 三圓五拾錢



著者 中山 太郎

東京市神田區錦町三丁目廿六番地

發行者 根岸 秀次郎

東京市芝區濱松町一丁目十三番地

印刷者 植田 庄助

東京市芝區濱松町一丁目十三番地

印刷所 成文堂印刷所

發行所 東京市神田區錦町三丁目廿六番地 昭和書房

發賣所 東京市神田區神保町壹丁目廿五番地 光文館書店

振替東京三五三四一番
電話神田(四)四六四一番



會計部 二十一年度 預算書

科目	預算額	執行額	剩餘額
第一等會計部
第二等會計部
第三等會計部
第四等會計部
第五等會計部
第六等會計部
第七等會計部
第八等會計部
第九等會計部
第十等會計部
第十一等會計部
第十二等會計部
第十三等會計部
第十四等會計部
第十五等會計部
第十六等會計部
第十七等會計部
第十八等會計部
第十九等會計部
第二十等會計部
第二十一等會計部
第二十二等會計部
第二十三等會計部
第二十四等會計部
第二十五等會計部
第二十六等會計部
第二十七等會計部
第二十八等會計部
第二十九等會計部
第三十等會計部
第三十一等會計部
第三十二等會計部
第三十三等會計部
第三十四等會計部
第三十五等會計部
第三十六等會計部
第三十七等會計部
第三十八等會計部
第三十九等會計部
第四十等會計部
第四十一等會計部
第四十二等會計部
第四十三等會計部
第四十四等會計部
第四十五等會計部
第四十六等會計部
第四十七等會計部
第四十八等會計部
第四十九等會計部
第五十等會計部
第五十一等會計部
第五十二等會計部
第五十三等會計部
第五十四等會計部
第五十五等會計部
第五十六等會計部
第五十七等會計部
第五十八等會計部
第五十九等會計部
第六十等會計部
第六十一等會計部
第六十二等會計部
第六十三等會計部
第六十四等會計部
第六十五等會計部
第六十六等會計部
第六十七等會計部
第六十八等會計部
第六十九等會計部
第七十等會計部
第七十一等會計部
第七十二等會計部
第七十三等會計部
第七十四等會計部
第七十五等會計部
第七十六等會計部
第七十七等會計部
第七十八等會計部
第七十九等會計部
第八十等會計部
第八十一等會計部
第八十二等會計部
第八十三等會計部
第八十四等會計部
第八十五等會計部
第八十六等會計部
第八十七等會計部
第八十八等會計部
第八十九等會計部
第九十等會計部
第九十一等會計部
第九十二等會計部
第九十三等會計部
第九十四等會計部
第九十五等會計部
第九十六等會計部
第九十七等會計部
第九十八等會計部
第九十九等會計部
第一百等會計部

會計部 二十一年度 預算書

